

常任理事会会議次第(差し替え)

とき 令和6年2月27日(火) 10時30分～

ところ 長建ビル 3階会議室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

[報告事項]

- (1) 能登半島地震への対応について 資料No.1
- (2) 建設技術委員会 県建築部局との意見交換会について 資料No.2
- (3) 信州 BIM/CIM 推進協議会建設部会について 資料No.3
- (4) 令和5年度第4回長野県契約審議会について 資料No.4
- (5) 県建設部との災害情報共有システムに関する意見交換会について 資料No.5
- (6) 令和5年度支部事務局長会議について 資料No.6
- (7) 「地域を支える建設業」検討会議
 - ・ 第44回維持管理・危機管理分科会について(当日配布) 資料No.7
 - ・ 令和5年度 第3回施工・品質確保分科会について(当日配布) 資料No.8
- (8) 長野県議会入札制度研究会との意見交換会について 資料No.9
- (9) 令和5年度働き方改革対策・電子契約促進小委員会について(当日配布)・ 資料No.10
- (10) 市町村への前払金制度等要望結果について 資料No.11
- (11) 会員異動について 資料No.12
- (12) 行事予定について(当日配布) 資料No.13
- (13) その他
 - ・ 公共工事設計労務単価について 資料No.14
 - ・ 【当日追加】令和5年度 技士会と長野県公共事業担当部局との意見交換会について 資料No.15

4. 閉会

目 録

- 一. 令和6年能登半島地震の被災に対し
長野県が行う支援のための
寄付金として

金 10,000,000円

令和6年2月14日

一般社団法人 長野県建設業協会

会 長 木 下

修



令和6年能登半島地震の被災支援
のための寄付者名簿

一般社団法人 長野県建設業協会

令和6年2月

能登半島地震の被災支援のための寄付金集計

(一社) 長野県建設業協会

支部名	協力者数	金額	
南佐久	25	470,000	
佐久	32	1,070,000	
上小	20	370,000	
諏訪	35	1,090,000	
伊那	50	860,000	
飯田	37	670,000	
木曾	16	510,000	
松筑	50	760,000	
安曇野	25	290,000	
大北	34	380,000	
更埴	14	160,000	
須坂	13	150,000	
中高	15	290,000	
長野	81	2,500,000	
飯山	18	290,000	
協会本部	3	40,000	
本部会計		100,000	
合計	468	10,000,000	

令和6年2月15日

一般社団法人 長野県建設業協会
会員の皆様

一般社団法人 長野県建設業協会
会長 木下 修

「令和6年能登半島地震支援のための寄付金」

ご協力への御礼について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は協会業務運営に格別なるご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、令和6年1月1日に能登半島で発生した地震により被災された方々を支援するためのご寄付お願いしたところ、会員の皆様には多大なるご協力をいただき感謝申し上げます。

お蔭様で、寄付金は総額一千万円となり、能登半島地震の被災に対し長野県が行う支援に活用してもらうため「ふるさと信州寄付金」として長野県に寄付することといたしました。

2月14日には長野県庁を訪問し、阿部知事に寄付金を贈呈、知事からは感謝状を頂いて参りました。

ご報告と併せまして、取り急ぎ書中にて御礼とさせていただきます。

能登半島地震「ふるさと信州寄付金」について



被災地支援に役立てて

能登半島地震 県建協が県へ1000万円寄付



右から新田部長、前沢部長、阿部知事、木下会長、大月特任理事、小林専務理事

県建設業協会（木下修会長）は14日、能登半島地震の被災に対して県が行う支援活動に役立ててもらうため、阿部守一知事へ寄付金1000万円を贈った。

県庁で行われた贈呈式には協会から木下会長、大月昭二特任理事、小林敏昭専務理事、県から阿部知事、前沢直隆危機管理監兼危機管理部長、新田恭士建設部長が出席。木下会長が目録を手渡し、阿部知事は感謝状を贈呈した。

阿部知事は「多額の義援金をいただき大変ありがたい。有効に活用し継続的に支援活動を行っていききたい」と感謝。木下会長は「寄付金は会員一社一社からの支援。今回を教訓として災害時、今以上に迅速に対応できる体制を構築していきたい」と述べた。

燃料・資材持ち込み、支援も計画

能登半島地震

長野県建設業協会の木下修会長は14日、長野県庁を訪れて阿部守一知事に能登半島地震復旧支援に向けた寄付金1000万円を贈った。



長野建協

災害復旧へ1000万円寄付

000万円の目標を手渡した。写真、木下会長は、建協として道路復旧などの被災地支援体制を整えていることを明かした上で、「近い時期に現地に行き、石川県建設業協会と協議する。燃料や資材を持ち込む自給自足型で被災地の支援をしたいと考えている。現地の体制が整いつつある。開始したい」と述べた。建協の大月昭二特任理事、小林敏昭専務理事が同行した。

阿部知事は「県民と力を合わせ、オール長野県で、継続的に息の長い支援をしていきたいと考えている。寄付を有効に活用したい」と謝意を表明。能登半島地震を機に県の防災対策を強化する考えも示し、「地震防災対策を総点検し、今後の対応を決めていきたい。能登半島地震では道路の復旧が進まず、その他の支援が行き届かない状況がある。事前防災のどこに力を入れていくのか。復旧復興フェーズの体制をどうするのか。これまで以上に皆さんと協力・連携体制をとりながら考えていきたい」と呼び掛けた。

木下会長は「一言に呼び掛けで寄付を決めた。県内でもいつ災害が起こるかかわからない。会員にも危機管理体制を呼び掛けておろし、災害があった場合には迅速に復旧できる体制を構築したい」と力を込めた。一方で、「県内は山間地が多く、孤立する

可能性のある集落が多数ある。各地域に力のある建設会社が残っていないと迅速な対応ができない」との懸念も示した。

建協は、能登半島地震発生翌日の1月2日から支援活動を開始、5日と10日には北陸地方整備局の要請に応じてブルーシート6200枚やセーフティコーン1200個を送った。今後は、道路復旧などの支援に入る予定だ。木下会長は「8〜4日程度で交代しながら支援する体制を整えている。現地に行き、どこかの地区に入るのか、何が一番不足しているのかを把握したい。探石の置き場も検討したい」と語った。道路復旧に加え、水道復旧に向けた体制も整えているという。

令和 6 年 2 月 19 日

長野県建設業協会 支部長 様

一般社団法人 長野県建設業協会
会 長 木 下 修

令和 6 年能登半島地震への資材支援費用の精算について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は協会業務運営に格別なるご協力を賜り御礼申し上げます。

令和 6 年能登地震への支援につきましては、ブルーシートをはじめとする資材の支援への迅速なご協力に感謝申し上げます。

さて、ご協力いただきました支援資材費用の支払いのため、北陸地方整備局より関係資料の提出依頼がありました。つきましては、下記により貴支部に関する支援資材明細資料の提出をお願いします。

短期間でのご依頼となり恐縮ですがご協力をお願いします。

記

- 1 提出資料 (別紙 1) エクセルファイルをメール添付でお願いします。
- 2 提出期限 令和 6 年 2 月 22 日 (木) まで (厳守)

(北陸地方整備への提出期限が 2 月 27 日 (火) となっており、集計作業、単価・金額の確定作業があるため、間に合い次第お送りいただけると幸いです。)

3 その他

協会本部で把握している支援資材の数量 ((参考) 能登半島地震支部別支援資材.xlsx) を添付します。

(問い合わせ先)

(一社) 長野県建設業協会

専務理事 小林 敏昭

TEL 026-228-7200 FAX 026-224-3061

能登半島地震に伴う資材支援費用明細(内訳)

支部名:

資材明細の記載について

- 1 支部で作成した既存の明細資料を提出いただいても結構です。
- 2 ブルーシートなど、記載以外の規格の資材がある場合は欄を追加して記載してください。
- 3 資材の単価については、物価資料、見積等により協会統一とさせて頂く予定です。(ご理解をお願いします。)
- 4 運搬費については、支部から協会本部までの運搬費を記載してください。
(車両規格、運搬距離(時間)等の仕様を記載してください。('〇〇1式'のみの記載では不可とされています)。別途見積でも結構です。)
- 5 長野支部におかれましては、1回目(1月5日)と2回目(1月10日)の内訳が分かるように記載(備考欄に記載等)をお願いします。

(単価、金額単位:円)

名 称	数量	単位	単価	金額	備考
ブルーシート 3.6m×5.4m #3000					
ブルーシート 3.6m×5.4m #2000					
ブルーシート 3.6m×5.4m #1000					
ブルーシート 規格:					
セーフティコーン					
コーンバー					
飲料水					
運搬費					
合計					
消費税					
総計					

令和5年度 建設技術委員会
長野県との建築関係意見交換会 会議次第

日時 令和5年1月22日(月) 13:15～
場所 長野市 ホテル犀北館 2階グランドホールA

1 開会

2 挨拶 (唐木副会長・佐々木主任専門指導員)

3 議事

(1) 長野県が発注する公共工事の諸課題について・・・・・・・・・・別添提案議題

(2) その他

4 閉会

(敬称略)

長野県(建築関係)と長野県建設業協会 意見交換会

長野県関係 出席者名簿

令和6年1月22日(月)13:15~

所属名	職名	氏名	備考
建設部 建築住宅課	主任専門指導員	佐々木 武信	
建設部 建築住宅課	課長補佐兼建築企画係長兼 副主任専門指導員	泉 尚武	
建設部 建築住宅課 公営住宅室	企画幹兼整備係長	北島 嘉人	
建設部 施設課	企画幹	塚本 哲	
建設部 施設課	課長補佐兼施設第一係長	清水 直樹	
建設部 施設課	課長補佐兼施設第二係長	長田 章敬	
建設部 施設課	企画幹兼設備係長	田尻 和久	
会計局契約・検査課	主任工事検査員	佐藤 泰信	

長野県(建築関係)と長野県建設業協会 意見交換会
協会関係 出席者名簿

令和6年1月22日(月)13:15~

			氏 名	会 社 名	出欠	備考
担当副会長			廣 木 和 世	廣瀬建設工業㈱	○	
委 員 長			大 熊 孝 博	大栄開発㈱	○	
東信	南佐久	副委員長 (建築)	堀 内 文 雄	㈱堀内組	○	
	佐 久	副委員長 (土木)	矢 野 健太郎	㈱竹花組	○	
	上 小		宮 島 聖 二	㈱宮嘉組	○	
南信	諏 訪		春 間 光 也	㈱春間工務店	○	
	伊 那		黒河内 勇 雄	黒河内建設㈱	×	
	飯 田		村 松 博	吉川建設㈱	○	
	飯 田	副委員長 (土木)	大 平 敏 一	大平建設㈱	○	
中信	木 曾		青 木 孝 尚	木曾土建工業㈱	(○)欠	
	松 筑		堀 貴 明 代理)黒岩信幸	㈱松本工務店 松本土建㈱	○	
	安曇野		横 山 一 浩	横山建設㈱	○	
	大 北		遠 藤 清 門	遠藤建設㈱	○	
北信	更 埴		清 道 宏	更埴建設㈱	○	
	須 坂	副委員長 (建築)	中 村 正	マツナガ建設㈱	○	
	中 高		土 屋 徹	㈱土屋建設	○	
	長 野		野 本 大 介	共和建設㈱	×	
	飯 山		伊 東 紀 義	伊東建設㈱	○	
事務局	技術部長		水 口 森 隆	(一社)長野県建設業協会	○	
	常務理事		手 塚 雄 保		○	
	主 任		河 合 恵 美		○	

令和5年度 長野県(建築関係)と長野県建設業協会との意見交換会議議題 一覧

No	区分	文書整理後	提案支部	説明支部
1	設計 積算	設計と現場の不整合などについて	飯田・松筑	更埴
2		改修工事等の設計と施設管理者の施設利用方法の食い違い	飯田	飯田
3		施設管理者の施工条件を十分反映した設計	松筑	松筑
4		設計図書の適正化等	大北	大北
5		設計図の建築図・電気設備図・機械設備図の調整不足	須坂	須坂
6		働き方改革に関連した見積、積算期間の設定について	南佐久・飯田	南佐久
7		物価上昇に伴う単価調整・改定の期間	須坂	須坂
8		改修、営繕工事の価格について	飯山	飯山
9	施工	適正工期の確保について	南佐久・飯田	(木曾) 南佐久
10		平日施工の制限がある既存改修工事での適正工期	松筑	松筑
11		働き方改革、時間外労働の上限規制への対応について	須坂	須坂
12		生産性向上と施工の効率化について	大北	安曇野
13		プレキャスト工法の活用による生産性向上について	大北	大北
14		新技術とDXの現場実装について	大北	佐久
15	入札 検査	入札条件明示と高校等の最低制限価格について	上小・長野	上小
16		B M / A 関連に関する工事成績加点について	飯田	飯田

令和5年度 長野県(建築関係)と長野県建設業協会との意見交換会議題

【設計積算関係】

1、【設計と現場の不整合などについて】

着工時から明らかな設計図書と現地の齟齬があることにより、着工が遅れ協議にも時間がかかり工期に大きく影響して、週休二日施工に影響が出ました。

また、発注前には、現場調査を徹底にさせていただき、設計図書(設計書共)のみで積算が完結するよう改善をお願いします。仮設についても同様に任意仮設であっても詳細まで仕様を明確にするようお願いしたい。

2、【改修工事等の設計と施設管理者の施設利用方法の食い違い】

設計から発注されるまでに数年の時間が経過している場合、担当者の移動や施設の利用状況が変わっていき大きな設計変更が余儀なくされます。その為、打合せ回数の増加及び関係資料作成等、予定していない業務が増えてしまい、週休2日・時間外労働の短縮の実現に影響が有ります。設計から発注まで時間が経過している場合は再度、調整確認をお願いします。

3、【施設管理者の施工条件を十分反映した設計】

着工時に施設管理者から入場に関する制限を指示され、協議に2週間程度かかり工期と仮設経費に影響が出ました。もともと3月完成工期で年度末での竣工の要望が強く厳しい工期となりました。着工がスムーズにできるよう、設計段階で施設管理者との打合せを十分行って頂きたい。

4、【設計図書の適正化等】

地方公共団体等が発注する建築工事において、設計がきちんとなされず、設計図書の完成度が低いまま発注され、施工段階で施工者に余分なコスト・工期が発生していることから、①発注時における設計図書の完成度の確保、②施工者が追加で支払った費用の負担、工期の延伸、③発注方式の工夫・改善等につき、取り組み・検討をお願いしたい。

【設計者関係の課題等】

- ・古い事例が参考にされていること、構造の差異(吹抜の有無等)や付帯工事費が考慮されていないこと、工事発注までの間が長く物価変動など生じること等が、後に工事費が予算から乖離する要因となっている。
- ・工事発注までの間に設計の精度向上や物価変動があっても、この段階で措置した予算の範囲内で対応しなければならないことが多い。
- ・発注条件と整合しない基本設計図書となっていると後段階の積算が予算と乖離する可能性があるため、精度を高めることが重要だが、その認識が受発注者ともに不足している場合がある。
- ・積算段階に入ってからでも建築確認手続き等により設計図書の修正が生じる場合があり、数量の算出に手戻りが発生する可能性がある。
- ・実施設計後にも概算の確認を行う観点からは、数量計算を容易に行えるBIMの普及が望まれている。
- ・地方では積算事務所が非常に少なく、設計事務所に積算能力が求められている。

【発注者関係の課題等】

- ・地方ではメーカー等が少ないほか、最近では見積に応じない又は有料とするメーカー等が増えている。
- ・企画段階又は設計段階の予算内に収めるために厳しい補正率を設定し、実勢価格と乖離してしまう場合がある。
- ・単価や見積が最新のものであるか、共通費が妥当であるか等について、適切に確認する必要がある。また、確認後に予算超過による修正設計が生じた場合は、大きな手戻りが発生する。
- ・工期が短く適正でない場合や、現場の施工数量と積算数量との相違している場合がある。
- ・数量書の細目において、1式として数量が提示されないものもある。

5、【設計図の建築図・電気設備図・機械設備図の調整不足】

設計図の中で、建築意匠図・構造図、電気設備図、機械設備図があるが、それぞれ調整ができていないので相違がある図面ができてしまっている。優先順位もあり内訳も変更になるので増減工事対応が増えるため、この辺の対応をしっかりとやってほしい。

6、【働き方改革に関連した見積、積算期間の設定について】

積算期間に休日含むという回答が以前ありましたが、それぞれの専門業者や協力業者においても、働き方改革により、残業及び休日出勤はなく業務を行っています。それゆえ見積提出に関しても期間を要する様になってきています。今後、工事の公告から入札までの期間をもっと長くしていただきたい。

また、効率的に積算するために、一般的な内訳明細書の作成で問題ないと思われます。代価表はその作成時間も積算検証する(代価表を)時間も、施工者に必修な業務ではないと考えます。改善していただければ働き方改革の一端を補完できるのではないのでしょうか。

7、【物価上昇に伴う単価調整・改定の期間】

現在建設資材価格の高騰が施工上の課題となっています。土木関係資材の価格調査について、物によっては毎月実施し、状況に応じた単価改定をしていただいています。建築関係の資材についても、物価高が直接手間・資材購入費に乗ってくるので3か月毎くらいの調整・改定が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

8、【改修、営繕工事の価格について】

必ずとは言えませんが、改修や営繕工事では特に施設の運用などしている中での施工となり、建物等の入場、搬入など時間的制約を受けるなどにより、作業員の1日の実働が規制されることがあり、労務費の見方に受発注間での乖離が見られます。施工時の制限がある場合には、積算内訳に示していただき、金額等の算定考慮をお願いします。

また、各工種で少量の施工については材料費と労務費、運賃、運搬費等を分けるなどして内訳書に反映して頂きたい。

【施工関係】

9. 【適正工期の確保について】

新築工事の場合、施工計画にて完全週休二日での施工が可能かと思いますが、改修工事では、ほぼ休日での作業を実施する週休二日「相当」の施工計画になると思います。その場合、平日に2日間休む計画になりますが、平日に2日休むと問題対応に遅れが出る恐れがありますので、半日休み2回で休工期1日分としていただくこともできるよう実施要領を変更していただきたい。

また、新築工事、改修工事に関わらず若い人が建設業（建築）に就職してもらえる様、もっと余裕のある工期設定としていただきたい。契約後の工事着手前に工事受注者と発注者とで工期について打合せを行い、契約工期を延ばすといった対応もご検討いただきたい。

10. 【平日施工の制限がある既存改修工事での適正工期】

改修工事で解体に伴う騒音工事が土日に限定されるため週休二日を平日に取得する必要があることと、別途発注業者の工期の違いなどにより指定工期内で工事を完成するのが困難となる施工箇所がありました。

このような場合は、発注時に適正な工期設定をしていただくようお願いします。

11. 【働き方改革、時間外労働の上限規制への対応について】

時間外労働の上限規制対応の適用まで残り5か月を切ったわけですが、これらを前提に週休二日制の導入工事、書類等の簡素化を緩和していただいているところですが、まだまだ各現場によっては、土、日、祝日の施工になる場合があります。（下請け会社との関係でそうなる場合が多い。）

今後も働き方改革に沿った工期設定等のご協力をお願い致します。

12. 【生産性向上と施工の効率化について】

現場の時間外労働は、工事書類の作成で多く発生しており、現場技術者の大きな負担となっています。その削減や効率化には、デジタル化が2024年度に向けて不可欠です。監督・検査の効率化は受発注者双方の労働効率化に極めて有効です。

① 工事書類の簡素化・情報共有システム（ASP）の積極的な活用等

書類作成業務を軽減するため、発注機関では書類スリム化ガイドなど書類の簡素化に取り組んでいる。

一方、設計図書の照査確認資料、施工体制台帳、発注者指示の工事打合せ簿、工事履行報告書など「書類作成マニュアル」にそぐわない作成業務が発生しているので、マニュアルが現場の実務に運用徹底されるよう指導していただきたい。また、受発注者間の書類のデジタル化を進め、オンライン電子納品を推進するとともに、長野県発注機関等では生産性の向上を推進することを目的とした情報共有システムの積極的な活用をお願いしたい。そして電子検査を早急に導入されたい。工事書類の簡素化・情報共有システムの活用は、工事単位だけではなく事業全体を円滑することが期待されています。

② 監督・検査の効率化

国土交通省をはじめとする発注機関で遠隔臨場の試行が進められており、その効果が確認されています。長野県発注の建築工事においても、遠隔臨場の実施要領などルール化を行い、効果が期待される工事では全面的に導入されたい。

13、【プレキャスト工法の活用による生産性向上について】

プレキャスト工法は、工程短縮、省人化、安全化の効果が高く、建築現場の生産性向上に大きく寄与します。施工途中で発注者が工程短縮を求める場合には、プレキャスト工法の採用が不可欠であり、プレキャスト工法への変更協議が円滑に進むよう予め当初契約時に明記していただきたい。

14、【新技術とDXの現場実装について】

公共建築工事の現場では、新技術等がなかなか実装されないことが課題です。新技術等が現場で実装されるには、発注者と受注者の共通認識と相互協力が不可欠と思います。BIM/CIIMや遠隔現場の活用などインフラDXの推進を図るとともに、監督・検査等のICTを活用した計測方法などタイムリーに現場実装するための仕組みを構築されたい。

【入札検査関係】

15、【入札条件明示と高校等の最低制限価格について】

公正な入札となるよう以下の内容を公告時に明記していただきたい。

- ① 法定福利費を記載する工種と、ない工種があるのでどちらかに統一してほしい。ない工種の場合、全体見積金額のうち、何円が法定福利費としか表現できません。
- ② 解体処分中、アスベストに関する物に関しては、施工法、処分法、アスベストレベルの明記。
- ③ 工事敷地内、すべて禁煙か、休憩室及び自動車内はOKなのかの明記。

また、高等学校の改修工事については、以前は施設課が発注していたようですが、現在は高等学校が直接発注することが多いようです。重要な公共建築工事である以上、発注者は工事監理の責任を負い、施工者は細心の注意をはらって施工管理を徹底しなければなりません。実際には「工事監理者による適正な施工指導がされていないのではないか」「施工業者任せになっているのではないか」と思われる場合があります。

設計者が指定する基本仕様を満たさずに、予定価格を大きく下回る、通常では考えられない金額で落札されたという話もありますが、最低制限価格が設定されていれば失格となる金額と考えられます。

県の施設課が最低制限価格を設けているのであれば、同じ長野県の高等学校もそれに倣うべきではないでしょうか。同じ長野県の発注物件は、(施設課、住宅供給公社、教育委員会、各校校長など) 全て低入調査及び失格基準の算定を統一していただきたい。


16、【BIM/AI関連に関する工事成績加点について】

建設工事の竣工検査において、施工BIMを活用した場合に竣工検査時に加点項目とすることによって、BIMやAI利用の普及につながると思いますので、ご検討いただきたい。

円滑な施工確保に向けた取組について

関東地方整備局 長野営繕事務所

令和5年12月

 国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(2) 現場条件や実勢価格を反映した積算①

取引実態を踏まえた積算

※建設業団体等との意見交換を踏まえ整理

県対応

<p>○ 実勢価格や現場実態を的確に反映した適切な予定価格を設定するためのポイント</p>	<p>(1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定が必要 > 工事内容や施工条件に応じた、適切な単価を算定するため、市場単価を補正する「市場単価補正方式」の採用 > 実勢価格の把握が困難な場合に、入札参加者から見積を徴収して予定価格に反映する「見積活用方式」の採用</p>	<p>(2) 現場実態を反映した共通費(共通仮設費、現場管理費)の算定及び条件明示が必要 > 揚重機、仮設用地借地等に要する費用について、現場の実情に応じて算定し、共通費に積上げ(契約変更で精算も可能) > 共通仮設費の積上げ項目等について、<u>施工条件明示、公開数量書への明記</u>にかかる取組 > <u>地域外労働者を確保するための費用</u>(旅費や宿泊費)を契約変更で精査し、共通費に積上げ</p>	<p>(3) 現場実態を考慮した適切な工期の設定が必要 > <u>工事内容、施工条件等を踏まえた適切な工期設定及び柔軟な工期延長の対応の徹底</u> > 工期延長にともない増加する共通費(共通仮設費、現場管理費)について、「<u>工期運動型共通費積算方式</u>」で増額変更</p>	<p>(4) 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更が必要 > 施工条件の変更に伴う適切な設計変更、物価変動に伴うスライド条項の適切な運用を徹底</p>
---	--	---	---	---

◎ 地方公共団体への支援

> 『営繕積算方式』の地方公共団体への普及・促進及び「公共建築相談窓口」における相談対応の推進

(2) 現場条件や実勢価格を反映した積算②

「見積活用方式」の試行

○ 営繕工事における入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行

◆ 「見積活用方式」の概要

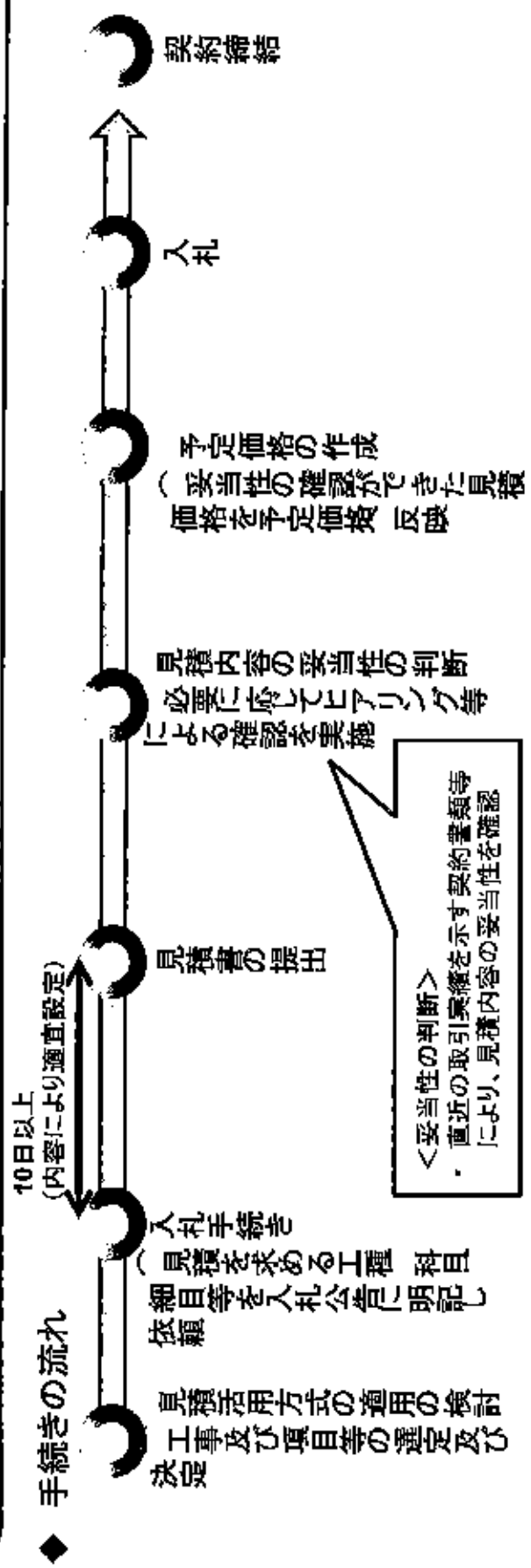
入札の不調・不落が発生している工事において、公共建築工事積算基準類に基づく価格(以下「標準積算」という。)と実勢価格に乖離が生じていると考えると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積書を用いて予定価格を作成する方式

◆ 対象工事及び項目

対象工事：標準積算と実勢価格に乖離が生じ、不落になった工事等

対象工種：直接工事費のうち、内訳書又は現場条件等から標準積算の材料単価、複合単価、市場単価及び見積単価に乖離がある項目、並びに共通仮設費、現場管理費の積み上げ部分

例) 鉄筋工事(加工組立)や型枠工事の単価



(2) 現場条件や実勢価格を反映した積算③

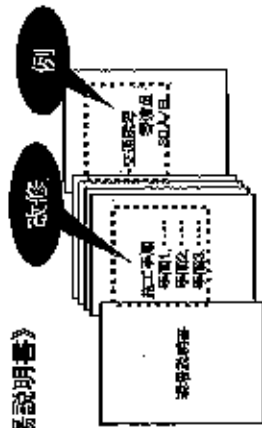
共通費積上げ工夫

- 共通仮設費積上げ項目である仮囲い、交通誘導警備員等を施工条件として明示
- 工程に影響を及ぼす施工区分・手順を施工条件として明示→工事費内訳書の作成に反映

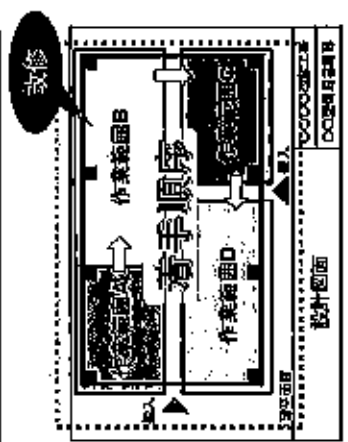
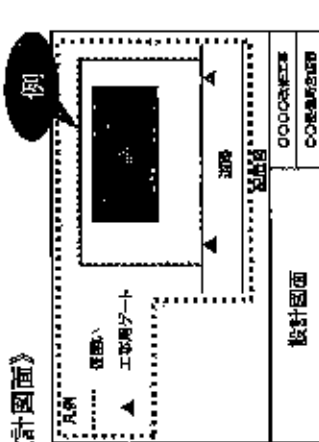
精算変更
も可能に

※設計図書への施工条件明示のイメージ

《現場説明書》



《設計図面》



【例】仮囲い、工事用出入口、交通誘導警備員に関する施工条件明示

共通仮設費 (積上げ分) 細目別内訳

名称	概要	数量	単位	単価	金額	備考
共通仮設費 (体系定分)	共通仮設費	1	式			
小計						
仮囲い	所定より算定					
工事用シート	所定より算定					
交通誘導警備員	所定より算定					
小計						
計						

例

現場実態を踏まえ、標準的な配置計画では、施工が困難と考えられる場合は、揚重機の能力や設置期間等について施工条件明示を検討

参考【改修(例)】改修工事の工程(作業範囲及び手順)等に関する施工条件明示

作業範囲毎に区分した工事内訳書の作成

区分	名称	数量	単位	単価	金額	備考
区別工事 改修工事	仮囲い	1	式	0,000,000	0,000,000	
	工事用シート	1	式	0,000,000	0,000,000	
	交通誘導警備員	1	式	0,000,000	0,000,000	
	小計					
区別工事 改修工事	仮囲い	1	式	0,000,000	0,000,000	
	工事用シート	1	式	0,000,000	0,000,000	
	交通誘導警備員	1	式	0,000,000	0,000,000	
	小計					
区別工事 改修工事	仮囲い	1	式	0,000,000	0,000,000	
	工事用シート	1	式	0,000,000	0,000,000	
	交通誘導警備員	1	式	0,000,000	0,000,000	
	小計					
区別工事 改修工事	仮囲い	1	式	0,000,000	0,000,000	
	工事用シート	1	式	0,000,000	0,000,000	
	交通誘導警備員	1	式	0,000,000	0,000,000	
	小計					

作業手順等の明示により、数量が積算区画に分割されることから、小規模積上げとなる

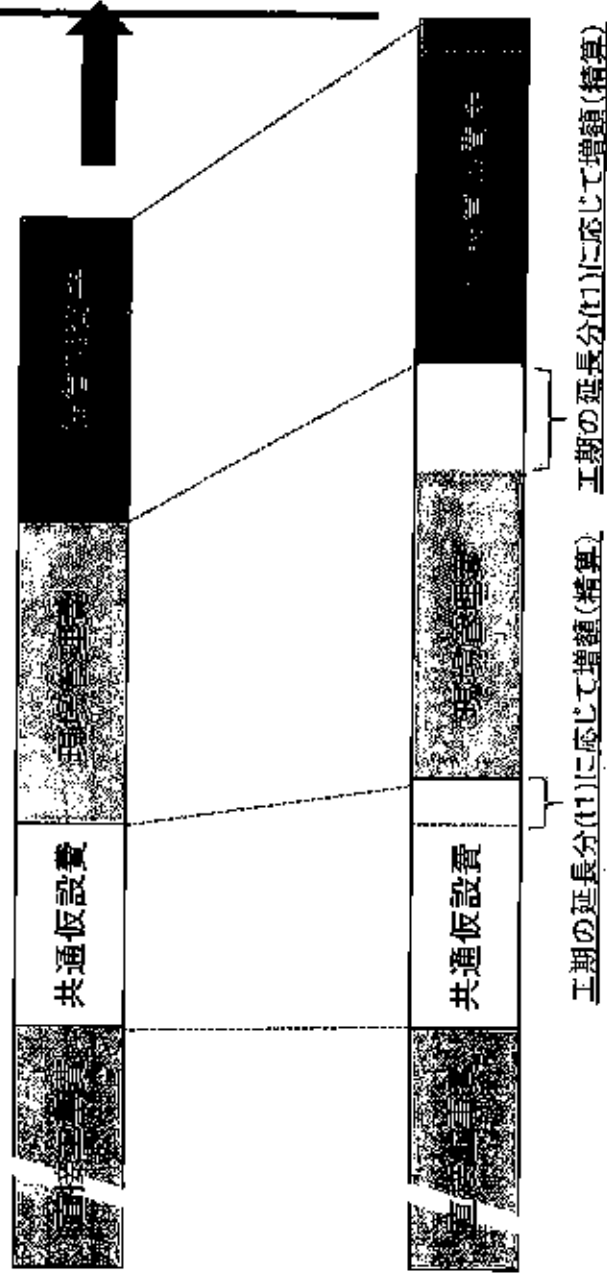
(2) 現場条件や実勢価格を反映した積算④

工期連動型共通費算定

○ 工期延長に対応した共通費(共通仮設費、現場管理費)の算定

※「公共建築工事共通費積算基準」より

共通費
工期に連動して増額



標準的な工事
【工期(T)】

受注者の責によらず
工期が遅延
【工期(T+11)】

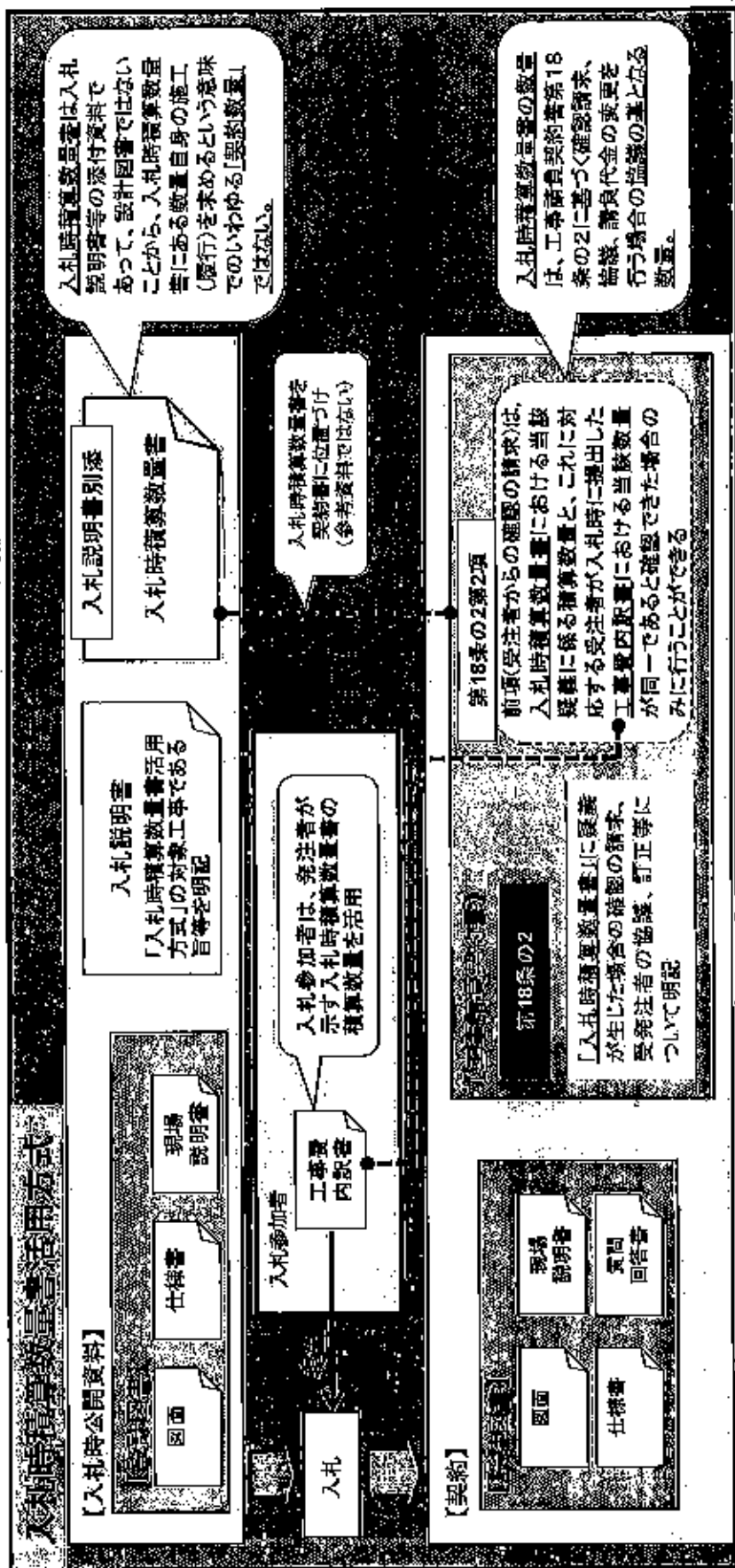
契約変更が必要

工期の延長分(11)に応じて増額(精算) 工期の延長分(11)に応じて増額(精算)

(2) 現場条件や実勢価格を反映した積算⑤

積算数量の明確化と協議の円滑化(入札時積算数量書活用方式)

- 概要
- 改正品確法において、「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」とと基本理念に規定。
 - 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料(参考数量)との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつき。
 - 「入札時積算数量書活用方式」では、契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とする。



県建協建設技術委と県建築担当課が意見交換

設計と現場の不整合の改善などを要望

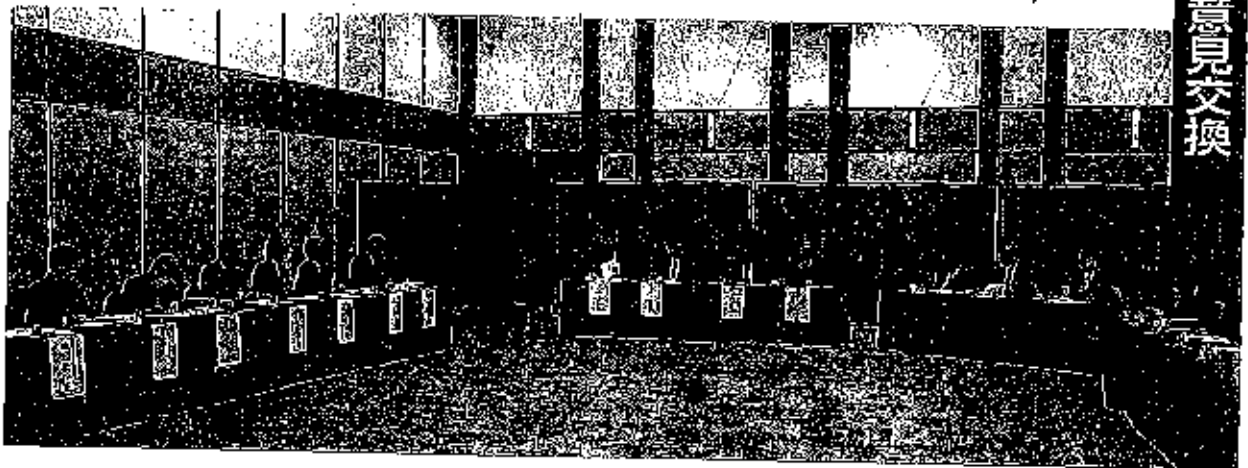
県建設業協会の建設技術委員会（大藤孝博委員長）は1月22日、県建設部の建築関係担当課と設計標準や施工、入札検査の課題などについて意見を交わした。協会側からは、設計と現場との不整合で着工が遅れ、週休2日施工に影響が出たことや、建築図と設備図の調整不足による図面があり、工事費の増減対応に十分な対応として発注前の現場調査や担当課側での調整の徹底を求めた。これに対して県側は、設計と現場との不整合が生じるケースが「少なからずある」とした上で、「指摘内容を共有し、現場調査や状況確認、設計完了時の確認、工事発注時の図面の精査により二層注意を払ってほしい」と回答。また、「設計の途中段階、完成段階でより一層注意深くするよう関係者に指導

する」と伝えた。

施工関係では、働き方改革への対応で、適正工期の確保を求めると、生産性の向上に向けた情報共有システムの活用、遠隔現場やドレキマストの活用による効率化などを求める意見が挙がった。

特に適正工期の確保について、改修工事はほぼ休日での作業を実施する週休2日相当の施工計画にするとして、協会側は半日休み2回で休1日1/2にできるような実施要領の変更を要望。県側は「制度の趣旨に即して日単位で休日を設定する計画とするように」求めた。

県側は建築住宅課の佐々木武信主任専門指導員、施設課の塚本哲企画幹ら8人が参加。協会側は唐木和世副会長のほか、同委員会委員15人が参加した。



第1回信州BIM/CIM推進協議会 建設部会

会議概要

1. 開催日時：令和6年1月25日（木）13：30～16：30
2. 場 所：長野市 長建ビル5階会議室
3. 参加者：会場参加19名（委員15名、来賓2名、事務局2名）、Web参加6名
4. 内 容：
 - (1) 長野県のBIM/CIMの取り組みの現状（技術管理室）
 - ・長野県建設部BIM/CIM適用に関する実施方針
 - ・長野県インフラデータプラットフォーム
 - (2) 部会員からの事例紹介（建コン・測協・地質業・建設業）
 - ①（建コン・技建開発北沢氏）BIM/CIM手法を活用したトンネル点検の高度化
 - ②（測協・コバコン田島氏）BIM/CIM活用工事実績と内容、信大農学部での実習
 - ③（地質業・総合地質田邊氏）三次元地盤モデルの事例紹介
 - ④（建設業・中野土建浅川氏）砂防堰堤工事での3次元モデルの作成と活用
 - (3) オリエンタルコンサルタンツから「E-MS」紹介
 - ・設計BIM/CIMデータからICT土工用3次元モデルに容易に作成するシステム
eMS（イマス）「土工部ICT施工データ変換システム」の紹介
 - (4) 意見交換（別紙記載）
 - (5) その他
 - ・今後の予定などについて
（技管室）今年度は、実務者会議と総会（3月）を予定しているのと、建設部会及び地質部会が開催済みなので、他の部会の開催について促していきたい。
また、次年度以降、受注者向けの研修会を県で企画したいと考えており、その内容について、要望や意見等あればお寄せいただきたい。

(別紙)

意見交換内容

- ① モデルの詳細度により作成方法やソフトは違うのか。
⇒ (技管室) モデルの種類によりいろいろ使い分けている。また、作成時や納品形式によってもソフトを使い分けている。
- ② 長野県 BIM/CIM 活用実施の具体的箇所は。
⇒ (技管室) 業務での実績は増えてきているが、工事での利用まで至っているのはまだ少ない。一方、ICTでの3次元データ利用は増えてきており、今後工事でのBIM/CIM 利用も増えてくると思う。具定期箇所の情報については、今後協議会の中で情報共有していきたい。
- ③ 国交省 DX センターのような取り組みは長野県でも考えているのか。
⇒ (技管室) 長野県ではそのようなシステム構築は今のところ予定はなく、今後の検討課題である。民間の情報共有システムでの対応も考えられる。
- ④ 工事施工中の設計変更等で 3D モデルの修正が必要となった事例はあるか。
⇒ (技管室) 安曇野建設事務所の黒沢川の調節池については、モデルの修正が発生したが、施工者の外注により対応したとのこと。
- ⑤ 砂防堰堤のような構造物掘削(床掘)の土工モデルは設計段階で作成するのか。
⇒ (技管室) 現場での細かな施工方法に対応した掘削モデルは設計段階では作成しないと思われる。施工段階で必要に応じて修正等をして対応することとなる。
- ⑥ BIM/CIM を利用して設計変更した場合に BIM/CIM データ上の数量が設計変更での根拠として活かすことはできるのか。
⇒ (技管室) 当初からの利用は難しいが、発注数量と BIM/CIM 上のデータ数量が概ねあっていることが発注者として確認できれば協議により利用できるのではないかと。

令和5年度 信州BIM/CIM推進協議会 建設部会参加者名簿

【来賓】

所 属	会社名等	役職	氏名	出欠	備 考
	(株)リエタルコンサルタンツ	DX推進本部副本部長	出本 剛史	○	
	(株)リエタルコンサルタンツ	長野事務所長	福重 辰二	○	

2

【対面参加委員】

所 属	会社名等	役職	氏名	出欠	備 考
建設業	中野土建(株)	土木部工事所長	浅川 栄二	○	部会長
建コン	(株)協同測量	調査設計部技師	田村 大	○	
建コン	技建開発(株)	技師長	北沢 淳史	○	
測協	(株)コパコン	技術開発部室長	田島 誠司	○	
測協	(有)イー・ティー・シー企画	技術部長	畠山 浩	○	
地質業	総合地質コンサルタント(株)	技術部課長	田邊 智司	○	
地質業	土木管理総合試験所		松山 雄紀	欠	
建設業	(株)黒澤組	技術課長	市川 孝	○	
建設業	小池建設(株)	工事部長	塚田 健二	○	推進員
建設業	(株)石井工務所	土木部技術部長	石井 光	○	
建設業	市川建設(株)	代表取締役	市川 興助	○	
建設業	松本土建(株)	技術情報課長	折井 信一	○	地質部会
建設業	(株)喜久屋商会	代表取締役	原山 大輔	○	データ活用部会
技術管理室	基準指導班(基準)	主任	黒岩 楠央	○	推進員
技術センター	建設技術課	事務局次長兼建設技術課長	前島 治	○	推進員
技術センター	建設技術課	技術支援係長	田牧 恵一郎	○	

15

【Web参加委員】

所 属	会社名等	役職	氏名	出欠	備 考
技術管理室	基準指導班(基準)	副主任専門指導員	山口 剛	○	
建コン	(株)アンドー	技術部課長補佐	吉田 淳貴	○	推進員
建コン	(株)フジテック	課長	小田切 裕弥	○	推進員
建コン	(株)長野技研	技術部技師	松林 達也	○	推進員
建コン	株式会社ゼンシン	技術部調査設計課	羽生 健志	○	推進員
地質業	日本総合建設(株)	取締役	美谷島 弘幸	欠	推進員
地質業	日本総合建設(株)		藤本 済	○	

6

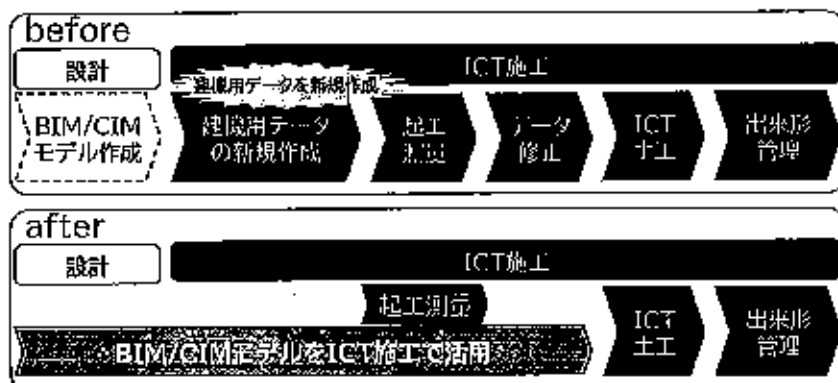
BIM/CIMモデルを活用した『ICT土工導入促進支援サービス』

BIM/CIMデータを設計・施工・維持管理で利活用するデータサプライチェーンの実現と、多様な条件下でのICT土工を可能にし、ICT施工による生産性向上を図る『ICT土工導入促進支援サービス』を提供します。

OBIM/CIMの簡易加工システムによるICT施工支援

設計で作成したBIM/CIMモデルは、様々な理由から施工段階で活用されず、建機用データを新規に作成しています。

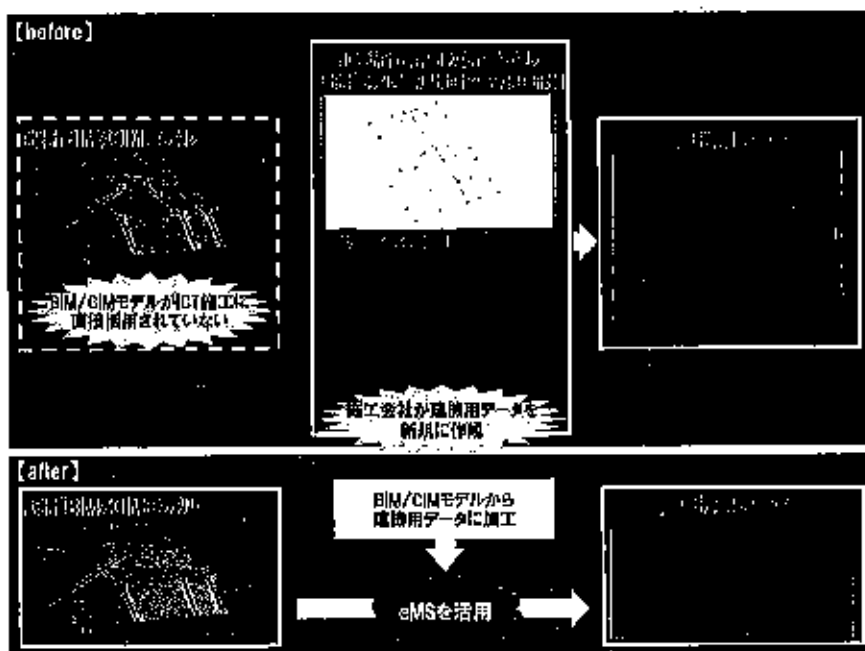
当社が開発したシステムは、設計で作成したBIM/CIMモデルをICT土工で活用できるように、建機用データに加工するシステムです。



OBIM/CIMモデルを活用した建機用データの提供

当社が開発した『土工部ICT施工データ変換システム』、通称eMS(イーマス)を用いることで、BIM/CIMを容易に加工することが可能となり、工区割など様々な要望にお応えすることができます。

eMSは、「earthwork Management System」の頭文字を取った略称です。



○ ICT土工の実証実験と土工部ICT施工データ変換システムの開発

【設計BIM/CIMを用いたICT土工実証実験】

当社は日本土建株式会社(本社:三重県津市)と共同で、BIM/CIMモデルを連機用データに活用する実証実験を行いました。

その結果、作成したデータで円滑に施工を行うことができ、出来形管理基準を満足することを確認しました。



【施工中の様子】



【実証実験結果】

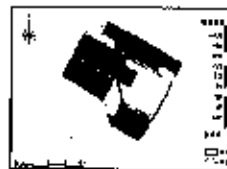
【土工部ICT施工データ変換システム(eMS)の開発】

当社が開発した土工部ICT施工データ変換システム(eMS)を利用することによって、連機用データの作成が容易になります。

eMSは、設計BIM/CIMを加工するシステムで、例えば延長の長い設計BIM/CIMから施工工区だけを切り取る作業や、施工条件に応じたBIM/CIMの加工が可能で、施工段階における生産性の向上に繋がります。



【eMS操作画面】



【実証実験結果】



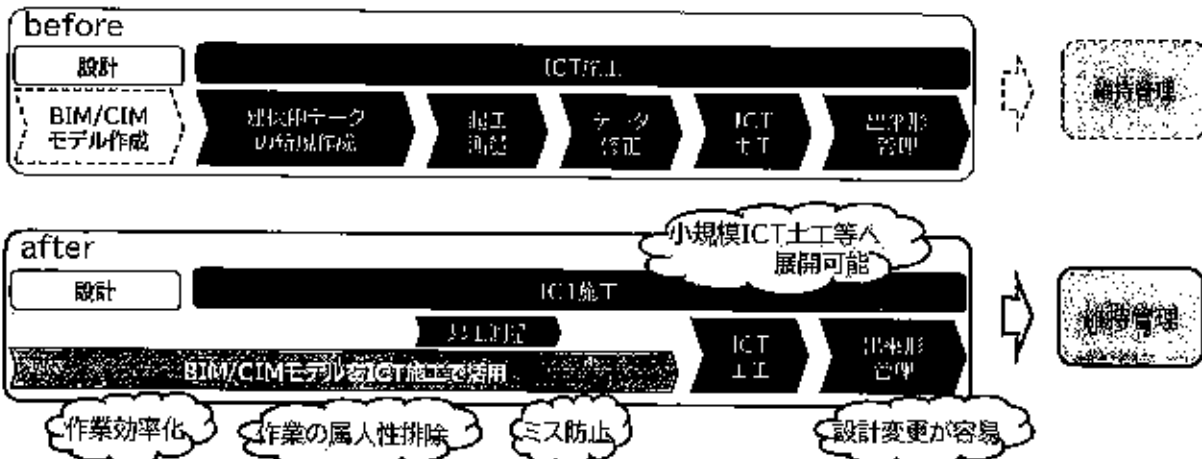
【工事用段階データの作成例】



【工区割データの作成例】

○ 本システム活用の効果

- ・3次元モデルを新規に作成する必要がないことによる作業の効率化
- ・簡易な操作でBIM/CIMを加工し、3次元モデルを作成できるため、作業の属人性を排除できる
- ・設計段階と施工段階で同一モデルを活用できることによる人為的なミスの防止
- ・簡易に3次元モデルを作成できるため、小規模ICT土工やICT床掘工に活用展開できる
- ・設計変更に対する図面・数量の作成が容易になる



お問い合わせ

株式会社 **オリエンタルコンサルタンツ**

関東支社

〒151-0071 東京都渋谷区本町三丁目12番1号

住友不動産西新宿ビル6号館

TEL 03-6311-7851 FAX 03-6311-8021

株式会社 **オリエンタルコンサルタンツホールディングス**

〒151-0071 東京都渋谷区本町三丁目12番1号

住友不動産西新宿ビル6号館

TEL 03-6311-6641 FAX 03-6311-6642

BIM/CIM 事例発表

(R6.1.25 信州BIM/CIM推進協議会 建設部会)

工事：R4.交付金 通常砂防工事（砂）濁池北沢 飯山市 富倉
 概要：砂防施設1式(本堤、副堤、垂直壁、摺付水路、付替え道路)

・BIM/CIM適用工事ではない
 ・ICT活用工事（発注者希望型）

～当工事で実施している項目～

1. 3次元モデルの作成	国土交通省 BIM/CIM適用工事 3次元モデルの活用項目
<ul style="list-style-type: none"> ・構造物モデル(本堤、副堤、垂直壁、側壁、摺付水路、間詰コンクリート) ・土工モデル(掘削、盛土、付替え道路) 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的には発注時に提供される ・BIM/CIM? ICT?
2. 3次元モデルの活用	
① PC画面で3次元モデルを閲覧しながら現場作業員と打合せ	「義務項目」 2次元図面の理解補助 施工計画の検討補助 現場作業員等への説明
② 作成した3次元モデルのデータにより3Dプリンターで模型を作成	<ul style="list-style-type: none"> ・義務? 推奨?
③ 土工モデルと構造物モデルを重ね合わせて、官民境界との位置関係を確認 →(発注者との協議、打合せに利用)	<ul style="list-style-type: none"> ・推奨項目 重ね合わせによる確認
④ 掘削の形状に合わせた間詰コンクリートの計画(施工範囲、取り合い)	<ul style="list-style-type: none"> ・義務項目 特定部(既設との接続)
⑤ 3次元モデルを打設ブロック、リフト割に合わせて分割加工し、コンクリート及び型枠の数量把握や、打設計画(工程)の立案に利用	<ul style="list-style-type: none"> ・推奨項目 施工管理での活用
⑥ 構造物モデルをタブレットに取り込み、測量(位置出し)に使用	<ul style="list-style-type: none"> ・推奨項目 施工管理での活用

※配布資料は1枚のみです。上記の実施した項目について画面等で説明します。

中野土建株式会社 浅川

令和5年度第4回長野県契約審議会 次第

日時 令和6年1月24日(水)
15時30分～17時
場所 長野県庁 西庁舎 301号会議室

1 開会

2 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

イ 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し

(2) 報告事項

総合評価落札方式における工事及び業務成績評定点評価の見直し

3 その他

4 閉会

資料一覧表

資料 1-1	前回審議会の主な意見	(1 P)
資料 1-2	建設工事の入札参加資格審査における加点状況	(2 P)
資料 1-3	入札参加資格における労働災害の取扱い	(3 P)
資料 2	建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し	(4 P)
資料 3	総合評価落札方式における工事及び業務成績評定点評価の見直し	(9 P)

長野県契約審議会 第4期委員

(任期3年 令和5年9月1日から令和8年8月31日まで)

(敬称略、五十音順)

氏名	経歴・役職等	出席
相澤 久子	公認会計士	
秋葉 芳江	長野県立大学 大学院ソーシャル・イノベーション研究科 教授 グローバルマネジメント学部 教授、ソーシャル・イノベーション創出センター長	○
猪俣 正由	長野建設産業労働組合 組合長	
岩片 弘充	職業訓練法人 長野地域職業訓練協会 専務理事 元 長野市都市整備部長	○
木下 修	一般社団法人 長野県建設業協会 会長	○
栗田 富	信州大学 経法学部 教授	○
佐々木 基	一般財団法人 建設経済研究所 理事長 元 内閣府地方創生推進事務局長、国土交通審議官	○
中嶋 葉香	弁護士	○
西澤 肇枝	株式会社 西澤電機計器製作所 代表取締役	○
濱 民恵	長野県社会保険労務士会北信支部 支部長	○
森 俊也	長野大学 企業情報学部 学部長・教授	○
湯本 憲正	自治労長野県本部 副中央執行委員長	○

入札・契約事務と審議事項の関係

事務の流れ	県の制度	契約審議会 審議事項 ◇:R5第3回 □:今回
資格審査 競争入札 参加資格審査	<ul style="list-style-type: none"> ○入札参加資格 審査 客観的事項の審査(従業員数、売上高 等) 総合点に応じて等級(A、B、C等)を付与 総合点=客観的事項+信州企業評価項目※ ※信州企業評価項目 技術力、環境配慮、労働環境整備 等 (例:工事成績、環境認証の取得、週休二日、 労働災害、入札参加資格停止 等) ○入札参加資格 停止 契約の相手方として不相当と認める者については、一定期間入札参加資格を停止 (例:契約不履行、法令違反(労働安全衛生法、建設業法、刑法など) 等) 	◇入札参加資格の見直し
入札参加資格 設定	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、県内本店・支店又は営業所 ・同種業務の履行実績(必要に応じて) ・適切な予定価格の設定 等 	
入札・契約(案件ごと) 公告 入札	<ul style="list-style-type: none"> ○ダンピング防止 ・低入札価格調査制度(失格基準価格の設定 等) ・最低制限価格制度 ○契約方式 ・一般競争入札 最も有利な条件を提供した者と契約を締結 ・受注希望型競争入札 入札後に参加資格要件を審査 ・総合評価落札方式 入札価格と価格以外の要素を総合的に評価 合計=価格点+価格以外点※ ※価格以外点 工事成績、地域要件、技術者要件 等 ・随意契約 等 	◇最低制限価格制度の導入 (消防用設備点検) □評価項目の見直し (建設工事)
契約	<ul style="list-style-type: none"> ○複数年契約 長期継続契約、債務負担、ゼロ県債 等 ○変更契約 物価高騰、最低賃金上昇 等 ○資金実態調査 資金状況を調査し、取組に反映 	◇複数年契約の状況 (清掃等業務) ◇資金実態調査の結果 (清掃等業務)
履行 検査 工事成績評価	<ul style="list-style-type: none"> ○成績評価 技術力向上・総合評価落札方式での加点 等 	

長野県の契約に関する条例 基本理念

- ①契約の適正化(契約の透明性、公正性の確保 等)
- ②総合的に優れた契約の締結(価格以外の多様な要素も考慮 等)
- ③契約内容への配慮(地域における雇用の確保 等)
- ④事業者の社会貢献活動への配慮(労働環境の整備 等)

前回審議会の主な意見 [令和5年度第3回契約審議会(11月16日)]

項目	委員	意見の要旨	回答・対応案等
(1) 入札参加資格の見直し案の修正 【資料2-1~2-3】	木下委員	・建設工事につきまして、全体の点数が底上げされる中で、例えば上限を25%から20%や15%にしたらどうかというコミュニケーションをしていただきたいと思っております。 ほかにもこういう自主体独自の加点をしているところがありましたが、そういった具体例も調べて報告していただけたらと思います。	・加点の上限を変えた場合のシミュレーション結果及び他の都道府県の加点状況について、資料にて御説明いたします。 【建設部技術管理課】
(1) 印刷の諸員に係る最低制限価格制度の見直し 【資料5】	鎌田委員	・労働災害で、4日以上が一律マイナスイナス10点×人数となっている態勢と、減点として適正なのか、細分化した方がよいのではないかという気がしますが、お考えを聞かせたい。	・労働災害を4日以上の休業と位置付けていること、休業終了の報告を求めていること、休業期間中の把握ができないことから、細分化は困難です。 ・森林整備（林業）は斜面でチェーンソーや刈払い機を使う非常に危険な作業であること、労働災害の発生率が高いため、減点として高くし、及び事業者が作業する者に対し特別の教育を行う義務があることから、減点により安全管理に対する意識を高め、事故を抑制したいと考えています。 これらの入札参加資格における労働災害等の取扱いについて、改めて御説明させていただきます。 【林務部森林政策課、建設部技術管理課】
	佐々木委員長	・減点とか指名停止とか、労働災害に対する体系を載せてもらえませんか。	
	森田委員	・指名停止の月数×マイナスイナス10点、労働災害の人数×マイナスイナス10点は同じ数字で納り合っているのかどうかに関心があると思っておりますので、そこが分かる資料がもらえるとよいと思います。	
	鎌田委員	・森林整備の配点の見直しの中で、全体的な取組ではあるのは間違いないのですが、それ以外にも、有効性であったり、手間や時間を考えますと、今後この2点や1点という水俣を減えながら進めていく必要があるのかと思っておりますが、いかがでしょうか。	
(1) 印刷の諸員に係る最低制限価格制度の見直し 【資料5】	木下委員	・材料費は日に日に価格が高騰しておりますし、銀行借入を見ますと、企業としてはやっていると思わないと思うんですね、実際には全然利益は出ないけれども我慢してやっていると、無理をして仕事を委託しているということにはありませんか。	・今回の見直しに当たっては、組合から知事へ要望が二つありました。一つは最低制限価格の引き上げ、もう一つは、執行する業者数の増加でした。その背景は、たまたま合意をしておき、その結果、利益を出すというよりも運転資金を得るために応札しているというお話を受けております。 【会計局契約・検査課】
	渡委員	・原材料が高騰してきているのはご承知ですね。この5年平均を取ったところの傾向とかを聞かせていただくと、もつと75%、80%の強い傾きの資料になると思います。	・私たちの見積りは1年に1回、積算資料に基づいて単価改定をします。昨年は1年の間に4回も用紙代の改定があり、県の単価との差が非常に大きくなりました。その背景は、今年からは毎月、用紙代を改定して、予定価格を設定するように取り組んでおりますので、予定価格における累が改定した単価と市場単価の差はなくなっていくと考えております。 【会計局契約・検査課】
	湯本委員	・人件費や諸経費が非常に下がっているという状況について、切実な声を聞いておられます。引き続き、価格振替がされ、人件費や諸経費にしろ差が行かないような、そんなことをこれからも願っています。	・引き続き、積算内訳書をご提出いただき、必要に応じて見直ししていきたいと考えております。 【会計局契約・検査課】
	相海委員	・定量的な数値指標だけでなく、定性的な情報も入手していただけたら、今のようないや、5年、6年たつてこういう分析ではなく、諸君が7%といううのはあり得ない数字だと思います。	・数字的な情報でまともなところがあるのですが、そもそもは組合からの諸君を委ねて、というところもありませんので、今後見直しなどがありましたら、併せてお示ししたいと思います。 【会計局契約・検査課】

建設工事の入札参加資格審査における加点状況

【取組番号 20,92 等】

1 趣旨

令和5年度第3回契約審議会での信州企業評価項目（現：新客観点数）に関する委員からのご意見（現行の加点上限「経営事項審査の総合評定値25%以内」を20%、15%にしたときのシミュレーションをしてほしい。また、他県の状況を報告してほしい。）を受け、調査した結果をご報告する。

2 加点上限のシミュレーション結果

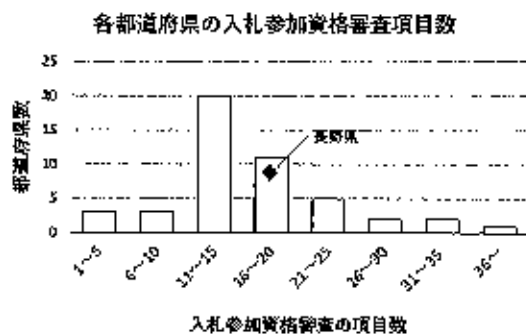
現行の加点上限（25%）に達している事業者はごく一部であるが、上限を25%から15%に下げるに従って上限に達する事業者は増えていく。

土木一式		上限	上限到達者	比率	とび土工コンクリート		上限	上限到達者	比率
単位：者		25%	5	0.4%	単位：者		25%	35	3.4%
資格付与者	1,447	20%	78	5.7%	資格付与者	1,063	20%	143	14.1%
うち新客観加点者	1,380	15%	282	20.4%	うち新客観加点者	1,015	15%	328	32.3%

長野県建設部調べ

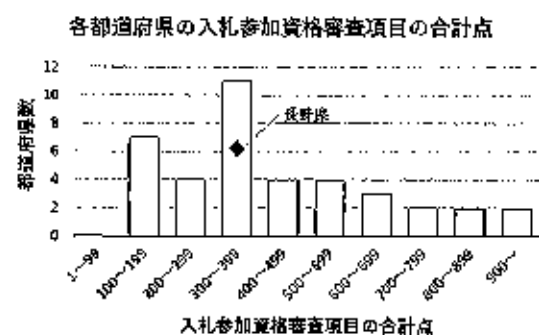
3 他県の状況

- ・全ての都道府県で独自の入札参加資格審査項目を設定していた。
- ・各都道府県の入札参加資格の審査項目数は3～39（平均16.6項目）。
- ・同様に審査項目の合計点は103～930点（平均429点）。
- ・本県の令和7・8・9年度の加点項目数(案)は18項目、加点合計点(案)は356点である。



◆=長野県

長野県建設部調べ(仮6.18時点)



(注)合計点の算出が可能な99団体の状況

長野県建設部調べ(仮6.18時点)

4 まとめ

- ・現行の加点上限（25%）については、上限に達している事業者がごく一部に限られているため、大多数の事業者に対して加点項目への取組促進効果が見込まれる。
- ・本県の令和7・8・9年度の加点項目数（18項目）と加点合計点（356点）の案は、他県と均衡がとれており妥当と考える。

資料1-3

林務部 森林政策課
建設部 技術管理室

入札参加資格における労働災害の取扱い

【取組番号 20、21】

令和5年度第3回契約審議会における御意見を踏まえ、資格審査における労働災害の取扱いを整理しました。

森林整備業務は、他の業種に比べ特に労働災害の発生が多いこと、発生時に重傷となる可能性が高いこと及び事業者が特別の教育を行う義務があることから、労働災害への減点を行っています。

1 入札参加資格における労働災害等の取扱い（信州企業評価項目）

（1）労働災害（森林整備：直近2年間）

①休業4日以上：人数×-10点

（R4登録時32/202者：-10～-110点）※延57人

②死亡：人数×-50点

（R4登録時1/202者：-50点）

（2）指名停止・入札参加資格停止

（直近2年間：労働災害に起因するもの）

・建設工事：月数×-10点（R4登録時1/2, 321者：-10点）

・森林整備：月数×-10点（R4登録時2/202者：-10点）

労働災害に係る信州企業評価項目の減点

	(1)労働災害 (休業4日、死亡)	(2)指名停止
建設工事	—	○
森林整備	○	○

2 業種別の労働災害発生状況

林業における死傷災害（休業4日以上）発生割合は、全産業の約10倍、建設業の約5倍と多い。

区分		県内 (人)						全国(R4) (%)
		H30	R1	R2	R3	R4	平均	死傷年千人率
死傷 災害	全産業	2,120	2,107	2,038	2,132	2,294	2,138	2.3
	建設業	279	279	268	281	296	281	4.5
	林業	40	38	48	47	34	41	23.5
うち 死亡 災害	全産業	19	14	16	15	21	17	—
	建設業	3	4	2	7	8	5	—
	林業	1	1	1	0	1	1	—

出典：長野労働局資料、厚生労働省労働者死傷病報告及び総務省労働力調査

3 県内の林業における事故の類型別死傷者数（R3～R4：長野労働局資料より）

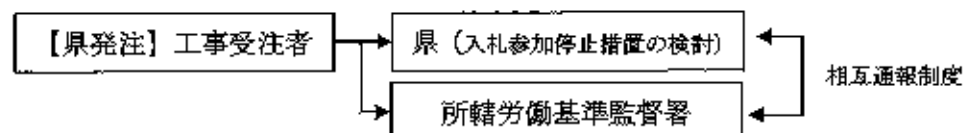
ワースト1：「激突され」災害（伐採木、付近の枯損木など） 20者（死亡1者）

ワースト2：「切れ・こすれ」災害（チェーンソー、刈払い機による切傷）15者

ワースト3：「飛来・落下」「墜落・転落」「転倒」災害 それぞれ11者（計33者）

4 労働災害発生時の発注者への報告（休業4日以上の場合）

所定の様式で発注者及び労働基準監督署あてに事故報告が行われる。



建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（若手・女性技術者の配置）（追加）

【取組番号 75-1】

若手入職者の減少と高齢者の離職により技術の継承ができなくなり、建設業者の施工能力や品質管理への影響が懸念されるなか、誰もが活躍できる建設業を目指し、従事人口の割合が低い若手・女性技術者の実績を積む機会の確保に向け、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）の見直し（若手・女性技術者の配置）について、対象を工事成績等簡易Ⅱ型・地域貢献等簡易型に追加します。

1 見直し内容

【見直し（追加）】

- 主任技術者への配置の加点对象について、「工事成績等簡易型」と同様に、若手技術者（40歳未満）に加え、女性技術者ならびに若手技術者（35歳未満）の現場代理人への配置を評価する。あわせて、工事成績等簡易Ⅱ型については、多様な働き方を選択できるよう、品質確保のため実施している専任配置に加え、有資格者の配置も評価する。

2)

工事成績等簡易Ⅱ型（舗装工事）

評価項目 (現行)	評価項目 (見直し後)	評価点 (現状 見直し後)
主任技術者の専任配置	主任技術者の専任配置 又は 1,2級舗装施工管理技士の配置	2.0
若手技術者（40歳未満）の 主任技術者への配置	若手技術者（40歳未満）・ 女性技術者の主任技術者への配置	2.0
	若手技術者（35歳未満）・ 女性技術者の現場代理人への配置※ 主任技術者と兼任する場合は評価しない	1.0

地域貢献等簡易型

評価項目 (現行)	評価項目 (見直し後)	評価点 (現状 見直し後)
若手技術者（40歳未満）の 主任技術者への配置	若手技術者（40歳未満）・ 女性技術者の主任技術者への配置	0.5
	若手技術者（35歳未満）・ 女性技術者の現場代理人への配置※ 主任技術者と兼任する場合は評価しない	0.25

- 主任技術者に実績の少ない若手技術者（40歳未満）を配置した場合に加え、女性技術者を配置した場合も、現場代理人の持つ資格、実績（工事成績、優良表彰）で評価する。（全案件対象。）

※現場代理人として実績豊富な技術者を配置し主任技術者の指導に関わっていただくことで、実績の少ない若手・女性への技術伝承をはかるとともに、実績豊富な技術者にも継続して活躍の場を確保する。

2 実施時期

- 令和6年4月の公告案件から適用

建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（若手・女性技術者の配置（試行拡大））

【取組番号 75-1】

若手入職者の減少と高齢者の離職により技術の継承ができなくなり、建設業者の施工能力や品質管理への影響が懸念されるなか、誰もが活躍できる建設業を目指し、従事人口の割合が低い若手・女性技術者の実績を積む機会の確保に向け、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直します。

1 現状と課題

- 若手技術者の活躍の確保に向けた総合評価落札方式における取組については、平成27年10月から随時見直しを行いながら実施しており、現在、主任技術者・現場代理人への配置について加点を実施。
 - 一方、女性技術者については現在取組をしていないが、建設業の現場で働く女性技術者の割合は全産業に比べ低く、誰もが活躍できる建設業の実現に向け、改善の余地は大きいため、若手技術者に加え、女性技術者の活躍の場の確保が必要。
- 【全産業における女性の割合 45%に対し、建設業技術者における女性の割合は3%】

2 見直し内容

【見直し（拡大）】

- 1) 主任技術者及び現場代理人への配置の加算対象について、若手技術者に加え、女性技術者も評価する。（年間30件程度で試行）

(現行)		(見直し後)	
評価項目		評価項目	評価点 (変換)
若手技術者（40歳未満）の主任技術者への配置	➔	若手技術者（40歳未満）・ <u>女性技術者</u> の主任技術者への配置	0.5
若手技術者（35歳未満）の現場代理人への配置		若手技術者（35歳未満）・ <u>女性技術者</u> の現場代理人への配置	0.25
※主任技術者と兼任する場合は評価しない		※主任技術者と兼任する場合は評価しない	

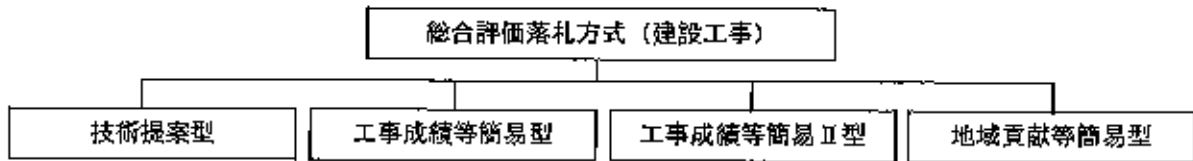
- 2) 主任技術者に実績の少ない若手技術者（40歳未満）を配置した場合に加え、女性技術者を配置した場合も、現場代理人の持つ資格、実績（工事成績、優良表彰）で評価する。（全案件対象。）
※現場代理人として実績豊富な技術者を配置し主任技術者の指導に関わっていただくことで、実績の少ない若手・女性への技術伝承をはかるとともに、実績豊富な技術者にも継続して活躍の場を確保する。

3 実施時期

令和6年4月の公告案件から適用

総合評価落札方式における価格以外の評価項目について

1 建設工事における総合評価落札方式の体系



2 建設工事における価格以外の評価項目

2-1 技術提案型

	評価項目	評価点
技術提案等	発注者が求める技術提案（簡易評価を含む）	30.0～50.0
価格以外点		30.0～50.0
価格点		50.0～70.0
合計		100.0

2-2 工事成績等簡易型

	評価項目	評価点	
① 工事成績	県発注工事の過去2か年（5件未満は4か年）の工事成績評定点1の平均点	最大 7.0	
② 工事実績	a 同種工事実績豊富である者	2.0	最大 2.25
	b 同種工事実績を有する者	1.0	
	過去3か年に県の優良技術者表彰又は国の優良工事等表彰を受賞した者	0.25	
③ 地域要件	a 対象工事と同一の市町村に本店のある者	2.0	最大 2.5
	b 地域振興局の管内に本店がある者	1.0	
	c 鋼橋等で県内に製作工場を有する者	1.5	
④ 社会貢献	a 県と道路除雪契約（凍結防止剤散布のみを除く）を締結している者等	1.5	最大 2.5
	b 県と道路除雪契約（凍結防止剤散布に限る）を締結している者等、長野県内市町村と道路除雪契約（凍結防止剤散布のみを除く）を締結している者	1.0	
	c 県内市町村と道路除雪契約（凍結防止剤散布に限る）を締結している者	0.5	
	県の小規模補修工事当番登録している者、又は小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者	0.5	
	県の小規模補修工事当番登録している者又は小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者のうち、発注機関が定める期間内、該当地域において発注機関からの依頼を受けて災害応急活動を行った者又はその他、発注者の依頼により災害応急活動を行なった者	1.0	
	県との災害協定に基づき、被災状況調査などの緊急活動に協力する体制を整えている者	0.6	
信州リサイクル製品又は資材の認定業者（解体工事に適用）	0.5		

⑤ 技術者要件	a 複数技術者の配置、又は特に高度な資格を有する技術者が配置できる場合	1.5	最大 5.5
	b 求める資格を有する技術者が配置できる場合	1.0	
	c bに準じる資格を有する技術者が配置できる場合	0.5	
	a 2業種に登録基幹技能者が配置できる場合	0.75	
	b 1業種に登録基幹技能者が配置できる場合	0.6	
	a 過去5か年に長野県優良技術者表彰（知事表彰）、又は国土交通省、農林水産省、林野庁の優秀工事技術者等表彰を受賞した主任技術者を配置できる場合、又は過去4か年に竣工した国又は長野県発注の、土木又は建築工事において、工事成績評定点が82点以上の実績を2件以上有する主任技術者を配置できる場合	1.0	
	b 過去4か年に竣工した国又は長野県発注の、土木又は建築工事において、工事成績評定点が82点以上の実績を1件有する主任技術者を配置できる場合	0.75	
	c 過去4か年に竣工した国又は長野県発注の、土木又は建築工事において、工事成績評定点が78点以上の実績を有する主任技術者を配置できる場合	0.5	
	a CPDプログラムにおける学習単位が60単位（建築工事36単位）以上の者を主任技術者として配置できる場合	0.75	
	b CPDプログラムにおける学習単位が30単位（建築工事18単位）以上の者を主任技術者として配置できる場合 ※令和5年度は「60単位以上」を「40単位以上」に、「30単位以上」を「20単位以上」に（建築工事において「36単位以上」を「24単位以上」に、「18単位以上」を「12単位以上」に）読み替え	0.5	
	a 公告日現在で40歳未満の主任技術者を配置する場合	0.5	
b 公告日現在で35歳未満の現場代理人を配置する場合	0.25		
週休2日工事の実績を有する主任技術者を配置する場合	0.25		
ICT活用工事の実績を有する主任技術者を配置する場合	0.5		
経営事項審査の労働福祉の状況（W1）が30点以上ある者	1.0	最大 2.0	
当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用することを誓約する者	0.25		
週休2日工事の実績を有する者	0.25		
a ICT活用工事の実績を有する者	0.25		
b 当該工事において、ICTを活用することを誓約する者	0.25		
⑦ 施工体制	当該工事に自社雇用の技能者を従事させる者（解体工事に適用）	1.0	最大 2.0
	当該工事を自社保有の解体用重機で施工する者（解体工事に適用）	1.0	
価格以外点		2.0~21.75	
価格点		78.25~98.0	
合計		100.0	

2-3 工事成績等簡易Ⅱ型

	評価項目	評価点	
① 工事成績	県発注工事の過去2か年（5件未満は4か年）の工事成績評定点の平均点	最大 2.0	
② 施工体制	直営で施工する者	2.0	最大 2.0
	アスファルトフィニッシャーを自社保有する者	2.0	
	手持ち工事がある者	-1.0	下限 -1.0
③ 地域要件	対象工事と同一の市町村等に本店のある者	2.0	最大 2.0
	対象工事の近隣地域での同種工事の実績を有する者	2.0	
④ 技術者要件	主任技術者を専任で配置できる場合	2.0	最大 2.0
	若手技術者を配置する場合	2.0	
価格以外点		4.0～6.0	
価格点		94.0～96.0	
合計		100.0	

2-4 地域貢献等簡易型

	評価項目	評価点	
① 工事成績	県発注工事の過去2か年（5件未満は4か年）の工事成績評定点の平均点	最大 2.0	
② 地域貢献度	過去5か年又は現年度に管内の災害復旧工事の実績を有する者	1.0	最大 3.5
	県の小規模補修工事当番登録している者又は小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者のうち、発注機関が定める期間内・該当地域において発注機関からの依頼を受けて災害時応急活動を行った者又はその他、発注者の依頼により災害時応急活動を行った者	1.0	
	県の小規模補修工事当番登録している者又は小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者	1.0	
	発注機関が定める地域貢献等の実績を有する者	0.5	
③ 災害時体制	経営事項審査の建設機械の保有状況（W7）の加点を得ている者	0.5	最大 0.5
④ 地域精通度	a 対象工事の近隣に本店のある者	1.0	最大 2.0
	b 対象工事と同一の市町村に本店のある者 ※発注機関の長の判断により最大2.0点とすることができる	0.5	
⑤ 配置技術者	公告日時点で40歳未満の主任技術者を配置する場合	0.5	最大 0.5
⑥ 建設キャリアアップ	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用することを誓約する者	0.25	最大 0.25
⑦ 施工体制	手持ち工事量	-0.1	下限 -0.1
価格以外点		3.0～8.75	
価格点		91.25～97.0	
合計		100.0	

資料 3

建設部 建設政策課 技術管理室

総合評価落札方式における工事及び業務成績評定点評価の見直しについて

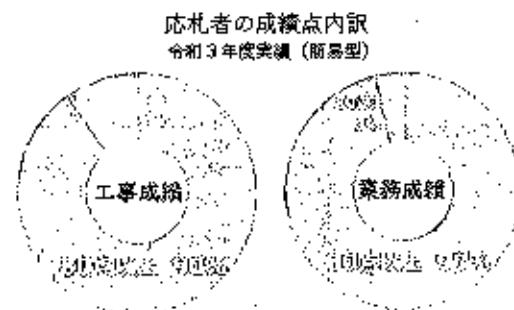
【取組番号 29】

総合評価落札方式においては、工事及び業務の品質確保を目的に、応札者の技術力を総合的に評価するため、過去の工事（業務）成績評定点を評価しているところです。

近年、企業の努力により成績評定点が上昇傾向にあり、品質の確保については一定の効果がみられる一方で、成績上位者である「成績評定点が 80 点以上の者」は「80 点を上限」として一律評価していることから、評価に差が付きにくく、競争性に課題が生じているため、見直します。

1 現状と課題

- 県発注工事（業務）の過去 2 年間の成績評定点を単純平均して評価
(過去 2 年間の件数が 5 件未満の場合は過去 4 年)
- 「成績評定点が 80 点以上の者」は「80 点を上限」として一律評価
- 応札者の 9 割以上が上限の 80 点以上
- 評価に差が付きにくく、競争性に課題



2 見直し内容

- 上限値を引き上げる。

評価項目	(現行)		(見直し後)
	上限		上限
工事成績	80点	⇒	86点
業務成績	80点		84点

3 実施時期

- 令和 6 年 4 月の公告案件から適用

災害情報共有システムに関する意見交換会

日時：令和6年2月6日(火) 13:15～

場所：Web方式

会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 県からの報告事項

・今年度の県システムの運用状況等について 必読資料新着時

(2) 県協会から報告事項

・令和5年度大規模地震時の道路パトロール訓練での意見、要望の
取りまとめ結果について

…… 資料No1

(3) 意見交換

(4) その他

4 閉会

意見交換会出席者名簿

日 時 令和6年2月6日(火)13:15～

場 所 Web方式

所 属	役 職	氏 名	備 考
県建設部	技術管理室基準指導班 副主任専門指導員	山口 剛	
	技術管理室基準指導班 主 任	黒岩 楠央	
	道路管理課 課長補佐兼維持舗装係長	小宮山 秀一	
	道路管理課 維持舗装係 担当係長	金井 勝宏	
県建設業協会	DX推進専門員会委員長	堀内 文雄	
	DX推進専門員会 災害情報部会長	横山 一浩	
	災害情報部会員	原 吉弘	
	事務局	手塚 雄保	
(株)長野技研 長野事務所	所 長	木下 昌明	
	技術部課長	奥川 博也	

災害情報共有システムに関する意見交換会 報告(概要)

報告事項及び打合せ事項については次のとおり

■ 県からの説明事項

- (1) 長野県インフラデータプラットフォーム(長野県災害情報共有システム)の令和5年度のシステム運用状況について
 - ・ 長野県インフラデータプラットフォームについて、令和5年度にシステムの改良を行った。
 - ・ 「ライセンスのグレードアップ」、「ポータルサイトで集約」、「3D ビューワの追加」、「ダッシュボードの活用」、「国データ(Xroad 等)の表示」、「ドローン写真から3次元をデータ作成する機能の追加」など。
 - ・ 令和5年度は、6月の豪雨時に伊那で活用、12月の白馬村の土石流災害で活用している。
 - ・ 各建設事務所のインフラデータプラットフォームの利用状況について、グラフを提供。

■ 協会からの説明事項

- (1) 令和5年度大規模地震時の道路パトロール訓練での意見・要望の取りまとめ結果について
 - ・ 県道路管理課から提供の、意見・要望について、システム運営会社の(株)長野技研が取りまとめ、その結果について次の7項目に分類して報告を行った。
 - ① システム ②情報共有 ・ ライセンス ④ 通信関連 ⑤ システムや機材に対する習熟
 - ⑥ 機材 ⑦ 運用

上記項目の中で特に意見・要望が多かった事項は次のとおり。

(ア) 自身が送信した情報や他の路線、他社の報告内容を確認したい。

(イ) 通信環境の状況が悪く、システムが利用できない。

← R5 からオフオンラインマップを整備し、地図上で位置(GPS で測位)を確認しながら記録し、通信が可能な場所へ移動して後ほど送信することができる。

この機能を講習会時、道路パトロール訓練時等において周知が必要。

■ 意見交換

- (1) 大規模地震時の道路パトロール訓練について
 - (協会)令和6年度の訓練の際は、操作だけでなく、災害発生事象のシナリオを作成し、実動的な訓練をお願いしたい。
 - (県) 道路パトロールは、被災情報等の収集及び、県全体での情報共有のため、JVに委託しており、その情報伝達手段として、災害情報共有システムの利用をお願いしている。このシステムの利用方法を踏まえて、今後考えていきたい。
- (2) 自身が送信した情報の確認について
 - (県) 送信した内容を本人が確認手段としては、訓練用のデータに限って公開すること考えても良いのでは。
 - (県) 協会のホームページには、会員用ページがあるようなので、会員用ページの中で登録情報を見られるようにするという手もあるのではないかと。
 - (協会)送信者のメールアドレスを入力して、送信者に内容が送信される機能をつけることも、検討していきたい。

(3) 支部単位での訓練について

(協会) 支部によって訓練実施の有無の温度差があるため、システムに慣れるためにも、訓練を行っていく必要がある。

(県) 各支部で閲覧用のライセンス(ビューワー)を所持しているため、訓練に参加した方に訓練の結果を閲覧してもらうことも検討したら良いのでは。

(4) 他社が送信した情報の共有について

(協会) 情報の共有を図る手段として、例えば県下のJVの幹事会社がライセンス(ビューワー)を保持する場合はライセンス料が発生し、その負担をどうするかも踏まえ、検討が必要となる。

R5 大規模地震時の道路パトロール訓練後にいただいたご意見（まとめ）

<システム>

(操作)

- 操作もわかりやすくスムーズに送信できた。(JV)
- 初めてシステムを使用したのが、容易であった。(JV)
- アプリからの情報発信は、前システムのブラウザからの送信より圧倒的に使いやすい。(JV)
- システムの更新ボタンを押した後の立ち上がりに時間がかかる。(県)

(活用方法)

- 今後、実際の災害でも活用しようと思うが、所全体で活用出来れば、より一層効果が上がるのではないか。(JV)

(機能の要望)

- システムによるレポート作成テンプレートに大規模地震用を用意いただけると訓練にも実務にも便利であるので作成を検討いただきたい。(県)
- スマホで位置情報の確定、データ入力の確定がレ点になっているため、「確定」等のわかりやすい表示にしてほしい。(JV)
- 現場の位置情報として、グーグルマップとストリートビューが添付されてくるため大変便利であるが、現場以外でデータ送信をした場合、位置情報が異なってしまう。このため、データ送信は現場から行う必要がある。(JV) →現場以外でデータを送信した場合も、地図上で位置を選んでから送信いただければ、その位置での GoogleMap と StreetView が表示されます。
- Survey123 の地図画面が英字で見づらい。日本語にならないか？(JV)

(その他)

- Android 端末で写真をとると、Survey123 がダウンする場合があった。フォルダーから写真を選択すると問題なし。(OS の問題か？)(JV)
- 使用できるフェーズが多く、別のフェーズを利用している業者もあり災害情報システムでの確認に時間を要した。(県)
- QR コードからシステムへ入れないという問い合わせがあった。(県)
- LINE のように使い易く、かつ誰でもが保存された情報を簡単に見られるとよい。

<情報共有・ライセンス>

- 写真を掲載後、掲載状況及び他の路線等の状況を把握したい。(JV)
- システム上、他社の報告状況が把握できず、(災害状況等の)情報共有ができない。(JV)
- アプリケーションでの写真は送れたかどうかよくわからなかった。(JV)
- 送信した情報が確認できないので、適切に伝わったかどうかわからない。(JV)
- Survey123 は一方通行であり、情報を送った結果を確認できないため、アプリ側で簡易的な Viewer 機能が欲しい。(JV)
- 長野県災害情報共有システム、訓練用テンプレート送信後の状況が把握できなかった。(JV)
- 業者さんに付与されている閲覧 ID が少ないため、限られた人しか情報を確認することができない。

- 自身が送信した情報や他の路線、他社の報告内容を確認したいという要望が複数あった。

<通信関連>

- 長野県災害情報共有システムによる報告は当管内(佐久建設事務所)では不通範囲が多く利便性が見出しにくい(県)。
- (主)白樺湖小諸線でドコモの電波が入らない所が多い為、緊急時に災害情報共有システムを使用出来ません。au なら入ります。(JV)
- 報告の時に通信環境が悪かったのか、操作ミスだったのか届かない事象がありました。(JV) 佐久
- 県境付近など電波の状況が悪くシステムが使用できないところがあった。(JV) 佐久北部
- 携帯電波の入りにくい場所が多いため、電波の届く場所まで移動しなければならない。(JV)
- 今回使用したアプリは、スマホの電波がない場所では位置情報が特定できなかったため、一旦写真を撮影したあとで電波状況の良い場所まで移動し、位置情報などを入れ直してから送信しなければならなかった。システム上仕方ないかもしれないが、緊急時の連絡が遅くなることが懸念される。(JV)

- オフラインマップを整備したため、R5 年度からは、通信環境がなくても地図上で位置(GPSで測位)を確認しながら記録し、後ほど送信することが可能となっている。(送信には通信環境が必要) *P7~P8 参照
- この機能の周知が不十分である可能性がある。

<システムや機材に対する習熟>

- 長野県災害情報共有システムは昨年も使ったので慣れてうまく使えた。(JV)
- だんだんパトロール訓練も慣れてきている。(JV)
- 長野県災害情報共有システムの使い方を再確認できた。(JV)
- スマホの機能をうまく使えない自分にとって、年に1回程度しか使わないで、操作を忘れてしまう。(JV)
- 使用する機会が増えれば操作にも慣れて行くと思われるが、その機会をつくる課題がありそう。(JV)
- 理想は、緊急時に素早くこのアプリを使用して、状況を報告することにあるので、慣れる為に普段いつでも活用できるようになれば良いのかと思います。(JV)
- スマートフォンのアプリでの報告に少々手間取る感じはあった。(JV)
- 練習していてもそう思ったので、スマートフォンを使い慣れている世代は何とかなるかもしれないが、年代が高い方々はインストールも出来なかったとの話を聞いた。
- アプリの使用に時間がかかった。(JV)
- 日頃から使っていないため、使用方法が定着するまでの取っ掛かりが、なかなか難しい。(JV)
- 緊急時にすぐ使えるか疑問。(JV)
- 普段の維持管理(修繕、破損等の位置報告等)に利用すれば、災害時にもスムーズに運用できる。(JV)
- 写真の添付が出来ていない会社があった。(県)
- アプリケーションはダウンロード出来ず、幹事会社への連絡は電話を使った。(JV)

<機材>

- スマートフォンの無い人の場合だとPCを使用しないといけないので報告に時間がかかる。(JV)
- 個人スマホでの運用になるので、パトロール員全員が、このシステム運用することは現状困難。(県)

<運用>

- 以前、スマホが故障したとき、修理後に登録した Survey123 のアプリが消えてしまい大変な目にあっただので、いつでも QR コードがわかる仕組みがあればありがたい。(JV)
→R5 年度より県のポータルサイトに掲載
- システム確認者、ホワイトボード記入者、通れるマップ作成者などはできるだけ分業し、対応したことで比較的効率よく対応できた。(県)
- 実際に地震が発生してパトロールを行う場合に使用する災害情報共有システムのテンプレートは、今回と同じ「大規模地震時の道路パトロール(訓練)」で良いと各社に連絡してある。異なる場合、全県で周知徹底してほしい。(県)
- 情報発信後、発注者からの指示を仰ぐ場合等、その後のやり取りを考えておく必要があるのではないか。(電話がつかない場合も想定されるため)(JV)
- 日頃は LINE のグループにより情報共有を行っている。報告、連絡、相談が LINE 上で共有できるので、迅速な対応ができる。
- 有事の際、通信手段が確保できなかった場合の連絡体制について検討が必要である。(JV)
- 会社によってはセキュリティー上運用困難な社もあったので、他のシステムと(LINE)の併用などの検討も必要と思われた。(県)
- 実際に災害が発生した時は、当該システムだけで情報伝達するのは難しい。(JV)

→県の意見と判別できたものには「(県)」と記載した。

→青字は、質問への回答や補足説明、対応例など。

令和5年度 支部事務局長等会議 次第

日 時：令和6年2月7日(水)

10:30～12:00

場 所：リモート・長建ビル会議室併用

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

(1) 建設業協会関係

- ・ 建設業協会行事予定について 資料No.1
- ・ 役員改選の日程(案)について 資料No.2
- ・ 能登半島地震災害への対応について 資料No.3

(2) 建災防関係 資料No.4

(3) 土木施工管理技士会関係 資料No.5

(4) 支部からの提案議題について 資料No.6

(5) その他

} 添付
省略

4. 閉 会

支部事務局長等会議出席者名簿

日時 令和6年2月7日(水) 10:30~12:00

場所 長建ビル会議室(リモート併用)

支部名	職名	氏名	会議		備考
			協会	リモート	
南佐久	主事	中嶋こずえ		○	
佐久	主任	松平美奈子		○	
上小	主任	上野真紀		○	
諏訪	事務局長	河西明彦		○	
伊那	事務局長	向山秀樹		○	
飯田	事務局長	二村謙司		○	
木曾	事務局長	南久雄		○	
松筑	事務局長	鈴木正夫	○		
安曇野	事務局長	酒井秀樹		○	
大北	事務局長	森田敏彦		○	
更埴	支部長	中沢栄一		○	
須坂	事務局長	依田国博		○	
中高	書記	鷺尾和美		○	
長野	事務局長	深見健吾		○	
飯山	支部長	藤巻篤		○	
北信事協	専務理事	山本正博	○		
本部	専務理事	小林敏昭	○		
〃	常務理事	手塚雄保	○		
〃	総務部長	永原祐二	○		
〃	技術部長	水口森隆	○		
〃	労働安全部長	宮崎哲也	○		
			7名	14名	
計			21名		

支部事務局長等会議資料

令和6年 2月 7日
建災防 長野県支部

各分会の皆様には平素より建災防の活動に、ご理解・ご協力をいただいております。本席をお借りして厚くお礼申し上げます。建災防より3点ほどお願いや事務連絡をいたします。

1. 令和6年度 安全衛生表彰受賞候補者の推薦依頼について
2. 電子取引データの訂正および削除の防止に関する事務処理規程について
3. 令和5年 書面監査における注意事項について

長野県土木施工管理技士会関係

- 1 令和6年度の技士会細則（会費）改定予定について
- 2 全技連 CPDS に関する変更内容等について
- 3 土木施工管理技士検定試験制度改定について
- 4 その他

支部事務局長等提案事項

支 部 諏 訪 支 部

提案議題

長野県農政部所管業務に関する事項について

提案趣旨

- 1 長野県と（一社）長野県建設業協会の「家畜伝染病の発生時における防疫業務に関する基本協定書」に基づく契約について

防疫協定に基づく契約について、令和3年度第2回支部事務局長等会議（令和3年12月13日）において、特定家畜伝染病防疫体制に関する議事があり、その後、令和4年5月10日付4長野県協発第42号で、防疫業務基本協定に係る委託契約書（案）についての照会が支部長あてにありました。

諏訪支部では、この委託契約書（案）についての意見等を提出しましたが、その後、防疫業務基本協定に係る委託契約書はどのようになっているのでしょうか。

毎年、諏訪・上伊那地域特定家畜伝染病防疫演習は開催されていますが、長野県建設業協会会員会社に関わることが想定される業務において、契約条件等が明確でない状況下での防疫業務の遂行は、障害の発生する要因となる場合もあるかもしれません。

防疫業務基本協定に基づく委託契約書の作成についての方針を決めて頂きたい。

- 2 長野県農政部農地整備課より依頼されている会計検査院実地検査への協力依頼について

令和5年12月25日付5農整第958号で（一社）長野県建設業協会へ会計検査院の実地検査への協力依頼があり、12月27日付5長野県協発第214号で、（一社）長野県建設業協会から、支部長あてに実地検査への協力依頼がありました。

この協力依頼の項目に、破壊検査指示があった場合の機械器具の準備があります。

諏訪地域振興局の担当者へは、協会諏訪支部として、支部の財政状況等から機械器具の準備は難しいと伝えました。建設部関係（建設事務所）からは近年このような依頼は受けていない旨も地域振興局の担当者へは話しています。

破壊検査対象工事の担当業者へ発注者から直接依頼するのであれば、支部が関与することではありませんが、協会として破壊検査に協力する必要があるのであれば、（一社）長野県建設業協会で検査用の機械器具を保持することについて検討頂けますでしょうか。

また、既に機械器具を保持している支部があり、他支部へ貸出すことが可能ということであれば、諏訪支部での協力も可能となります。

機械器具の準備（待機）と破壊検査指示の翌日までに実施という協力依頼について、建設業協会として対応すべきことでしょうか。

5農整第958号
令和6年(2023年)12月25日

(一社)長野県建設業協会
会長 木下 修 様

長野県農政部農地整備課長

会計検査院農林水産検査第2課実地検査への協力について(依頼)

日頃から、長野県政に対しましてご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。
さて、長野県内において会計検査院農林水産省第2課(農村振興局所管事業)の実地検査が下記日程で行われることになりましたので、御協力をお願い申し上げます。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 期 間 | 令和6年3月4日(月)～8日(金) |
| 2 調査官 | 5名 |
| 3 対象事業 | 農政部所管 公共・非公共事業全般
環境部所管 農業集落排水事業
林務部所管 農山漁村活性化対策整備交付金に係る事業 |

(問合せ先)

担 当 指導担当 藤澤、柄澤
電 話 026-235-7241(直通)
防災電話 8-231-3157
ファクシミリ 026-233-4069
電子メール nochi-shido@pref.nagano.lg.jp

会計検査院農林水産検査第2課実地検査 各業界への依頼について

日程：令和6年3月4日(月)～8日(金)

調査官：6名

- (一社) 建設コンサルタント協会関東支部 長野地域委員会
会長 中嶋 孝満 様 (株)長野技研 0263-47-7677
事務局 長野市里島8番地2 小林ビル2階 TEL 026-293-7493
電子メール kenkon-nagano@mwd.biglobe.ne.jp

- (一社) 長野県測量設計業協会 会長 佐藤 芳明 様
〒380-0838 長野市南長野県町 484-1 センターポア 702
社団法人 長野県測量設計業協会
Tel 026-233-5078 Fax 026-233-5089
電子メール chosokyo@seagreen.ocn.ne.jp

- 長野県地質ボーリング業協会 会長 美谷島 寿一 様
事務局 〒380-0928 長野市若里 2-15-57
日本総合建設㈱ 内
TEL 026-228-0381 FAX 026-228-3420

- (一社) 斜面防災対策技術協会長野支部 支部長 小林 政広 様
(国土防災技術(株)長野支店)
事務局 〒380-0914 長野市大字稲葉 826-1 国土防災技術㈱長野支店内
TEL・FAX 026-221-1767 FAX 026-221-0652

○地域振興局(農地整備課)から依頼が必要なケース

- ・調査官が受注者(建設コンサルタント等)に説明を求めた場合。
- ・内容が高度で、県職員では十分な説明ができない場合。
- ・費用弁償は、後日支払いとなる。

■ (一社) 長野県建設業協会

会長 木下 修 様 協会事務局 小林専務理事
TEL 026-228-7200 FAX 026-224-3061
電子メール Senmu-d@choken.or.jp

○地域振興局(農地整備課)から各支部建設業協会(担当業者)へ依頼。

- ・調査官から破壊検査指示があった場合は、機械器具が必要となるため、準備(待機)をお願いしたい。(指示後、翌日までに実施。)
- ・支払いは、見積もり等により行う。(待機経費は対象外)

「地域を支える建設業」検討会議
第44回 維持管理・危機管理分科会

日時：令和6年2月16日（金）
10時30分～12時00分
場所：長建ビル5階会議室

会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事内容

(1) 県からの報告

- ・今冬の大雪時の交通確保対応について (道路管理課)
- ・令和5年度大規模地震時の道路パトロール訓練の実施状況 (道路管理課)
- ・長野県優良技術者表彰制度の見直しについて（修正） (技術管理室)

(2) 協会からの報告

- ・令和5年度大規模地震時の道路パトロール訓練での意見
要望の取りまとめ結果について -----(資料No1) 省略

(3) 意見交換

4 その他

5 閉会

「地域を支える建設業」検討会議
第44回維持管理・危機管理分科会

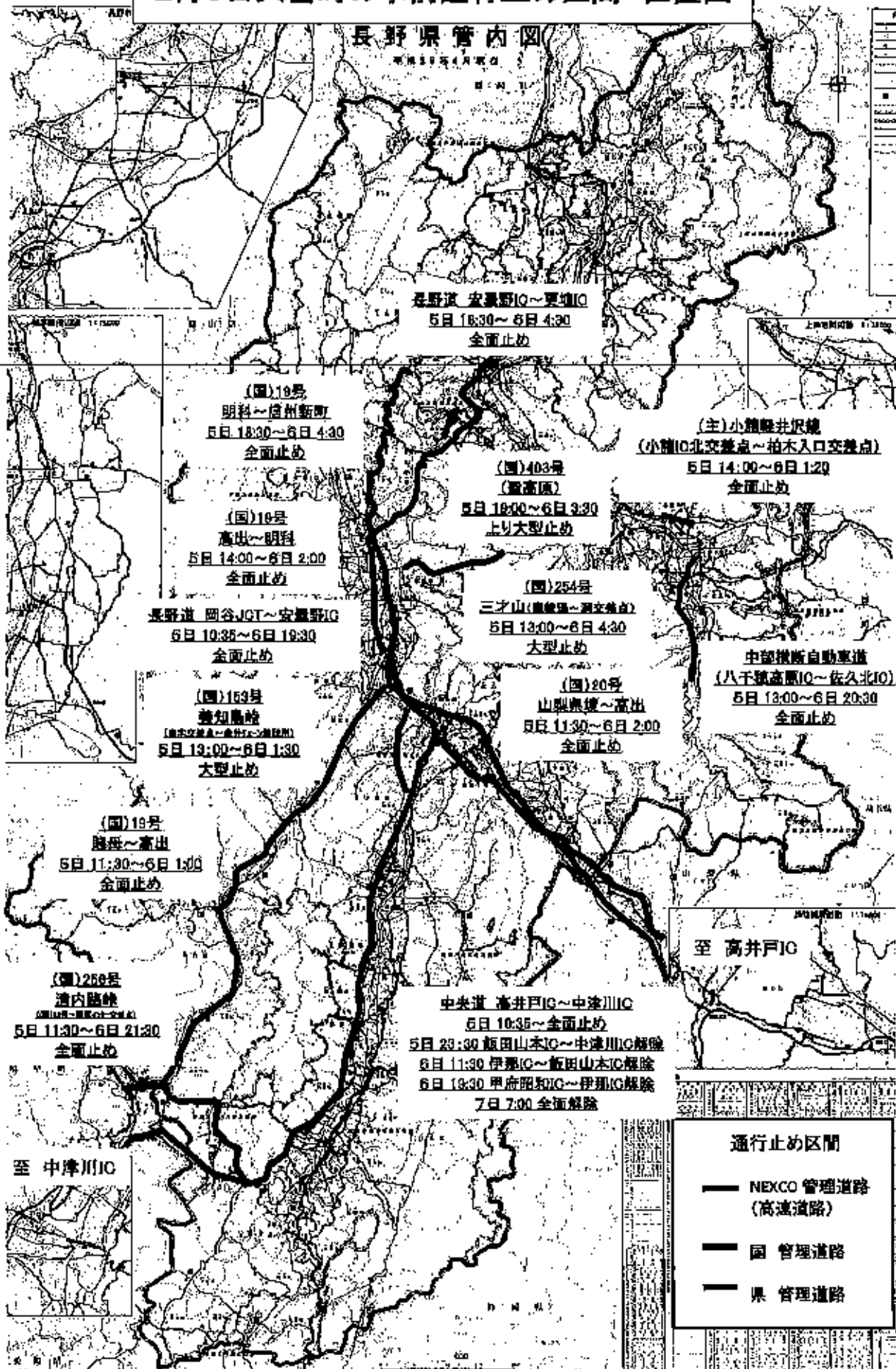
出席者名簿

第44回維持管理・危機管理分科会（令和6年2月16日）

検討内容（案）	参加者			備考	
	所属	役職	氏名		
		副会長	清澤 由幸	座長	
維持管理・ 危機管理分科会	(一社)長野県 建設業協会	建設政策委員長	小山田 雄治		
		同 副委員長	中島 剛		
		同 副委員長	鷲澤 尊		
		常務理事	手塚 雄保	※	
		労働安全部長	宮崎 哲也	欠	
	長野県建設部	建設政策課 技術管理室	副主任専門指導員	大田 幸太郎	※
			専門指導員	茅野 拓也	
			専門指導員	後藤 庸介	
		道路管理課	企画幹兼 安全防災係長	折井 克壽	
			課長補佐兼 維持舗装係長	小官山 秀一	

※：運営責任者

2月5日大雪時の事前通行止め区間 位置図



2月5日大宮地区の運行経路状況

令和8年2月7日 9時30分現在

管理番号	路線区分	路線名	経路区間		経路理由	期間日時		発着時刻		発着方法	発着日時		発着方法	全線再開日時	
			起着	終着		経路	時刻	経路	時刻		経路	時刻			
	NEXCO中	高坂道	高坂IC	高坂IC	大雪による車両通行止	2月5日	10:30	2月5日	11:30	一部通行止解除	2月5日	15:30		2月5日	15:30
	NEXCO中	高坂道	高坂IC	高坂IC	大雪による車両通行止	2月5日	10:30	2月5日	11:30	一部通行止解除	2月5日	15:30		2月5日	15:30
	国道	中央道	須玉IC	中津川IC	大雪による車両通行止	2月5日	11:30	2月5日	13:00	一部通行止解除	2月5日	16:00		2月5日	16:00
	国道	20号	高坂IC	高坂IC	大雪による車両通行止	2月5日	11:30	2月5日	13:00	一部通行止解除	2月5日	16:00		2月5日	16:00
	国道	19号	高坂IC	高坂IC	大雪による車両通行止	2月5日	11:30	2月5日	13:00	一部通行止解除	2月5日	16:00		2月5日	16:00
	NEXCO中	高坂道	高坂IC	高坂IC	大雪による車両通行止	2月5日	12:00	2月5日	13:00	一部通行止解除	2月5日	16:00		2月5日	16:00
	国道	高坂道	高坂IC	高坂IC	大雪による車両通行止	2月5日	13:00	2月5日	14:00	一部通行止解除	2月5日	17:00		2月5日	17:00
	国道	高坂道	高坂IC	高坂IC	大雪による車両通行止	2月5日	14:00	2月5日	15:00	一部通行止解除	2月5日	18:00		2月5日	18:00
	NEXCO東	高坂道	高坂IC	高坂IC	大雪による車両通行止	2月5日	18:30	2月5日	19:30	一部通行止解除	2月5日	21:00		2月5日	21:00
	国道	高坂道	高坂IC	高坂IC	大雪による車両通行止	2月5日	18:30	2月5日	19:30	一部通行止解除	2月5日	21:00		2月5日	21:00
	国道	19号	高坂IC	高坂IC	大雪による車両通行止	2月5日	18:30	2月5日	19:30	一部通行止解除	2月5日	21:00		2月5日	21:00
	国道	19号	高坂IC	高坂IC	上記区間区間による	2月5日	20:00	2月5日	21:00	一部通行止解除	2月5日	23:00		2月5日	23:00
	国道	徳川岡谷線	徳川岡谷IC	徳川岡谷IC	スガツカ車両通行止のため	2月5日	10:48	2月5日	11:48	一部通行止解除	2月5日	14:00		2月5日	14:00
	国道	258号	上田市岡谷IC	上田市岡谷IC	大雪による車両通行止	2月5日	11:30	2月5日	12:30	一部通行止解除	2月5日	15:30		2月5日	15:30
	国道	258号	上田市岡谷IC	上田市岡谷IC	大雪による車両通行止	2月5日	13:00	2月5日	14:00	一部通行止解除	2月5日	17:00		2月5日	17:00
	国道	152号	高坂IC	高坂IC	大雪による車両通行止	2月5日	13:00	2月5日	14:00	一部通行止解除	2月5日	17:00		2月5日	17:00
	国道	152号	高坂IC	高坂IC	大雪による車両通行止	2月5日	13:00	2月5日	14:00	一部通行止解除	2月5日	17:00		2月5日	17:00
	国道	403号	高坂IC	高坂IC	スガツカ車両通行止のため	2月5日	14:00	2月5日	15:00	一部通行止解除	2月5日	18:00		2月5日	18:00
	国道	403号	高坂IC	高坂IC	スガツカ車両通行止のため	2月5日	14:00	2月5日	15:00	一部通行止解除	2月5日	18:00		2月5日	18:00
	国道	151号	高坂IC	高坂IC	大雪による車両通行止	2月5日	19:30	2月5日	20:30	一部通行止解除	2月5日	23:00		2月5日	23:00
	国道	151号	高坂IC	高坂IC	大雪による車両通行止	2月5日	22:30	2月5日	23:30	一部通行止解除	2月5日	01:00		2月5日	01:00

資料 2

令和5年度 大規模地震時の道路パトロール訓練実施状況

【訓練実施状況】

事務所	訓練実施 年月日	参加人数		主たる通信手段		
		事務所	JV	長野県災害 情報共有 システム	道路・河川等 管理情報 システム	その他 (X、LINE、電 話等)
佐久	令和5年9月5～27日	1	41	○		○
佐久北部	令和5年9月14日	6	101	○		○
上田	令和5年9月27日	3	82	○		○
諏訪	令和5年10月24日	3	36	○		○
伊那	令和5年7月20日	3	48	○		
飯田	令和5年11月21日	2	22	○		○
木曾	令和5年9月25日	4	6	○		○
松本	令和5年7月25日	8	95	○		
安曇野	令和5年9月26日	3	31	○		
大町	令和5年8月8日	3	33	○		○
千曲	令和5年9月28日	2	32			○
須坂	令和5年9月29日	1	27	○		
長野	令和5年9月22日～11月1日	7	88	○		○
中野	令和5年11月7日	1	7	○		○
飯山	令和5年12月25日	2	16	○		○
計		49	665	14	0	11

道路の状況

管理区分	路線名	震度	規制区間	通行止め等の規制情報
長野県	北信管内	震度5弱:栄村 震度4:中野市、飯山市、木島平村、野沢温泉村	(一)筑作飯山線 栄村養栄～飯山市編 母	1月1日 17:10 バトロール実施 (震度5弱地域、震度4地域:中野市以外) 19:50 バトロール終了 筑作飯山線 飯山市 西大滝スノーシェッドの目地材に破損が確認されたため、21時から全面通行止 1月2日 8:30 バトロール実施 (震度5弱地域、震度4地域:中野市) 9:00 筑作飯山線 飯山市 西大滝スノーシェッドを弱地確認し、異状がないため、規制解除 10:20 バトロール終了(異状なし) (震度4地域:中野市) 11:25 バトロール終了(異状なし) (震度5弱地域)
	長野管内	震度5弱:長野市、信濃町 震度4:小川村、飯綱町		1月1日 17:00 バトロール実施(震度5弱地域) 19:22 バトロール終了(異状なし) 1月2日 8:30 バトロール実施(震度4地域) 12:25 バトロール終了(異状なし)
	須坂管内	震度4:小布施町		1月1日 18:20 バトロール実施(震度4地域) 19:22 バトロール終了(異状なし)
	大町管内	震度4:大町市、白馬村、小谷村		1月2日 8:00 バトロール実施(震度4地域) 14:20 バトロール終了(異状なし)
	千曲管内	震度4:千曲市		1月1日 17:30 バトロール実施(震度4地域) 18:00 バトロール終了(異状なし) 1月2日 13:00 自転車道(堤防道路)で路面にひび割れの連絡(千曲河川事務所)あり、現地立会 →千曲河川事務所で応急修繕対応済 (地震の影響か不明)
	上田管内	震度4:上田市		1月1日 17:30 バトロール実施(震度4地域) 21:07 バトロール終了(異状なし)
	佐久管内	震度4:佐久市、小諸市、軽井沢町、柳代田町、立科町		1月1日 17:15 バトロール実施 (第一次緊急輸送道路) 17:56 バトロール終了(異状なし) 1月2日 8:30 上記以外のバトロール 11:58 バトロール終了(異状なし)
	木曾管内	震度4:木曾町		1月1日 18:00 バトロール実施(震度4地域) 19:52 バトロール終了(異状なし) 1月2日 11:00 再バトロール終了(異状なし)
	松本管内	震度4:松本市、麻績村		1月2日 7:00 バトロール実施(震度4地域) 13:07 バトロール終了(異状なし)
	諏訪管内	震度4:諏訪市、茅野市		1月1日 17:55 バトロール実施(震度4地域) 20:40 バトロール終了(異状なし)
道路公社	志賀中野有料道路			1月1日 18:00 バトロール実施済(異状なし)
	白馬長野有料道路			1月1日 18:00 バトロール実施済(異状なし)
	五輪大橋有料道路			1月1日 18:00 バトロール実施済(異状なし)
高速道路	上信越自動車道		信濃町IC～上越JCT	1月1日 16:10 全面通行止(地震に伴う調査) 1月2日 3:00 全面通行止解除 (信濃町IC～上越高田IC) 8:30 全面通行止解除 (上越高田IC～上越JCT)
群馬県	群馬県(国)144号		吾妻郡嬭畑村大神地区(湯島橋)	1月1日 18:30 全面通行止(地震に伴う調査) 19:15 全面通行止解除

(参考) 震度5弱以上 当日バトロール
震度4以下 翌日までバトロール実施

資料 3

令和6年2月16日「地域を支える建設業」検討会議
 維持管理・危機管理分科会 資料
 施工・品質確保分科会 資料
 建設部 建設政策課 技術管理室

長野県優良技術者表彰制度の見直しについて

長野県優良技術者表彰は、県発注の建設工事及び委託業務においてその成績や取組が優れた技術者を表彰することにより、公共工事の品質向上と担い手の確保・育成を目的として平成16年度から実施しているところです。

企業の努力により成績評定点は上昇傾向にあるなど、品質向上については一定の効果がみられる一方で、地域インフラの整備、維持管理等を支えるとともに、災害時に安全・安心の確保を担う「地域の守り手」に対する評価がなされにくいいため、近年、建設産業全体の重要課題となっている担い手の確保・育成に対し、より効果的となる制度に見直します。

1 現状

	建設工事（知事表彰）		委託業務（知事表彰）	
制度概要	○ 評価委員会が成績評定点上位の建設工事の中から表彰対象技術者を選定・評価 ○ 審査委員会が評価委員会の総合評価結果に基づき審査		○ 企業が82点以上の成績評定を受けた業務の技術者について申請 ○ 評価委員会が「品質向上における取組」等について、書類（1次）・面接（2次）で評価 ○ 審査委員会が評価結果に基づき審査	
職種 ^{※1}	一般部門	・主任（監理）技術者	一般部門	・管理（主任）技術者
	若手部門（40歳未満）	・主任（監理）技術者 ・現場代理人	若手部門（40歳未満）	・管理（主任）技術者 ・担当技術者
表彰数	73名（R4）		23名（R4）	
ポイント	総合評価落札方式での加点 企業：最大0.25点（過去3年間）、技術者：最大1.0点（過去5年間）			

※1 表彰される技術者が所属する企業も表彰

2 見直し内容（案）

見直し事項	現行	見直し（案）
(1) 選定方法（建設工事）	成績評定点の上位から選定	発注機関の推薦方式 87点以上の成績評定を受けた業務の技術者 大規模・難工事（業務）のみ加点
(2) 申請基準（業務給付）	82点以上の成績評定を受けた業務の技術者	
(3) 総合評価落札方式での加点（共通）	基本的に加点（簡易なものを除く）	

※ 見直し後の表彰見込み数 建設工事：約120名、委託業務：約40名

3 実施（予定）時期

- （建設工事） 令和7年度表彰より適用
 新たな選定方法に係る総合評価落札方式での加点の扱いは令和9年度より適用
- （委託業務） 令和6年度表彰より総合評価落札方式での加点も含めて適用

第44回維持管理・危機管理分科会 報告(概要)

- 1 開催日時：令和6年2月16日(金) 10:30~12:00
- 2 開催場所：長建ビル会議室
- 3 報告事項及び打合せ事項について(アンダーライン部分は協会からの意見・要望等)

■ 県からの説明事項

(1) 今冬の大雪時の通行確保対応について

過去の大雪時において高速道路や直轄管理道路の通行事前規制が行われた際、「通行規制区間の端末ICが積雪・降雪地域である場合、雪の備えのない車両が滞留する」等の課題があったことから、今冬の対応として「積雪・降雪地域を避けた、手前を端末ICとする」等の対応を行ったことについて説明があった。

- ・ 県管理道路の事前通行規制でも同様の課題がある。対応を検討してほしい。
- ・ 関連して、除融雪に従事するオペレーターの高年齢化に対し、体制確保に向け、若年層のオペレーターの賃金等環境整備に対する検討が急務と考えられる。

(2) 令和5年度大規模地震時の道路パトロール訓練の実施状況

9月から12月に行われた訓練の実施状況、ならびに1月1日に発生した令和6年能登半島地震時のパトロール状況について説明があった。

- ・ 災害情報共有システムの利用については有益であり、今後は急なタイミングでもしっかり使えるような取組や、入力状況の確認ができるような検討が必要。
- ・ 災害情報共有システムのオフラインでのマップ利用機能の拡張など、一定の配慮はされてきているものの、改めて、能登半島地震を受け、電機・通信ができない場合の情報共有について、建設業に従事する者が減少している状況でどのように行うべきか考えていく必要がある。

(3) 長野県優良技術者表彰制度の見直しについて

前回の「地域を支える建設業」検討会議 全体会議での意見を踏まえ、今年度現場に従事している技術者に配慮し、新たな「建設工事における優良技術者表彰制度」の適用開始時期は、令和6年度から令和7年度からに修正したい旨、説明があった。

- ・ 理解した。

■ 協会からの報告事項

- ・ 上記(2)に合わせ、協会からも、災害情報共有システムの機能拡張、ならびにDX災害情報部会での意見について説明を実施した。

■ 意見交換

- ・ 過去に受注のない企業は、実績や成績点などがなく、総合評価落札方式に対応できない。地域を支える企業が受注できるような仕組みづくりが必要となる。
- ・ 発注機関の人材不足も課題である。時期によって発注件数や業種に偏りがあるので考えてほしい。企業の安定した受注機会の確保は、その地域の安全・安心の担保につながる。

令和5年度「地域を支える建設業」検討会議
第3回「施工・品質確保分科会」
次 第

日時：令和6年2月16日（金）13:15～

会場：長建ビル5階会議室

1 開 会

2 あいさつ（唐木座長）

3 議 事

（1）ICT・BIM/CIM等の取組みについて

・信州BIM/CIM推進協議会活動状況 ・実施中及び実施予定の施工箇所 ほか

（2）工事書類簡素化について

（3）優良技術者表彰制度について

（4）災害復旧工事における点在箇所の課題検討について

（5）盛土規制法関係について

・長野県内の指定に向けた調査予定
・ストックヤード運営事業者登録制度

（6）建築関係

・信州健康ゼロエネ住宅普及促進について
・建築BIMの活用状況等に関する調査結果について

（7）その他技術的諸課題等について

① 県からの情報提供

・令和5年度 技術者セミナー開催状況について（まとめ）

② 協会からの情報提供

・土木施工管理技士検定試験制度改定について ほか

4 その他

5 閉 会

「地域を支える建設業」検討会議
令和5年度「施工・品質確保分科会」名簿

令和6年2月16日

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名	備 考	出欠	
県建設業協会	副 会 長	唐 木 和 世	座長	○	
	建設技術委員長	大 熊 孝 博		○	
	建設技術副委員長	大 平 敏 一	土木部門	欠	
	//	矢 野 健 太 郎	土木部門	○	
	//	堀 内 文 雄	建築部門	欠	
	//	中 村 正	建築部門	○	
	常 務 理 事	手 塚 雄 保		○	
	技 術 部 長	水 口 森 隆	事務局	○	
県	農地整備課	主任専門指導員	梶 澤 昇	○	
	森林政策課	主任専門指導員	丸 山 基 久	○	
	建築住宅課	主任専門指導員	佐 々 木 武 信	○	
	契約・検査課	主任工事検査員	有 賀 寛	○	
	技術管理室	主任専門指導員	玉 川 博 之		欠
		基準指導班 副主任専門指導員	山 口 剛		○
		入札・契約班 副主任専門指導員	大 田 幸 太 郎		○
		基準指導班 副主任専門指導員	石 坂 公 成	事務局	○
		基準指導班 主 任	下 川 雄 央		○

注) 県の出席者は議題により変更となります。

令和5年度「地域を支える建設業」検討会議

第3回「施工・品質確保分科会」

協会提出資料

令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が 最終搬出先まで義務づけられます！ ～ストックヤード運営事業者登録制度を活用ください～

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています（次ページを確認ください）。

令和6年6月からは、ストックヤードに搬出した場合においても最終搬出先まで確認を行うことが義務づけられます。

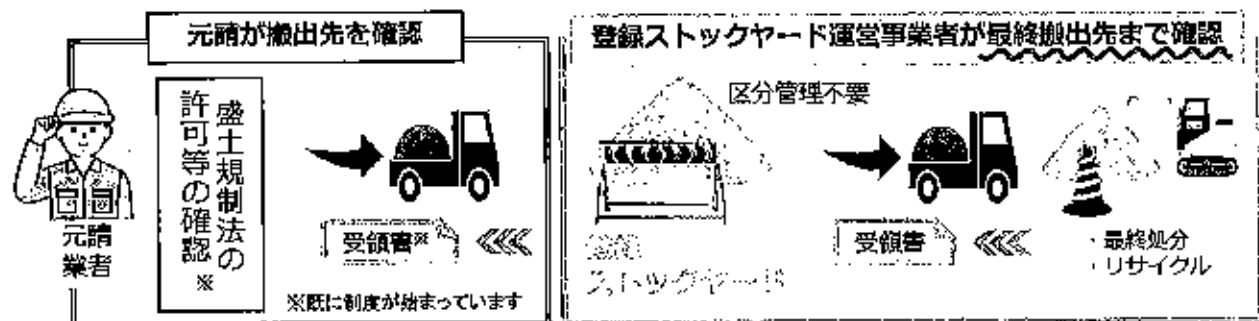
国に登録されたストックヤードに搬出した場合は、最終搬出先までの確認を行うことが不要となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆

(500㎡以上の土を搬出する工事等が対象)

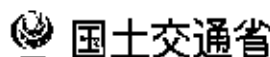


登録ストックヤードに搬出した場合は
最終搬出先まで確認することが不要となります。



・最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

普段からお取引のあるストックヤード事業者の皆様にも、
登録制度のご紹介をお願いします。



問合せ先は「ストックヤード運営事業者登録制度」Web検索

(令和5年6月版)

「ストックヤード運営事業者登録制度」 を知っていますか？

令和5年5月より
登録スタート

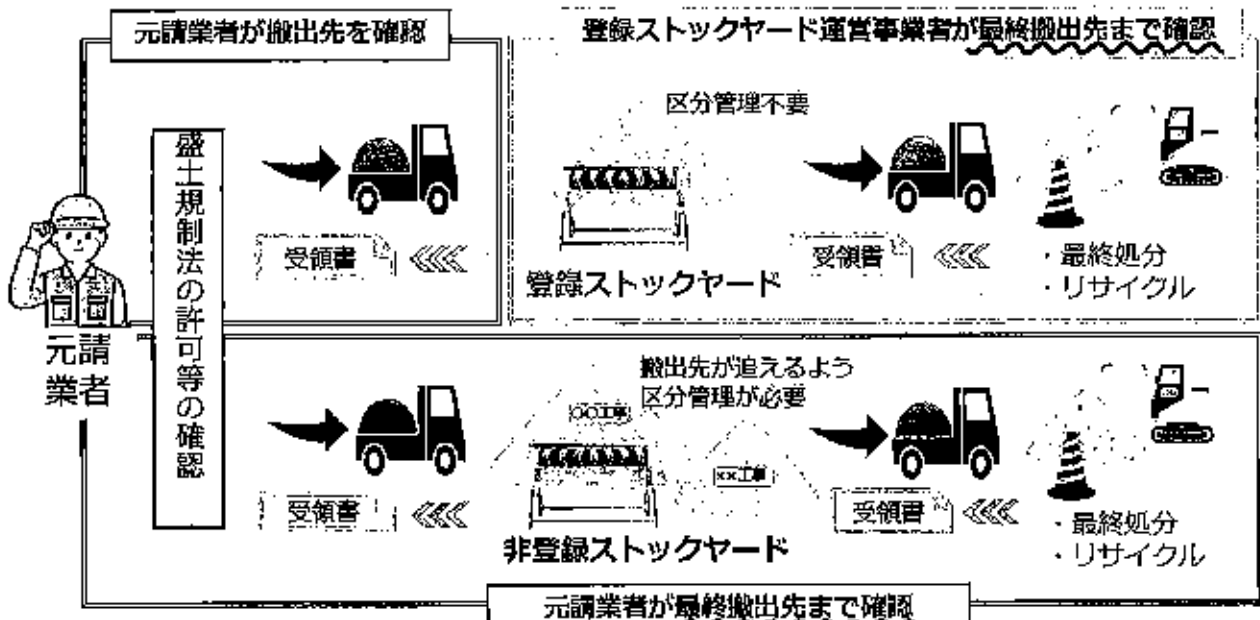
令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう新たな制度が始まりました。

新たな制度では、**令和6年6月より、建設発生土を搬出する工事を請負う元請業者は、搬出された建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されないことがないよう、最終搬出先まで確認することが義務づけられます**※（資源有効利用促進法省令）。

一方、**登録ストックヤードに搬出した場合は、登録ストックヤード運営事業者がその後の適正な搬出を引き継ぐことになるので、元請業者は最終搬出先までの確認は不要**となります。

つまり、登録ストックヤード運営事業者の皆様は、建設発生土の適切な利用・処分に向けた枠組みの一翼を担う主体となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆



- ・元請業者による搬出先の盛土規制法の許可等（盛土規制法や土砂条例等の許可又は届出、土壌汚染防止対策法等の手続き状況等）の確認、搬出先の確認（受領書の交付）は既に始まっています。
- ・最終搬出先までの確認制度（総務部）はR6.6から始まります。

登録されると・・・

- ・元請業者の負担が軽減することから、建設発生土の搬出先として、**選ばれやすくなる**ことが期待されます。
- ・登録された事業者の一覧は、**国のHPで公表**されます。この一覧は、建設発生土を搬出する方が、搬出先を探す際に活用することも想定しています。

令和6年度より施工管理技術検定の受検資格が変わります

別添2

(概要)

- ・1級の第一次検定は、19歳以上(受検年度末時点)であれば受検可能
- ・2級の第一次検定は、17歳以上(受検年度末時点)であれば受検可能(従前から変更なし)
- ・1級及び2級の第二次検定は、第一次検定合格後の一定期間の実務経験などで受検可能
(なお、令和10年度までの間は、制度改革前の受検資格要件による第二次検定受検が可能)

令和6年度から令和10年度までの間は経過措置期間とし
第二次検定は **旧受検資格** と **新受検資格** の選択が可能です!

1 級

学歴・保有資格	旧受検資格*1 いずれも指導監督の実務経験1年を含む必要あり		新受検資格	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定**2、**3
大学(指定学科)	卒業後、実務経験3年以上		19歳以上 (受検年度末時点)	○1級第一次検定合格後、 ・実務経験5年以上 ・特定実務経験1年以上を含む実務経験3年以上 ・監理技術者補佐としての実務経験1年以上 ○2級第二次検定合格後 ・実務経験5年以上 (1級第一次検定合格者に限る) ・特定実務経験1年以上を含む実務経験3年以上 (1級第一次検定合格者に限る)
短大・高専(指定学科)	卒業後、実務経験5年以上			
高校(指定学科)	卒業後、実務経験10年以上			
大学(指定学科以外)	卒業後、実務経験4.5年以上			
短大・高専(指定学科以外)	卒業後、実務経験7.5年以上			
高校(指定学科以外)	卒業後、実務経験11.5年以上			
2級合格者	条件無し	2級合格後、 実務経験5年以上 (1級第一次検定合格者に限る)		
上記以外	実務経験15年以上			

2 級

学歴	旧受検資格*1		新受検資格	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定**2、**3
大学(指定学科)	17歳以上 (受検年度末時点)	卒業後、実務経験1年以上	17歳以上 (受検年度末時点)	○2級第一次検定合格後、 実務経験3年以上 (建設機械種目については2年以上) ○1級第一次検定合格後、 実務経験1年以上
短大・高専(指定学科)		卒業後、実務経験2年以上		
高校(指定学科)		卒業後、実務経験3年以上		
大学(指定学科以外)		卒業後、実務経験1.5年以上		
短大・高専(指定学科以外)		卒業後、実務経験3年以上		
高校(指定学科以外)		卒業後、実務経験4.5年以上		
上記以外	実務経験8年以上			

*1 旧受検資格は主な受検資格のみ記載しております。

*2 「第一次検定合格」については、令和3年度以降の第一次検定合格が対象、また「2級第二次検定合格」については、令和2年度以前の2級技術検定合格も対象

*3 関連資格による受検要件は裏面参照

特定実務経験 積立金額4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の建設工事において、監理技術者・主任技術者(当該業種の監理技術者資格者証を有する者に限ります)の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として行った経験(※注者側技術者の経験、建設業法の技術者配属に関する規定の適用を受けない工事の経験等は特定実務経験には該当しません)

お問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係 TEL:03-5253-8111(内線24744)

※検定種目毎に取り扱いが異なる場合もあるため、下記、指定試験機関が令和6年1月以降、種目毎に順次、公表予定の受検の手引を必ずご確認ください。

全国建設研修センター(土木・管工事・造園・電気通信工事) TEL:042-300-3040

建設業振興基金(建築・電気工事) TEL:03-5473-1581

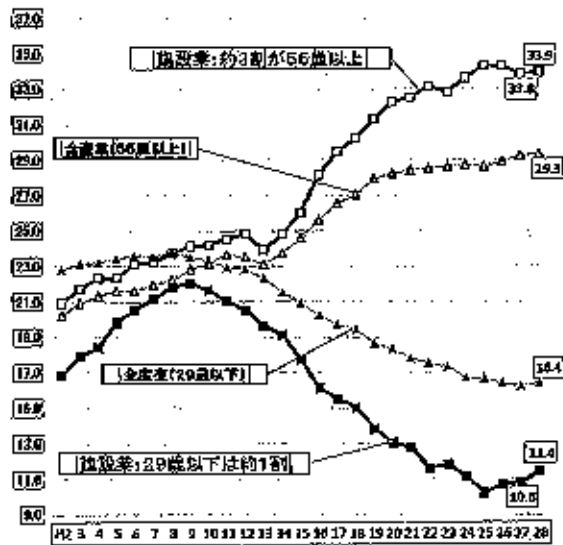
日本建設機械施工協会(建設機械) TEL:03-3433-1575

「土木施工管理技士検定試験制度改定について」

1 制度改定の背景

国土交通省の資料によると、建設業全般の3割以上が55歳以上である一方、29歳以下が約1割となっており、全産業に比較しても少子高齢化の影響が顕著にでています。

このような状況下、建設現場において重要な役割を担う施工管理技術者を確保していくために、国土交通省では、試験制度の見直しを順次行っており、令和3年度から「技士補」制度の導入などを行ってきましたが、令和6年度からはこれまでの学歴に基づく制度を改めることとなりました。



国土交通省「建設業就業者の現状」より

2 見直しの概要

① 受験資格

2級土木施工管理技士

旧制度		新制度	
一次	二次	一次	二次
17歳以上 (受験年度末)	卒業後 実務経験 〇年(学歴別)	17歳以上 (受験年度末)	■ 2級一次合格後 実務経験3年 ■ 1級一次合格後 実務経験1年

※学歴によらない場合は除外

1級土木施工管理技士

旧制度		新制度	
一次	二次	一次	二次
卒業後 実務経験〇年(学歴別)		19歳以上 (受験年度末)	■ 1級一次合格後 実務経験1~5年 ■ 2級一次合格後 実務経験1~5年
2級合格者 条件なし	2級合格後、 実務経験5年 (一時合格後)		

※学歴によらない場合は除外

② 実務経験

実務経験は、検定種目に対応した業種の工事に限られます。

土木施工管理技士で認められる建設業の種別(9種)	土木一式工事・とび土工コンクリート工事・石工事・鋼構造物工事・舗装工事・しゅんせつ工事・(塗装工事)・水道施設工事・解体工事
--------------------------	--

※(塗装工事)は2級では対象外。

③ 注意すべき点

- ① 実務経験については、「一次合格後」のものが対象です。実務経験を活かすためにも早く一次試験に合格することが重要です。
- ② 実務経験は、特定実務経験などにより必要年数が変わるためよく確認する必要があります。
- ③ 令和10年度までは、経過措置で新旧両方の制度が選択可能です。また、その間の関連資格保有者の実務経験は従来通りです。

4 今後の展望

これまで、学歴によっては資格取得まで相当な期間を要した制度ですが、専門課程を全く経ていない多くの若い人たちも、建設業に飛び込み活躍することにより、深刻な人手不足になりつつある建設業界を救う制度となるよう期待したいところです。

建設キャリアアップシステム事業者登録状況 【長野県建設業協会員】

令和5年9月末現在

支部名	会員数	CCUS 登録社数	比率	備考
南佐久	25	17	68%	
佐久	35	21	60%	
上小	20	11	55%	
諏訪	43	28	65%	
伊那	53	26	49%	
飯田	50	34	68%	
木曾	18	8	44%	
松本	61	41	67%	
安曇野	26	21	81%	
大北	34	24	71%	
更埴	13	9	69%	
須坂	14	11	79%	
中高	15	8	53%	
長野	79	55	70%	
飯山	17	10	59%	
総計	503	324	64%	全国建設業協会 会員登録率 49%

令和5年度「地域を支える建設業」検討会議
第3回「施工・品質確保分科会」

県提出資料

- (1) BIM/CIM等の取組みについて（技術管理室）
- (2) 災害復旧工事における点在箇所の課題検討について（技術管理室）
- (3) 工事書類の更なる簡素化について（技術管理室） 【別冊】
- (4) 優良技術者表彰の見直しについて（技術管理室）
- (5) 建築関係（建築住宅課）
 - ・信州健康ゼロエネ住宅普及促進について
 - ・長野県内における建築BIMの活用状況等に関する調査について
- (6) 令和5年度 技術者セミナー開催状況について（技術管理室）

令和5年度 BIM/CIM活用実施件数(速報)

事務所名	R2		R3		R4		R5		R6		実績 (R2~R6)
	件数	件数	うち継続 件数	うち継続 件数	うち継続 件数	うち継続 件数	うち継続 件数	うち継続 件数	予定	実績	
佐久	1	2	1	0	5	3	0	9			
上田	14	8	7	2	1	1	0	26			
諏訪	1	1	0	0	6	4	1	8			
伊那	0	4	3	1	4	0	2	9			
塩田	2	43	7	3	3	0	1	58			
南部	0	13	9	4	2	0	0	19			
松川ダム	0	1	0	0	0	0	0	1			
木曾	0	4	2	1	2	1	3	10			
松本	0	4	1	2	5	1	4	15			

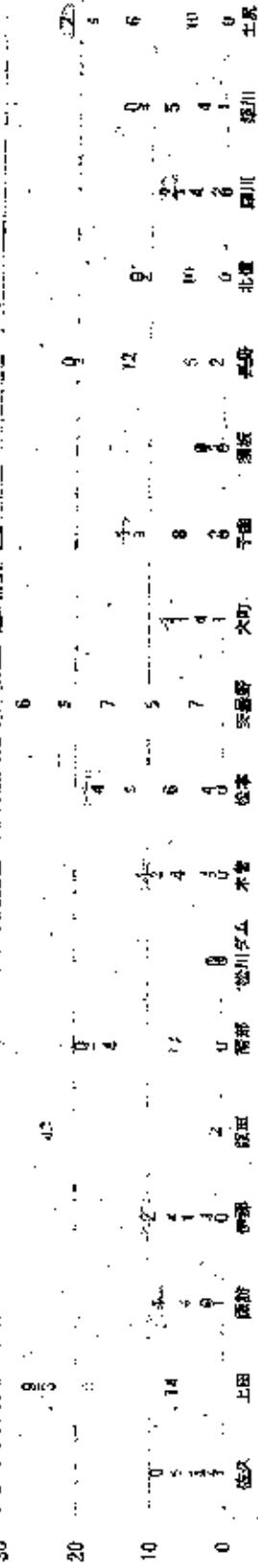
※太字をR5の取組数としてカウント

事務所名	R2		R3		R4		R5		R6		実績 (R2~R6)
	件数	件数	うち継続 件数	うち継続 件数	うち継続 件数	うち継続 件数	うち継続 件数	うち継続 件数	予定	実績	
安曇野	7	5	5	7	5	5	6	24			
大町	1	4	3	1	0	1	1	7			
千曲	0	2	0	2	1	3	2	13			
須坂	0	2	0	1	1	0	0	3			
長野	2	5	2	12	8	2	0	21			
北信	0	10	5	2	2	0	0	12			
奥川	0	2	1	4	1	1	1	7			
碓氷	1	4	1	5	1	3	1	13			
士郎	0	10	7	6	6	5	3	21			
合計	29	124	54	75	40	48	23	276			

11

2

R6
R5
R4
R3
R2



災害復旧における点在工事の課題検討会が出された意見

検討会において受注者側から出された主な意見は以下1～4のとおり。5のまとめにおいて、発注者側が査定設計及び発注・精算変更時に配慮もしくは検討すべき点をまとめたので留意願います。

【前提】今回対象の災害は、特に大雨に伴う河川砂防災害が突出して多かったことが特徴

- ・同一河川の長い延長の中に、災害箇所が点々と存在しているが、仮締切等の考え方が箇所一斉に着手することを想定しているが、実際はできないので、個別に考えるべき。
→まずは個別に仮設計画を立て、複数箇所まとめる際には、全箇所まとめて工事するという考え方はせず、実際の施工可否を含めて考えるべき。
- ・河川の災害箇所は、特に山中や道路から離れている等、施工条件の厳しい箇所が多く、時間、工事費等、通常工事より余分にかかる。(仮設道路、締切り土の搬入、小運搬等)
- ・個々の箇所毎、準備工～竣工まで同じ手順(最寄りの道路からの進入路作成、仮締切用の土砂の搬入、仮締切、排水ポンプや仮排水パイプの設置、本工事、終了後の撤去作業)をする必要があり、非常に時間がかかるとともに、地形条件より小運搬せざるを得ない現場が多かったが、積算に考慮されていない。
→小運搬等必要に応じて計上すべき(必要性が認められれば変更対象となり得る)
- ・工期について、全体額に応じての設定となるため、個々の箇所の積み上げによる実際の工期に比べ短い。
→全体工費で標準式に当てはめるのではなく、個別の工程を考慮して工期を設定すべき
- ・工期の変更延長が認められたとしても、それに伴う諸経費の補正がほとんど見られない。
→受注者の責めに帰すことができないものにより設計図書の変更に伴う工期の延長や、一時中止をした場合は受注者の請求により増加費用を積算することになっている。
- ・今回の場合は、公告から落札決定まで時間がかかったため、着工準備になかなか入れなかったことも大幅な赤字の一因と考えられる。
→大規模災害であり手続きに時間を要したが、できるだけ手続きは迅速に行う。

1 今回の大規模災害現場の特徴

・調査不足

最近では、早期災害対応ということで、災害発生から査定まで2カ月以内で行うこととされており、特に災害多発の場合、調査が不十分なことが多い。(予期せぬ事項として、埋設物、進入路の問題、電線、上下水道管等)

・測量、設計等の手戻りが多い。

期間が限られるため、測量、設計とも十分な検討がなされていない場合が多い。また、早期発注のため、査定用図面をそのまま発注用図面として使用する事例が多

いが、実際の工事施工にはそのままでは利用できない事が多く、その結果、落札業者による再測量、設計手直し等の手間が生じ、工事着手までに多くの時間を要し、工期の大幅な延長が生じた。(この点も発注時の工期に考慮すべき)

・資材の遅れ

資材の注文が集中するため、実際の購入までに時間がかかった。

・工期の短縮への努力

工期に間に合うよう並行して複数の箇所を進めるために、個々の箇所毎に重機のリースが生じ、費用が掛かる。(リース代、燃料代、等)

2. 積算

仮設費の考え方が不十分である。

- ・設計では小運搬計上していないが、実際は小運搬が必要な現場が多い。
- ・水替えについて、連続運転が必要であったが、作業時排水で計上されている。
- ・仮排水パイプについて、出水時に飲みきれないものが計上されている。
- ・JVの主体は管外業者であり、地元環境に不慣れなため、出水時の河川の特性等に精通している地元業者による提案を変更等で重視すべき。

3. 歩掛上の問題点

- ・工期延長になった場合の諸経費率の補正が不十分。
- ・大規模災害復旧工事に対して、熊本災害のように諸経費率の上乗せが必要
- ・労務者の宿泊、通勤費等は認められたが、工期延長に伴う社員の手当て、宿舍や事務所の維持費用、借地代等は認められていない。
- ・JVとして管外から参画する場合、必ず職員の宿泊、交通費は必要となる。

4. 復興JV制度の課題

- ・地元協力が少ない。
 - ・特に、生コンプラントは土日休業のまま、施工箇所が佐久地域が多いため、フル稼働してほしいという要望に応えてもらえなかった。搬入する際も順番待ちで、現地納品が遅れがちで、施工が順調に進まなかった。
- ・点在箇所のまとめ方に問題。
 - ・単独工事は施工の容易な箇所(道路に近く、広い作業ヤードがある等)を優先し、JV用には山奥等条件の悪い箇所をまとめていた。
- ・監督員個々により、変更の判断(変更として認めるかどうか等)に差が存在する。
 - ・発注機関として考え方に統一性が必要であった。
- ・竣工検査における配慮
 - ・管外から応援に来て、災害の特性や地理的に不案内な地域での工事施工せざるを得なかったことに対して工事評価点の中で、何らかの配慮が欲しかった。
- ・変更については極力、柔軟な対応が必要
 - ・JVとしては、早期災害復旧のため応援に来ているという意識があるので、実際の現場に合わせた工法選択等に対して柔軟な変更が必要。

・宿泊代、交通費が不支給

管外から来ているため、職員も宿泊が必要で、住居との往復交通費等も発生するが、作業員には、宿泊費、交通費が認められたが、職員には一切認められなかった。工期が延長するにつれて、この費用（赤字分）は増加していく。又、事務所のリース代、借地代等も同様。

・復興JVという発注形態に対する認識をはっきりする必要がある。

通常工事：落札したければ、管外からでも自主的に応札

復興JV：大災害時等地元業者では対応できない場合に、地元業者と組んで応札

・JV間の役割分担が明確でない。

JVのうち1社は地元業者であるが、各社の役割（責任）分担が統一されていない。

・修理代

工期が長引くほど、敷き鉄板、足場等の修理代がかさんでくる。

・安全仮設備

箇所毎に安全仮設備の購入、設置が必要となる。

・きめ細かい積算

小運搬、養生、産廃処理費用などが、十分考慮されていない。

・工期の延長

工期の延長に伴い、重機等のリース代、燃料費、修理費等が増加する。

・材料高

工期が長引き材料費が値上がりしたが、スライド対応が十分とられなかった。

5 まとめ

下記①～⑥は発注機関、⑦⑧は技術管理室で今後、留意もしくは検討していく。

①点在工事をまとめる際は、むやみにまとめず、現場条件や施工方法等を十分把握した上で合冊し、各箇所の工程を考慮して工期設定するとともに、仮設についても施工方法や工程を考慮して検討する。

②災害復旧工事であっても、標準契約約款で契約している以上は、通常工事と同様に条件が変更になれば設計変更の対象となり得る。

③災害復旧だから費用は見れないというやりとりは、受注者と発注者間ですべきものではなく、あくまで発注者側が事業課と協議すべきこと。

④災害復旧事業費で計上ができない項目で、必要不可欠なものについては、発注者側で単費などの予算確保を事業課と十分に調整を行った上で適切に対応する。

⑤小規模運搬や仮排水、産廃処理費についても、箇所毎に適切に計上し、計上が漏れていた場合は協議で必要性を考慮して設計変更する。（設計変更ガイドラインを遵守）

⑥災害復旧であっても、必要な費用は盛り込むべきで、備からない、赤字になるということが無いよう、適切な設計・積算（災害査定含む）に努めるべき。

⑦仮排水の損料計上の考え方について部局毎でも異なるため、国や他都県政令市の考え方を研究し、適切な計上ルールを検討していく。

⑧復興JVについては、実態を把握し、今後の運用について検討が必要。

長野県優良技術者表彰制度の見直しについて

長野県優良技術者表彰は、県発注の建設工事及び委託業務においてその成績や取組が優れた技術者を表彰することにより、公共工事の品質向上と担い手の確保・育成を目的として平成16年度から実施しているところです。

企業の努力により成績評定点は上昇傾向にあるなど、品質向上については一定の効果がみられる一方で、地域インフラの整備、維持管理等を支えるとともに、災害時に安全・安心の確保を担う「地域の守り手」に対する評価がなされにくいとため、近年、建設産業全体の重要課題となっている担い手の確保・育成に対し、より効果的となる制度に見直します。

1 現状

	建設工事（知事表彰）	委託業務（知事表彰）
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価委員会が成績評定点上位の建設工事の中から表彰対象技術者を選定・評価 ○ 審査委員会が評価委員会の総合評価結果に基づき審査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業が82点以上の成績評定を受けた業務の技術者について申請 ○ 評価委員会が「品質向上における取組」等について、書類（1次）・面接（2次）で評価 ○ 審査委員会が評価結果に基づき審査
対象	一般部門 ・主任（監理）技術者	一般部門 ・管理（主任）技術者
	若手部門 （40歳未満） ・主任（監理）技術者 ・現場代理人	若手部門 （40歳未満） ・管理（主任）技術者 ・担当技術者
人数	73名（R4）	23名（R4）
ポイント	総合評価落札方式での加点 企業：最大0.25点（過去3年間）、技術者：最大1.0点（過去5年間）	

※1 表彰される技術者が所属する企業も表彰

2 見直し内容（案）

見直し事項	現行	見直し（案）
(1) 選定方法 （建設工事）	成績評定点の上位から選定	発注機関の推薦方式 87点以上の成績評定を受けた業務の技術者 大規模・難工事（業務）のみ加点
(2) 申請基準 （業務委託）	82点以上の成績評定を受けた業務の技術者	
(3) 総合評価落札方式での加点 （共通）	基本的に加点（簡易なものを除く）	

※ 見直し後の表彰見込み数 建設工事：約120名、委託業務：約40名

3 実施（予定）時期

- （建設工事） 令和7年度表彰より適用
 新たな選定方法に係る総合評価落札方式での加点の扱いは令和9年度より適用
- （委託業務） 令和6年度表彰より総合評価落札方式での加点も含めて適用

信州健康ゼロエネ住宅普及促進について



令和6年2月16日

長野県 建設部 建築住宅課

信州健康ゼロエネ住宅
信 州 県 建 設 部

1 信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会

信州健康ゼロエネ住宅
信 州 県 建 設 部

会議体	日 時	主な協議内容
新規会員に関する審議決議	・5月8日（月）	・独立行政法人住宅金融支援機構及び長野県住宅供給公社の入会に関する決議（6月1日承認済）
第4回協議会（対面）	・6月14日（水）13:30～15:00	・協議会規約の改正及び新規会員について ・R5年度信州健康ゼロエネ住宅助成金事業の概要 ・R5年度周知・広報事業の概要 ・R5年度協議会について（スケジュール、部会関係 等）
第1回検討部会（Web） ・指針住宅研究部会 ・県産木材活用推進部会 ・普及促進部会	・7月31日（月）13:30～15:00 ・8月23日（水）10:00～12:00 ・8月25日（金）10:00～11:30	・部会における検討内容の協議 ・事業進捗状況確認
第2回検討部会（Web） ・県産木材活用推進部会	・9月20日（水）15:00～17:00	・部会における検討内容の協議 ・事業進捗状況確認
第5回協議会（対面）	・10月5日（木）13:30～15:00	・信州健康ゼロエネ住宅情報発信ウェブサイトについて ・R5年度事業の中間報告について
第3回検討部会（Web） ・県産木材活用推進部会 ・普及促進部会	・12月21日（水）13:30～15:30 ・1月29日（月）9:00～10:00	・アンケート結果の共有、意見交換
第4回検討部会（Web） ・県産木材活用推進部会	・2月1日（木）15:00～16:00	・第3回部会で挙げられた取組の整理と方向性の確認
第6回協議会（対面）	・2月8日（木）13:30～15:00	・R5年度事業報告について ・R5年度協議会体制について ・R6年度県予算案の概要について

普及促進の取組1 (普及促進部会)

令和5年度

<方針> 11月を普及促進強化月間に設定し、集中的に普及啓発事業を実施

(1) イベントによる広報

- ① ゼロカーボンミーティング IN 諏訪
 - ・開催日:6月29日(月) (イベント来場者数:97人)
 - ・主催者:諏訪地域振興局環境課
 - ・会場:茅野市民会館
 - ・内容:紹介パネル展示、周知チラシ配布
- ② 信州住まいのわくわくフェア2023
 - ・開催日:6月17日(土)~18日(日) (イベント来場者数:11,766人)
 - ・主催者:信州・絆でつくる優良住宅の会
 - ・会場:長野市エムウェーブ
 - ・内容:紹介パネル展示、周知チラシ配布、助成金説明会、相談窓口
- ③ 信州環境フェア2023
 - ・開催日:7月29日(土) (イベント来場者数:403人)
 - ・主催者:信州環境フェア実行委員会
 - ・会場:長野市芸術館
 - ・内容:紹介パネル展示、周知チラシ配布
- ④ ながの環境フェア2023
 - ・開催日:9月24日(日) (イベント来場者数:約2,800人)
 - ・主催者:ながの環境フェア実行委員会
 - ・会場:長野市リサイクルプラザ・サンマリンながの
 - ・内容:紹介パネル展示、周知チラシ配布、缶バッジ作成体験・配布
- ⑤ いいやま環境フェア2023
 - ・開催日:9月24日(日) (イベント来場者数:約300人)
 - ・主催者:飯山市
 - ・会場:飯山市文化交流館 なちゆら
 - ・内容:紹介パネル展示、周知チラシ配布、缶バッジ作成体験・配布
- ⑥ うえた環境フェア2023
 - ・開催日:10月14日(土) (イベント来場者数:600人)
 - ・主催者:うえた環境フェア実行委員会
 - ・会場:上田市上田廟1640
 - ・内容:紹介パネル展示、周知チラシ配布
- ⑦ 松本山雅FCホームタウンPRデー
 - ・開催日:10月15日(日) (イベント来場者数:12,467人)
 - ・主催者:松本山雅FC、松本市
 - ・会場:松本平広城公園総合競技場(サンプロアルウィン)
 - ・内容:紹介パネル展示、周知チラシ配布、缶バッジ配布
- ⑧ 南信州環境メッセ2023
 - ・開催日:10月28日(土)~29日(日) (イベント来場者数:1,691人)
 - ・主催者:南信州環境メッセ2023実行委員会
 - ・会場:飯田市エス・パード
 - ・内容:紹介パネル展示、周知チラシ配布、缶バッジ製作体験・配布
- ⑨ With WOOD「これからの木材活用セミナー」県産材製品展示・商談会
 - ・開催日:11月29日(水) (イベント来場者数:85人)
 - ・主催者:長野県木材協同組合連合会、信州木材産業製品センター
 - ・会場:長野県松本文化会館(キッセイ文化ホール)
 - ・内容:セミナー、周知パネル展示、チラシ配布
- ⑩ 松本城氷彫フェスティバル2024
 - ・開催日:1月28日(日) (イベント来場者数:17,938人)
 - ・主催者:国宝松本城氷彫フェスティバル実行委員会
 - ・会場:松本城公園
 - ・内容:紹介パネル展示、周知チラシ配布、缶バッジ配布

- (2) 様々な媒体を活用した周知事業
県のホームページ、新聞、テレビ番組・CM、SNSによる周知
- (3) 体感・体験できる場の創設事業
普及促進強化月間内に県下一斉現場見学会の実施
- (4) 普及啓発グッズの作成
チラシ、ポスターや缶バッジ等を作成
- (5) 普及促進に向けた県内事業者の状況把握
助成金等の活用に関するアンケート調査実施・分析

1 信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会

普及促進の取組2 (普及促進部会)

<信州健康ゼロエネ住宅普及促進のための取組>

信州健康ゼロエネ住宅普及促進強化月間の取組状況

「信州健康ゼロエネ住宅」の県民の認知度を高めるために
集中的に普及啓発事業を実施

令和5年11月を「信州健康ゼロエネ住宅普及促進強化月間」に設定し、取組を強化

- (1) 県下一斉現場見学会の実施 (新築30件、リフォーム2件)
→ 北信:19件、東信:1件、中信:3件、南信:9件 合計32件で実施(計447人来場)
- (2) 積極的な広報・周知(10月~12月)
 - ・信州健康ゼロエネ住宅情報発信ウェブサイトの公開開始 (R5.10.2~)
 - ・新聞広告掲載 (信濃毎日新聞:R5.10.27)
 - ・テレビCM放映 (3種類) (民放4社:R5.10.15~R5.10.28)
 - ・テレビミニ番組 (abn長野朝日放送:R5.11.12)(再放送: R5.11.19)
 - ・住宅情報誌掲載 (Komachi ナガノの家:R5.12.25)
 - ・SNS等によるWeb広告 (youtube、Google、Line、Instagram:通年)
 - ・市町村広報紙に紹介記事掲載(阿智村:R5.11)
- (3) イベント参加による積極的な周知(通年)
→ 県下10イベント参加

県産材活用推進の取組（県産木材活用推進部会）

<信州健康ゼロエネ住宅普及促進に関する調査>

R5年10月から11月に設計者・施工者を対象に普及促進に関するアンケート調査を実施

- ・ゼロエネ住宅助成金を知らない：約2割
- ・知っているが回答した8割の内、知っていても利用したことがない：約6割
- ◎ 利用したことがない理由：要件や手続きが煩雑 等



**引き続き周知・啓発活動及び使い勝手の研究が必要
まずは興味関心(ランニングコスト、環境面等)を持ってもらう**

R5年度に引き続き、R6年度に実施する取組

- (1) 各種イベント参加による広報、積極的な周知・PR活動(助成金の認知)
- (2) 県下一斉現場見学会の実施(ゼロエネ住宅の魅力の実体験・横の繋がり)
- (3) 信州健康ゼロエネ住宅情報発信ウェブサイトのさらなる活用
(積極的な情報発信、住まい手の知りたい情報の研究 など)

指針住宅基準検討の取組1（指針住宅検討部会）

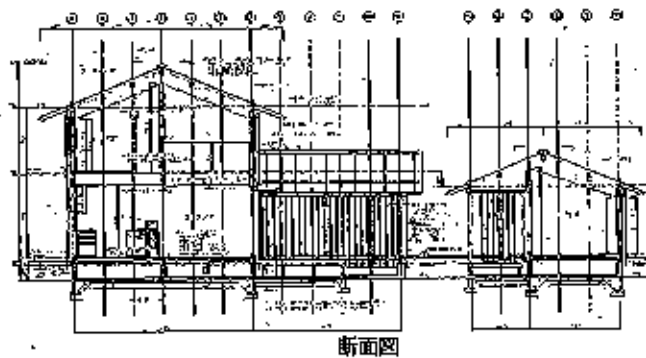
■性能の違いによる燃費の見える化

モデルプランを用いた地域区分毎の性能の違いによる燃費のシミュレーション

【モデルプラン概要】

木造2階建て
床面積 2階：49.69㎡
1階：69.56㎡

延べ面積：119.25㎡
(吹抜含：126.70㎡)



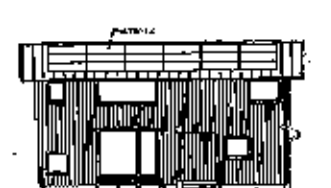
断面図



西立面図



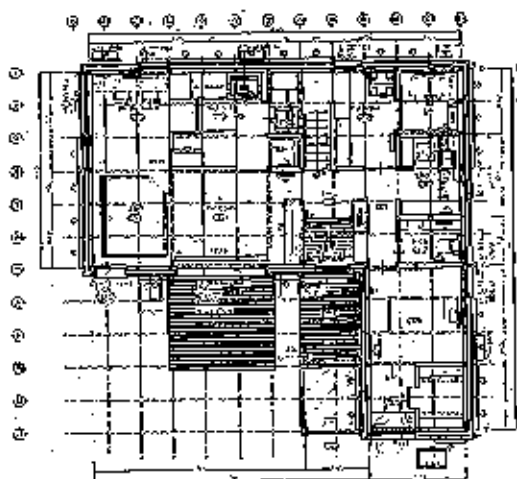
東立面図



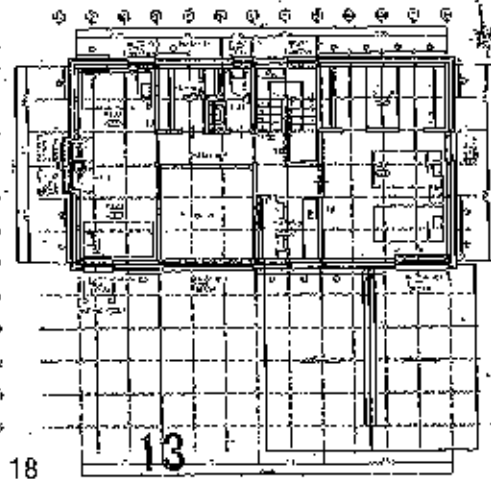
南立面図



北立面図



1階平面図



2階平面図

指針住宅基準検討の取組2 (指針住宅検討部会)

■暖冷房エネルギー・光熱費 シミュレーション結果 (断熱性能・省エネ性能 使用計算ソフト: Qpex ver.4.20)

●仕様・地域区分別 年間熱負荷 (暖冷房) 比較表 (単位: kWh)

仕様		2地域(福井県内)		3地域(佐久市)		4地域(長野市)		5地域(諏訪市)	
		年間 熱負荷	対省エネ 基準比	年間 熱負荷	対省エネ 基準比	年間 熱負荷	対省エネ 基準比	年間 熱負荷	対省エネ 基準比
省エネ基準	暖房	10,170		9,927		12,042		11,097	
	冷房	290		708		1,475		1,280	
	合計	10,460		10,635		13,517		12,377	
ZEH基準	暖房	8,499	83.6%	8,757	86.2%	8,272	80.5%	6,404	59.1%
	冷房	740	117.2%	740	104.6%	1,388	12.7%	1,180	97.3%
	合計	8,839	84.5%	9,497	89.3%	9,660	89.3%	7,584	59.8%
ZEH+基準	暖房	6,138	60.1%	1,924	49.6%	9,864	47.1%	4,500	38.9%
	冷房	401	138.1%	702	110.5%	1,300	88.1%	1,128	88.0%
	合計	6,837	62.6%	5,706	53.7%	7,164	61.6%	5,628	43.4%
先導基準	暖房	4,221	47.9%	3,411	34.1%	3,987	32.0%	2,915	24.9%
	冷房	488	167.6%	807	114.0%	1,270	88.6%	1,102	86.1%
	合計	4,813	45.0%	4,218	39.7%	5,257	37.9%	4,017	31.0%

長野市(4地域)にZEH+の住宅を建てた場合、
暖冷房の年間熱負荷は省エネ基準の約半分で
(51.5%)

…と説明しても、建築主にはイメージしにくい



長野市(4地域)にZEH+の住宅を建てた場合、
暖冷房の年間光熱費は71,640円になります
省エネ基準の場合は、139,170円になります
差額は 1年間 - 67,530円
30年間で -2,025,900円

●仕様・地域区分別 年間光熱費 (暖冷房) 比較表 (単位: 円)

仕様		2地域(福井県内)		3地域(佐久市)		4地域(長野市)		5地域(諏訪市)	
		年間 光熱費	削減額 (対省エネ基準)	年間 光熱費	削減額 (対省エネ基準)	年間 光熱費	削減額 (対省エネ基準)	年間 光熱費	削減額 (対省エネ基準)
省エネ基準	暖房	101,700		99,270		120,420		110,970	
	冷房	2,800		7,080		14,750		12,800	
	合計	104,500		106,350		139,170		129,770	
ZEH基準	暖房	84,990	16,710	87,870	-11,700	82,720	41,700	64,440	-42,430
	冷房	3,400	500	7,400	120	13,600	-1,070	11,600	-1,000
	合計	88,980	-16,210	94,970	-11,380	96,400	-42,770	76,240	-53,430
ZEH+基準	暖房	61,380	40,340	49,240	90,010	59,600	66,780	45,000	11,370
	冷房	4,010	1,110	7,820	140	13,000	-1,760	11,260	-1,540
	合計	65,370	-39,230	57,060	-49,890	71,640	-67,630	56,260	-78,410
先導基準	暖房	42,210	58,430	34,110	85,180	39,870	84,550	39,150	-87,720
	冷房	4,860	1,860	8,070	900	12,700	1,970	11,020	1,780
	合計	46,130	-56,470	42,180	-64,170	52,570	-86,620	40,170	-89,600

あくまでシミュレーションであることを説明する
必要はありますが…
お金でも示した方が建築主はイメージしやすい

ちなみに
…とZEH+とZEH基準を比較した場合、
差額は 1年間 - 24,760円
30年間で -742,800円

県の助成金を利用すると、ZEH+の場合、
ZEH基準より+70万円のインセンティブがある
ことも建築主にお示しただくことで、
より性能の高い住宅へ誘導

【計算条件】 暖冷房設備: ルームエアコン (効率3) 全館通風換気 暖房設定: 20℃ 冷房設定: 27℃ 湿度: 60% 電気料金: 30円/kWh

2 信州健康ゼロエネ住宅助成金の実績 (R4・R5)

信州健康ゼロエネ住宅助成金の実績

令和5年度 (令和5年1月26日現在)

【新築】※受付終了

- ・想定件数 255件 (現年分170件、債務分85件)
- ・実績件数 261件 (現年分: 179件/170件 (105%)、債務分: 82件/85件 (95%))
<最低基準:104件(40%)、推奨基準:137件(52%)、先導基準:20件(8%)>
- ・平均額 約120万円/件

【リフォーム】

- ・想定件数 127件 (現年分110件、債務分17件)
- ・実績件数 98件 (現年分: 86件/110件 (78%)、債務分: 12件/17件(71%))
<ZEH化リフォーム:10件(10%)、健康省エネリフォーム:88件(90%)>

令和4年度

【新築】

- ・想定件数 290件 (現年分: 190件、債務分: 100件)
- ・実績件数 175件 (現年分: 119件、債務分: 56件)
<最低基準:112件(64%)、推奨基準:57件(33%)、先導基準:6件(3%)>
- ・平均額 約80万円/件

【改修】

- ・想定件数 290件 (現年分: 190件、債務分: 100件)
- ・実績件数 134件 (現年分: 113件、債務分: 21件)
<大規模改修:12件(9%)、部分改修:122件(91%)>

長野県内における建築 BIM の活用状況等に関する調査について（速報）

1 調査概要

- ▶ アンケート名 長野県内における建築 BIM の活用状況等に関する調査について
- ▶ 調査目的 建築分野における現時点の BIM の活用状況、課題等の把握
※ 令和3年10月に実施した同調査のフォローアップを兼ねる
- ▶ 実施時期 令和5年12月8日～12月28日（～令和6年1月19日：延長）
- ▶ 実施方法 下記11団体に、広く会員の回答を依頼（回答120者）

【設計】（一社）長野県建築士事務所協会、（公社）長野県建築士会、信州建築構造協会、
（公社）日本建築家協会・長野地域会 JIA 長野県クラブ、（一社）長野県設備設計協会
【施工】（一社）長野県建設業協会、（一社）長野県建設業協会、（一社）長野県空調衛生設備業協会
長野県工務店協会、長野県優良住宅協会、（一社）信州木造住宅協会

【建築 BIM (Building Information Modeling)】

コンピューター上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ材等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステム

現在の主流 (CAD)

- ▶ 図面付別々に作成
- ▶ 壁や設備等の属性情報は図面とアナログに連係
- ▶ 竣工後は設計情報利用が少ない



平面図・立面図・断面図／尺取り図／説明文

BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス

- ▶ 1つの3次元形状モデルで建物全体がわかりやすく（見える化し、コミュニケーションの理解度を向上）
- ▶ 各モデルに属性情報を付加可能
- ▶ 建物のライフサイクルを通じた情報利用／IoTとの連携が可能



BIMモデル
（3Dモデル）



BIMモデル
（5Dモデル（コスト））

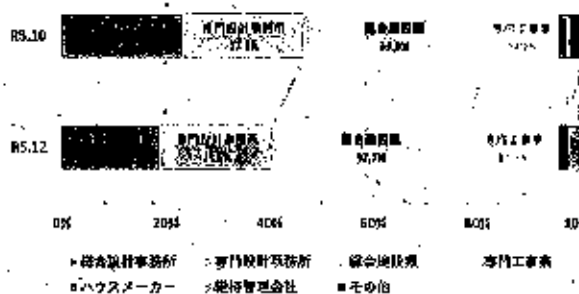
＜建物の属性情報＞
・柱・梁、下地骨
・窓
・窓枠
・断熱材
・床・壁・天井・柱
・天井裏の配管等

＜建物の属性情報＞
・用途、用途
・用途別
・仕上、内装材
・用途別・用途別

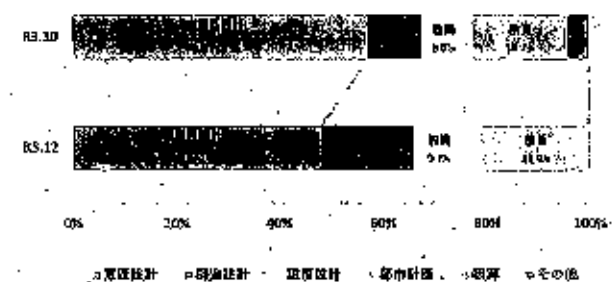
＜建物の属性情報＞
・設備機器
・配管機器
・電気機器
・電気配線機器等

2 集計結果（基礎情報）

(1) 企業属性 (複数回答 全体n=R3:212 R5:162)

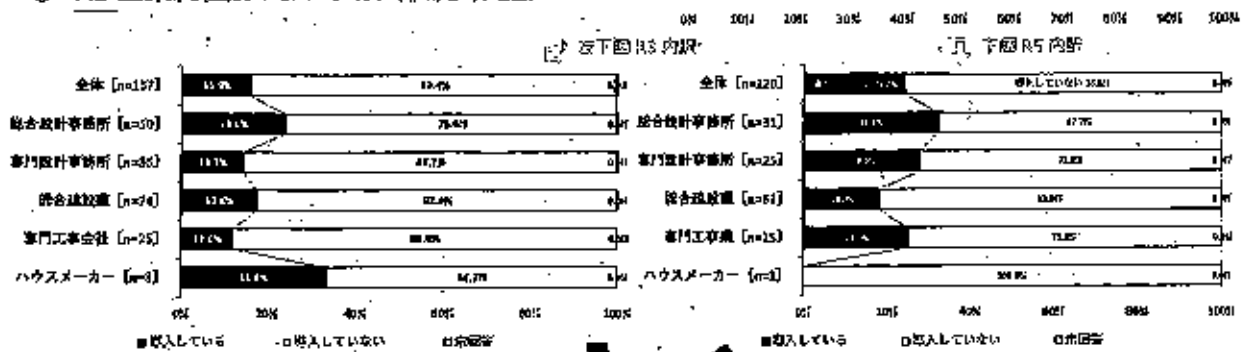


(2) 専門設計事務所属性 (複数回答 全体n=R3:75 R5:62)



3 集計結果 (BIM の導入状況)

- 長野県内における BIM の導入状況 (右図)
- R3 企業属性別 BIM の導入状況 (下左図)
- R5 企業属性別 BIM の導入状況 (下右図)



《導入のメリット・効果》

- ✓ 3D での可視化によるコミュニケーションや理解度の改善
- ✓ 顧客に対してよい印象を与えられた 等

《導入の効果が得られない理由》

- ✓ CAD 等と BIM の二重作業になるなど作業に係る時間・手間が増加
- ✓ 人材育成の費用、時間等の負担 等

《導入に至らない理由》

- ✓ CAD 等で現状問題なく業務を行うことができているため

【自由記載抜粋】

- ・長野県発注の設計業務に BIM 活用を必須条件とすること (総合設計: BIM 導入済)。
- ・意匠、構造、機械設備、電気設備、積算の名設計者への BIM の浸透が必要 (総合設計: BIM 導入済)。
- ・明確な成果を得るには導入から一般化まで最低でも数年~10 年程度の継続的投資や人材育成が必要となるため、長期的な投資としての側面を持っている (総合建設業: BIM 導入済)。
- ・ソフトの導入、技術者の育成に補助制度の充実 (総合設計: BIM 非導入)。
- ・導入には時間とお金がかかるが、費用対効果はまだバランスしていない (総合建設業: BIM 非導入済)。
- ・中小企業の就職者が極端に少なく、もしくはいない中、社員も高齢化の現在新たなシステムの導入に無理がある (総合建設業: BIM 非導入済)。
- ・ソフト導入や、操作を覚えることについて十分な補助金等は必要になると思う (専門工務: BIM 非導入)。

4 実績及び今後の予定

- 県庁省エネ改修工事の設計業務において、設計方針等に用いる図を指定 (R4.10~R6.3)
- 御嶽山 VC 建設工事において、関係者への説明用に施工 BIM を試行導入
- R5 公共建築月間で BIM 講演会を実施 (R5.11.30 出席者約 100 名)
- 飯田警察署の新営設計の発注において、BIM データ作成の検討協議を明記
- 令和 6 年 3 月アンケート結果公表、関係団体へ意見照会

令和5年度技術者セミナーの開催状況について

長野県では、現場における技術者の役割を重視し、適切な施工体制の確保と安全対策、品質の向上等を目的として、公共工事に携わる技術者を対象とした『技術者セミナー』を開催しています。

令和5年度の開催状況については、以下のとおりです。

□開催状況

※開催順

開催事務所	開催日時	会場	参加者数
松本建設事務所	令和5年8月8日	長野県松本合同庁舎 講堂（松本市）	約180名
木曾建設事務所	令和5年8月30日	長野県木曾合同庁舎 講堂（木曾町）	約60名
堀川防務事務所	令和5年9月1日	小谷村役場 多目的ホール（小谷村）	約50名
土川防務事務所	令和5年9月6日	長水建設会館（長野市）	約70名
大町建設事務所	令和5年9月8日	サン・アルプス大町（大町市）	約60名
千曲建設事務所	令和5年9月12日	長野県千曲庁舎 3階 大会議室（千曲市）	約40名
安曇野建設事務所	令和5年9月22日	長野県安曇野庁舎 講堂（安曇野市）	約60名
伊那建設事務所	令和5年10月17日・18日	長野県伊那文化会館 小ホール（伊那市）	約320名
犀川防務事務所	令和5年10月24日	明科公民館 講堂（安曇野市）	約60名
上田建設事務所	令和5年10月31日	長野県上田合同庁舎 講堂（上田市）	約80名
佐久建設事務所	令和5年11月2日	佐久市交流文化施設科 穂の香ホール（佐久市）	約140名
長野建設事務所	令和5年11月14日	長野市東部文化ホール（長野市）	約110名
諏訪建設事務所	令和5年12月19日・20日	長野県諏訪合同庁舎 講堂（諏訪市）	約160名
須坂建設事務所	令和6年1月23日	須城市生涯学習センター（須坂市）	約50名
飯田建設事務所	令和6年1月29日・30日	エス・パード 2Fホール	約370名
北信建設事務所	令和6年1月30日	長野県北信合同庁舎 講堂（中野市）	約80名

<開催日時・会場等については、各事務所のHPでも情報を掲載しています>

令和6年2月16日

意見聴取案

(今後変更することがあります)

(改訂案)

工事書類簡素化ガイドライン

令和6年4月適用版
長野県建設部

はじめに

- 本ガイドラインは、工事書類の国土交通省様式との標準化の検討、「地域を支える建設業検討会議 施工・品質確保分科会」における工事書類簡素化の検討、及び長野県土木工事施工管理技士会ほか関係団体との議論を踏まえて定めたものです。
- 令和6年4月1日以降起工起案する工事から適用します。ただし、令和6年4月1日以降契約した案件も、協議により適用可
- 令和3年〇月より、原則としてすべての工事で情報共有システム（ASP）を活用することとしています。紙と電子データの二重提出を求めないこと、二重提出しないことを徹底してください。
- 工事書類に関して、本ガイドラインに定めるもの以外については、**受発注者合意のうえ**で取り扱うこととします。

令和6年3月

長野県 建設部 建設政策課 技術管理室
基準指導班（指導担当）

TEL:026-235-7312

FAX:026-235-7482

E-mail:gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp

第3回「施工・品質確保分科会」実施概要

(アンダーライン部分は協会からの意見等)

1 開催日時：令和6年2月16日（金）13:15～15:00

2 開催場所：長野市 長建ビル5階会議室

3 議 事

(1) ICT・BIM/CIM等の取組みについて

・信州BIM/CIM推進協議会活動状況 ・実施中及び実施予定の施工箇所 ほか
(技術管理室) R5.12月末のBIM/CIM活用実施件数は、R5年度で88件となった。トータルの件数では、飯田、安曇野、上田、土尻川砂防事務所などが多い。なお、R6分は現時点での数であり、今後増加すると思われる。

(協会) 少ない事務所もあるが、各所バランスよく実施してほしい。

(2) 工事書類簡素化について

(技術管理室) 前回の分科会において改正の方向性を説明し、細かな点については、技士会技術委員会と意見交換を行った。それらの結果を踏まえて最終的な改正案をまとめた。今後その内容について、技士会技術委員の皆さんに確認したうえで、次の全体会議において、提示できればと考えている。

その他、「情報共有システム実施要領」内で、システム利用をしない例を掲げているが、今後、原則実施することを徹底していきたい。

(3) 優良技術者表彰制度について

(技術管理室) 前回の全体会議において、制度見直し時期を令和6年度からとしていたが、協会からの意見を受け、令和7年度からの適用とするよう見直したい。

(4) 災害復旧工事における点在箇所の課題検討について

(技術管理室) R5.7月に実施した関係者による課題検討会での意見等を、最終的に別添のとおり整理した。この内容について、1月に行った技術係長会議において説明し周知を図った。

(協会) 農政部の災害復旧事業(市町村災含む)においても、適用となる部分はしっかりと徹底するようお願いしたい。

(5) 盛土規制法関係について

・ストックヤード運営事業者登録制度

(協会) 令和6年6月より元請業者が建設発生土の搬出先確認が最終処分場まで確認することが、求められるようであるが、最近の報道によると新しく始まった「登録ストックヤード運営事業者」への登録は、長野県内においてまだゼロとの記載があった。今後、建設発生土の処理場の確保が難しくなっていく中で、県としてどのように考えているか。

(技術管理室)「登録ストックヤード運営事業者」については、調べたところ最近、長和町にある榑小山産業が登録したようである。登録に関する事務処理はそんなに大変ではないと伺った。県内他地区においても、今後積極的に登録いただければと思う。また、昨年から運営している、「長野県建設発生土受入れ地地域連絡会」においても、継続的に、受入れ地を確保するよう関係者と連携している。

・長野県内の指定に向けた調査予定

(技術管理室) 現在区域指定に向けた調査等を都市まちづくり課において進められており、令和7年度の公表予定であり、令和6年度には関係市町村等への事前説明を予定している。

(6) 建築関係

・信州健康ゼロエネ住宅普及促進について

(建築住宅課) 助成制度に関するアンケートを実施したところ、全体の8割が「制度を知っている。」と回答したが、その内の6割が「利用したことがない。」と回答した。引き続き、周知・啓発・使い勝手の研究を行っていきたい。

新築工事での助成金の実績では、(R4)175件⇒(R5)261件と5割ほど増えた。内容においては、推奨基準以上が(R4)35%⇒(R5)60%とより良い性能での申請が増えている。来年度からはリフォームに関する補助限度額の引上げを予定している。

・建築BIMの活用状況等に関する調査結果について

(建築住宅課) 先ごろ実施した「建築BIM利用状況アンケート」では、利用しているとの回答が、前回(R3)16%から、今回24%へアップした。

今後、御嶽山ビジターセンター建設工事や飯田警察署新営設計などで、BIMを活用していきたいと考えている。

(7) その他技術的諸課題等について

① 県からの情報提供

・令和5年度 技術者セミナー開催状況について (まとめ)

(暫定版)

(技術管理室) 1月までにすべての事務所(16所)において開催が終了し、全体で約1,900名の方に参加いただいた。次年度からは、なるべく年内に開催できるようにしていきたい。

② 協会からの情報提供

・土木施工管理技士検定試験制度改定について ほか

(協会) 来年度から、試験制度が大きく変わるため、改めてご紹介する。

(協会) 協会員の建設キャリアアップシステム登録事業者数(R5.9)は、324社(64%)となり、全国数値(49%)を大きく上回っている。

長野県議会入札制度研究会 (一社)長野県建設業協会

意見交換会次第

日時：令和6年2月19日(月) 午後5時～

場所：ホテル国際21 4階 りんどう

- 1 あいさつ

- 2 御礼と要望

- 3 意見交換
 - (1) 建設業協会の取り組みについて

 - (2) 意見交換

 - (3) その他

- 4 閉 会

意見交換会出席者名簿

日時：令和6年 2月19日（月）

場所：ホテル国際21 4階 りんどう

	役職名	氏名	備考
長野県議会入札制度研究会			
	会 長	服 部 宏 昭	
	副 会 長	佐々木 祥 二	
	幹 事 長	宮 本 衡 司	
	幹事長代理	小 池 清	
	事務局長	丸 山 栄 一	
	幹 事	山 岸 喜 昭	
	幹 事	依 田 明 善	
長野県建設業協会	会 長	木 下 修	
	副 会 長	清 澤 由 幸	
	副 会 長	依 田 幸 光	
	副 会 長	唐 木 和 世	
	副 会 長	福 原 初	
	特任理事	大 月 昭 二	
	専務理事	小 林 敏 昭	
	常務理事	手 塚 雄 保	
計		15名	

令和6年2月19日

長野県議会入札制度研究会 様

御礼と要望事項について

(一社) 長野県建設業協会

平素は、私ども建設業界に格別なるご理解とご指導を賜り衷心より厚くお礼を申し上げます。

予算の確保が厳しい中、公共事業予算並びに社会資本整備予算の確保や入札制度の改善について、県議会諸先生方のご尽力に対しまして御礼申し上げます。

特に、令和5年度11月補正予算につきましては「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」など国の補正予算を活用した補助公共事業428億7千万円余、直轄事業負担金46億6千万円余を計上いただきました。国補正予算の内示額は全国4番目、砂防事業につきましては全国2番目の額とお聞きしており、改めて御礼申し上げます。

このような中、本年1月には能登半島地震が発生、多くの尊い命が犠牲となり、被災された方々の避難が続いております。令和元年の東日本台風災害をはじめ、近年においては、自然災害が激甚化・頻発化しており、全国各地で甚大な被害が発生し、住民の生命・財産を脅かしています。

コロナ禍で落ち込んだ経済の早期回復と、災害に強い社会経済を実現し国民が安全に安心して暮らせるように、そして、地域建設業が働き方改革、生産性向上を進め、将来に亘り建設業の使命を果たしていくためには、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠です。

つきましては、現下の事情をご理解ご賢察の上、次に掲げる事項につきまして要望いたしますので、引き続きのご理解ご支援をお願いいたします。

1 公共事業予算の持続的・安定的な確保及び工期の平準化について

(1) 持続的・安定的な予算確保

地域におけるインフラの維持・管理を適切に行い、県民生活の安全・安心の確保を図るため、また、建設企業が中長期的な建設投資を見通せるよう、社会資本整備の計画的な推進と、公共事業予算の安定的・持続的な確保と拡充を要望します。

また、県土強靱化対策を強力かつ計画的に推進するため「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の活用を進めるとともに、5か年加速化対策終了後も引き続き、

中長期的視点に立ち取組を推進するとともに、予算の継続的かつ安定的な確保を要望します。

(2) 工期の平準化

年間を通じた工事の平準化及びゆとりのある工事となるよう、県の予算執行及び発注において、早期契約制度、施工期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）及び債務負担行為設定の活用を要望します。

2 資材価格高騰に対する受注者負担割合の見直しについて

世界経済の影響により、建設資材の市場価格が上昇を続けています。

こうした中、長野県におかれましては、市場価格調査を強化され、毎月、発注工事の積算に用いる資材単価を改定するとともに、スライド条項の運用により、実勢価格を反映した工事価格への変更契約を行って頂いていることに御礼申し上げます。

しかしながら、スライド条項には1～1.5%の受注者負担割合があり、受注者の適正な利益が圧迫されていることから、受注者負担の軽減を要望します。また、実態調査に基づいた受注者負担割合の見直しを検討するよう、国に対する働きかけを要望します。

3 働き方改革及び担い手確保について

令和6年4月から時間外労働の上限規制が建設業にも適用され、働き方改革の着実な取り組みが喫緊の課題となっておりますが、市町村においては、週休2日制の普及が進んでいるとは言い難い状況にあると思われますので、県から市町村へ積極的に週休2日工事の実施について働きかけていただきますようお願いするとともに、休日が増えても労働者の減収とならないよう、補正係数のさらなる引上げをお願いいたします。

また、担い手の確保は全産業に共通しての課題ですが、建設業においても若手就業者が減少すると共に高齢化が進行しており深刻かつ喫緊の課題となっております。

現在、高校再編計画が進んでいますが、建設系の学びの場が少なくなっているうえ、県下には、高等教育として建設系の学問を学ぶ場は、信州大学と長野高等専門学校しかなく、県立の長野県工科短期大学校や南信工科短期大学校には建設系学科がないのが現状です。

災害に強い安全・安心の長野県づくりに貢献したい、長野県の発展に貢献したいという夢や情熱を持った学生の学びの場を確保し、建設業の担い手を確保・育成するためにも、長野県教育委員会・建設部様との「高校再編計画等に係る意見交換会」を継続的に開催し

ていただきますようお願いいたします。

併せて、建設技術学園の復活、建設大学校の設立についてご検討いただきますようお願いいたします。

4 県内建設企業の人材確保について（新規）

長野県内の建設企業は、技術者の高齢化が他産業より顕著に進行していることに加え、新規就労者確保も厳しい状況にあり、近い将来、技術者不足により、社会資本整備や既存インフラの維持管理、災害対応、除雪など、県民の生活を支えるための各種事業が円滑かつ迅速に実施できなくなることが懸念されます。

また、こうした状況は全国的にも同様であり、県内企業技術者が県外企業から引き抜きにあうといった事象も散見され、今後、こうした人材確保競争はさらに激化していくことが想定されます。

このような中、建設部では、これまでの就労促進に関する取り組みに加え、令和6年度から「持続可能な建設産業創造事業」の一環として、首都圏等で土木・建築を学ぶ大学生等を対象とした県内建設企業の合同説明会が予定されています。

当協会としては、こうした取り組みを大いに歓迎するところであり、県の協力を得ながら、積極的に対応していきたいと考えているが、さらに対象を県外で建設業に従事する社会人等にも広げ、長野県の企業に就職するために移住する人に補助金等の支援をするなど、移住も視野に入れた展開も重要な施策であると考えます。

長野県において、こうした内容を踏まえた対応を検討し、県内建設企業の技術者確保と長野県への移住促進に繋がる方策を実現できるよう、入札制度研究会としてもお取り計らいをお願いいたします。

令和5年度 働き方改革対策・電子契約促進小委員会 次 第

日 時 令和6年2月21日(水)
13:00～15:00
場 所 長建ビル5階会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 会議事項

(1) 働き方改革に関する情報提供について (大宝労務安全研究所 大田顧問)

(2) 電子契約について

(3) 働き方改革・電子契約に関する現状、課題についての意見交換

4. 閉 会

令和5年度 働き方改革対策・電子契約促進小委員会 出席者名簿

日 時 令和5年2月21日(水)

13:00~15:00

場 所 長建ビル5階会議室

支部名等	役職名等	氏 名	会 議	備 考
	担当副会長	依田 幸光	出	
大宝労務安全研究所	顧 問	大田 吉宝	出	
木 曾	小委員会委員長	青木 孝尚	出	
上 小	小委員会副委員長	栗木 悦郎	出	
飯 田	小委員会委員	西村 勉	出	
飯 山	小委員会委員	江口 秀行	出	
事務局	専務理事	小林 敏昭	出	
事務局	総務部長	永原 祐二	出	
事務局	主 任	中澤 瑞恵	欠	

時間外労働の上限規制

時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され、平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）から施行されています。建設の事業については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和6年4月1日から適用されます。

時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度

特別条項の有無に関わらず、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。

※例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働＝44時間、休日労働＝56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。

建設の事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、令和6年4月1日以降も次の規定は適用されません。

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内

※年720時間の上限及び時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度という規制は適用されます。

上限規制のイメージ

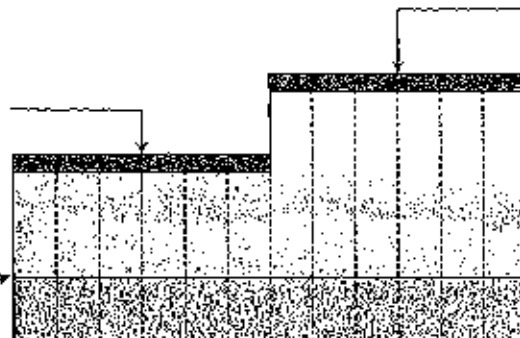


法律による上限（原則）

- ☑ 月45時間
- ☑ 年360時間

法定労働時間

- ☑ 1日8時間
- ☑ 週40時間



1年間＝12か月

法律による上限
（特別条項/年6回まで）

- ☑ 年720時間
 - ☑ 複数月平均80時間[※]
 - ☑ 月100時間未満[※]
- ※休日労働を含む。

36協定届の記載例(月4.5時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合)(特別条項)(様式第9号の2(第16条第1項第1号))

- 臨時に限外労働を要する場合には概算労働時間の届出が必要となります。
- 様式第9号の2は、①限外労働の時間外労働についての届出書(1枚目)と、②限外労働を要する時間外労働を要する届出書(2枚目)の2枚の記載が必要です。
- 1枚目の記載については、前ページの記載例を参照ください。

2枚目表面

様式第9号の2(第16条第1項第1号)

時間外労働 休日労働 (特別条項)

労働時間(月4.5時間超)	労働者数	労働時間(月4.5時間超)	労働者数	1H (1枚目)		1H (2枚目)		1H (3枚目)		1H (4枚目)	
				労働時間(月4.5時間超)	労働者数	労働時間(月4.5時間超)	労働者数	労働時間(月4.5時間超)	労働者数	労働時間(月4.5時間超)	労働者数
突発的な仕様変更への対応	10人	6.5時間	10人	6.5時間	4回	6.0時間	7.0時間	35%	5.0時間	6.0時間	35%
納期への対応	10人	6.5時間	10人	6.5時間	3回	6.0時間	7.0時間	35%	5.0時間	6.0時間	35%
大規模なトラブル対応	3人	6.5時間	3人	6.5時間	3回	5.5時間	5.5時間	35%	4.5時間	5.0時間	35%

労働者代表者に対する事前申し入れ

労働時間(月4.5時間超)は、1週間について100時間未満でなければならず、かつ2週間から8週間までを平均して80時間を超えないこと。 (チャットボックスに記録)

限外労働を要する労働者に対する事前申し入れ

労働時間(月4.5時間超)は、1週間について100時間未満でなければならず、かつ2週間から8週間までを平均して80時間を超えないこと。 (チャットボックスに記録)

労働時間(月4.5時間超)は、1週間について100時間未満でなければならず、かつ2週間から8週間までを平均して80時間を超えないこと。 (チャットボックスに記録)

労働時間(月4.5時間超)は、1週間について100時間未満でなければならず、かつ2週間から8週間までを平均して80時間を超えないこと。 (チャットボックスに記録)

労働時間(月4.5時間超)は、1週間について100時間未満でなければならず、かつ2週間から8週間までを平均して80時間を超えないこと。 (チャットボックスに記録)

労働時間(月4.5時間超)は、1週間について100時間未満でなければならず、かつ2週間から8週間までを平均して80時間を超えないこと。 (チャットボックスに記録)

労働時間(月4.5時間超)は、1週間について100時間未満でなければならず、かつ2週間から8週間までを平均して80時間を超えないこと。 (チャットボックスに記録)

労働時間(月4.5時間超)は、1週間について100時間未満でなければならず、かつ2週間から8週間までを平均して80時間を超えないこと。 (チャットボックスに記録)

労働時間(月4.5時間超)は、1週間について100時間未満でなければならず、かつ2週間から8週間までを平均して80時間を超えないこと。 (チャットボックスに記録)

1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を勘案して再算出することがある場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

限外労働を要する労働者の労働時間(月4.5時間超)は、1週間について100時間未満でなければならず、かつ2週間から8週間までを平均して80時間を超えないこと。 (チャットボックスに記録)

労働時間(月4.5時間超)は、1週間について100時間未満でなければならず、かつ2週間から8週間までを平均して80時間を超えないこと。 (チャットボックスに記録)

労働時間(月4.5時間超)は、1週間について100時間未満でなければならず、かつ2週間から8週間までを平均して80時間を超えないこと。 (チャットボックスに記録)

限外労働を要する労働者に対して、以下のいずれかの健康福祉増進措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的な内容を記載してください。

労働時間(月4.5時間超)は、1週間について100時間未満でなければならず、かつ2週間から8週間までを平均して80時間を超えないこと。 (チャットボックスに記録)

労働時間(月4.5時間超)は、1週間について100時間未満でなければならず、かつ2週間から8週間までを平均して80時間を超えないこと。 (チャットボックスに記録)

長野県庁 『電子契約』事業者説明会

主催：長野県庁
運営：弁護士ドットコム（株）
（株）MAIA

 CLOUDSIGN

本日のプログラム

1. 長野県庁よりご挨拶
2. 電子契約サービス「クラウドサイン」について
3. 長野県庁より事業者様へのお願い
4. 質疑応答

2022年11月1日スタート
紙の保証証書も従来どおり選択可能

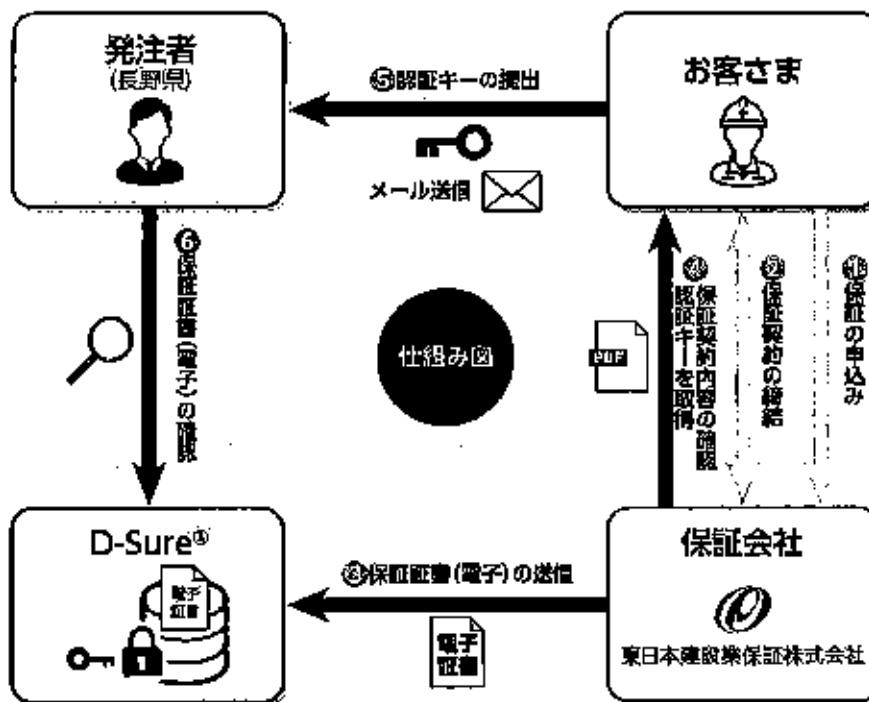
東日本建設業保証株式会社

長野県で電子保証が始まります！

1. ご利用条件

- ・インターネット保証サービス (Net Desk) が利用できること
- ・長野県が電子保証の利用を認めた工事・業務委託であること

2. 電子保証の仕組み



電子保証

電子保証とは、これまで書面でご提供していた保証証書について、インターネットを通じて電子的に提供できるようにしたものです。

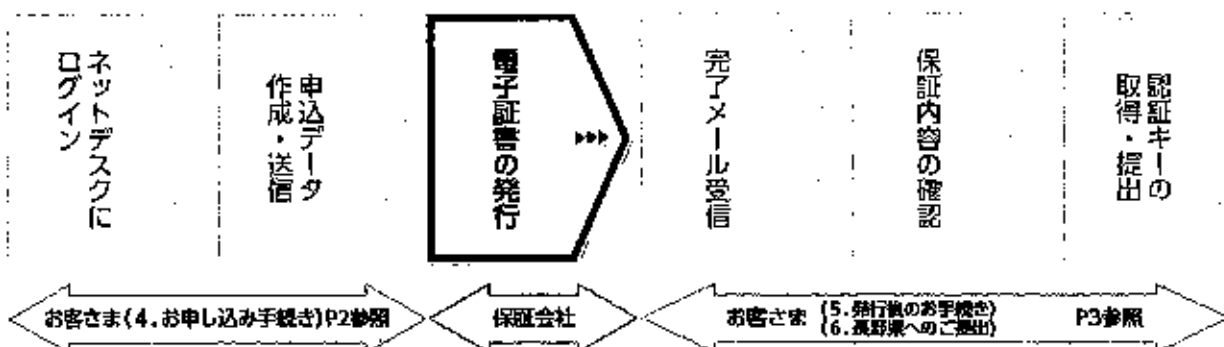
D-Sure®

D-Sureは、電子証書を集中管理し、発注者が閲覧できる仕組みをインターネット上で提供するクラウドサービスです。日本電子認証株式会社 (NDN) が運営しています。

認証キー

認証キーは、発注者がD-Sureで電子証書を閲覧するための暗証番号です。お客さまは従来の紙の保証証書に代わって認証キーを発注者に提出します。

3. お手続きの流れ



令和6年2月21日

電子保証について

東日本建設業保証株式会社
長野支店

電子保証導入の沿革

○令和4年5月

国土交通省において、前払金保証・中間前払金保証・契約保証にかかる保証証書の提出
について、電磁的方法を活用した「電子保証」の導入を開始

○令和4年11月

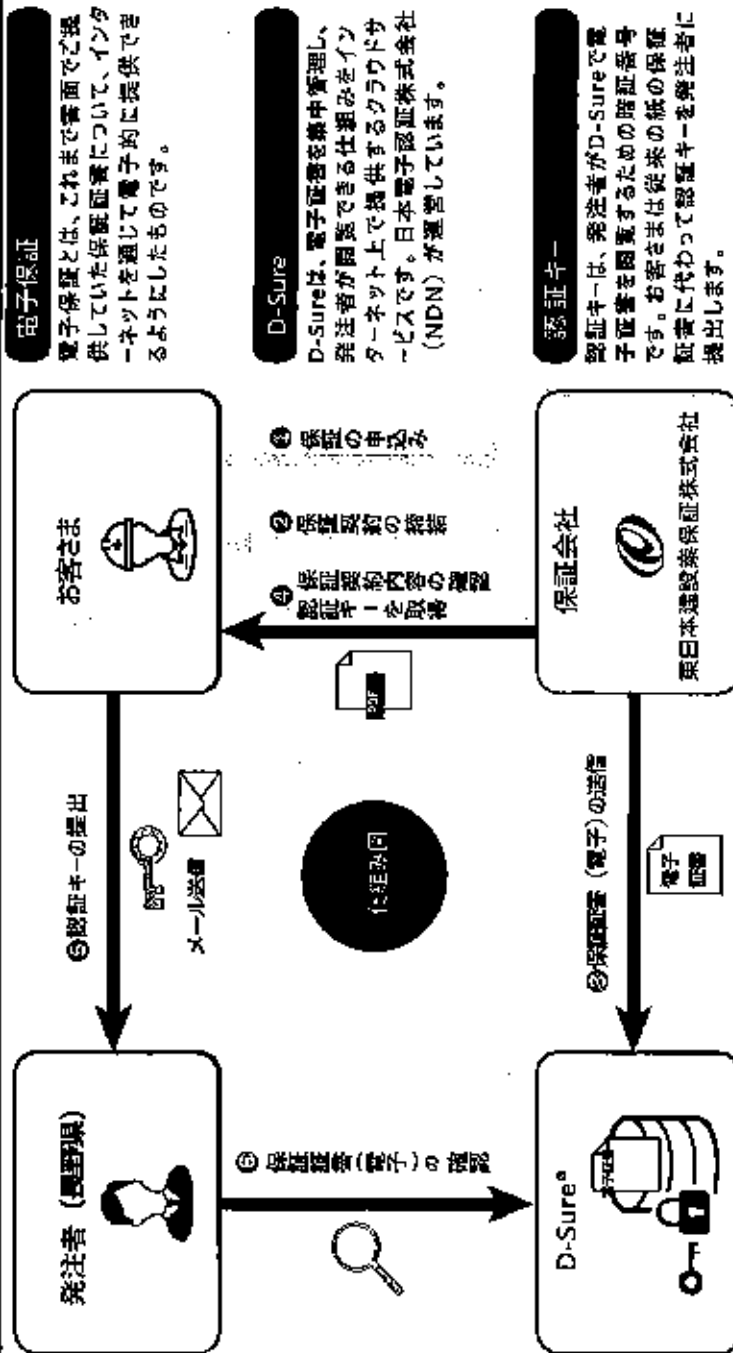
長野県において、電子契約の導入とあわせて「電子保証」の導入を開始
都道府県では、北海道、茨城県に次いで3番目に早い導入

○令和4年11月～令和6年1月

県内3市2町1村において「電子保証」の導入を開始
(内訳はこの後で紹介します)

電子保証の概要①

電子保証の仕組み (長野県の場合)



電子保証

電子保証とは、これまで書面でご提供していた保証証書について、インターネットを通じて電子的に提供できるようにいたしましたものです。

D-Sure

D-Sureは、電子証書を集中管理し、発注者が閲覧できる仕組みをインターネット上で提供するクラウドサービスです。日本電子認証株式会社 (NDN) が運営しています。

保証キー

保証キーは、発注者がD-Sureで電子証書を閲覧するための暗証番号です。お客さまは従来の紙の保証証書に代わって保証キーを発注者に提出します。

電子保証のメリット

受注者

- 発注者へ保証証書等を郵送又は持参する必要がなくなり、手続き等の効率化が期待できます。
- 導入費用の負担はなく、利用料は無料です。

発注者

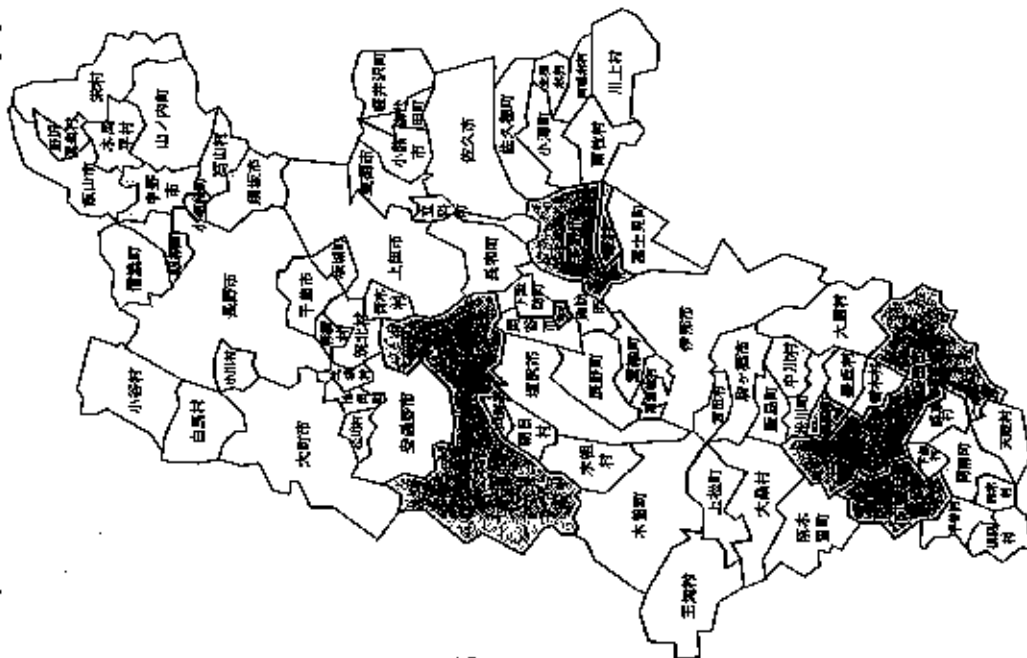
- 発注者は、「電子証書」が高度なセキュリティ技術により安全な環境にあるD-Sureに保管されるため、保管事務の負担や紛失リスクを軽減できます。
- 導入費用の負担はなく、利用料は無料です。

県内市町村の電子保証導入状況 当社調べ/令和6年1月末現在

電子契約・電子保証ともに導入済 (2市2町2村)

電子保証のみ導入済 (1市)

電子契約のみ導入済 (3市1町2村)



市町村	導入時期
中野市	令和5年4月1日
阿南町	令和5年4月1日
菟丘村	令和5年4月1日
冥輪町	令和5年6月1日
中川村	令和5年10月1日
須城市	令和5年12月1日
安曇野市	令和6年1月4日

電子保証の実績（前払金保証）

令和5年度実績（1月末現在）

長野県	前払金保証実績 (件数)	電子保証実績 (件数)
長野県 林務部	86	46
長野県 農政部	92	51
長野県 企業局	28	8
長野県 産業労働部	1	0
長野県 環境部	5	2
長野県 教育委員会	15	0
長野県 警察本部	16	5
長野県 建設部	801	449
長野県 その他	8	2
合計	1052	563

市町村（導入済）	前払金保証実績 (件数)	電子保証実績 (件数)
合計	197	52

電子保証に関する FAQ

- Q1. 発注案件は、すべて電子保証としなければならぬのでしょうか？
電子保証はあくまで受注者の選択肢の拡大であり、従来通り紙の保証証書を選択いただくことも可能です。
- Q2. 保証料の領収証や計算書も電子化されますか？
計算書は電子化していますが、領収証は引き続き書面にてお渡します。
- Q3. 電子保証の利用にあたり、保証料以外に発生する費用はありますか？
保証料以外に追加費用は発生しません。
- Q4. 電子保証を選択した場合、発注者に保証証書を提出するまでの日数は従来より短縮されるのでしょうか？
保証証書の受取り・提出に要していた郵送や移動の手間がなくなるため、保証申込みから発注者への提出までを、最速で当日中に行うことが可能です。
- Q5. 電子保証をした工事について変更の保証証書が必要となりました。紙の保証証書を選択することは可能でしょうか？
同じ保証契約において、電子証書と紙の保証証書は混在できません。
- Q6. 同一の工事で、前払金保証は電子証書、契約保証は紙の保証証書といった保証申込みは可能でしょうか？
可能です。商品ごとに保証証書の形式が異なっても構いません。

令和5年度 市町村への前払金制度等要望結果について

実施日	要望先	協会出席者	要望事項・回答
令和6年 1月25日	小諸市 小泉市長 山浦建設水道部長 小林建設課長	佐久支部 松本支部長 矢野副支部長 小林副支部長 谷建設社長 本部 小林専務	前金払支出基準の堅持等 ・地元企業が受注しやすくなるようにしていきたい。 ・国土強靱化予算の確保について国に要望していきたい。
令和6年 1月31日	松川町 北沢町長 黒澤副町長 米山総務課長	飯田支部 長坂支部長 棚田副支部長 木下副支部長 二村事務局長 本部 小林専務	地域建設業経営強化融資制度の導入等 ・要望事項について、しっかり検討したい。
令和6年 1月31日	平谷村 西川村長	飯田支部 長坂支部長 棚田副支部長 木下副支部長 二村事務局長 本部 小林専務	前払金支出限度額、中間前払金支出限度額の撤廃等 ・要望事項について、検討させていただきます。
令和6年 2月9日	伊那市 北原建設課長 川口都市整備課長	伊那支部 桃沢支部長 原副支部長 浅川副支部長 向山事務局長 本部 手塚常務	前金払支出基準の堅持 週休二日の工事発注等 ・適切な対応を行いたい。 ・R6.4月からは、出来る限り週休二日を実施したい。
令和6年 2月9日	駒ヶ根市 小林建設部長 宮下建設課長	伊那支部 桃沢支部長 原副支部長 浅川副支部長 向山事務局長 本部 手塚常務	前金払支出基準の堅持 週休二日の工事発注等 ・R6 補正予算 速やかに発注したい。 ・週休二日の工事 R6 は本格導入を前向きに行いたい。
計	3市1町1村	3支部	

会 員 異 動

令和6年2月

2月27日現在 508社

《代表者変更》

支 部	会 社 名	変 更 前	変 更 後
伊 那	西武建工 株式会社	春日 貞秋	高栖 弘

《組織変更》

支 部	代 表 者	変 更 前	変 更 後
上 小	山岸 信幸	山眞建設 有限会社	山眞建設 株式会社

《所在地変更》

支 部	会 社 名	変 更 前	変 更 後
佐 久	株式会社 田中地創	佐久市長土呂 819-2	佐久市長土呂 554-1

- ★ 顧問
- ◎ 会長
- 副会長
- ▲ 担当副会長
- ※ 常任理事
- △ 担当常任理事
- ◇ 特任理事
- 専務理事
- 常務理事
- 監事

2月行事予定表

2月27日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	金	◇ 能登半島地震復興支援県民本部会議 11:30(県庁災害対策本部室) ▲■ 維持管理・危機管理分科会第3回会議 10:30(協会) ▲■ 施工・品質確保分科会第3回会議 13:15(協会)	◎(欠席) 全建理事会 11:30 (東京建設会館)
17	土		天竜梅花駅伝
18	日		天竜梅花駅伝
19	月	◎○◇●■ 入札制度研究会との意見交換会 17:00(国際21 りんどう)	全建産連 建設生産システム推進検討会 13:30(東京都)
20	火		
21	水	▲● 働き方改革小委員会 13:00(協会)	● 建災防支部会計監査 10:00(協会)
22	木		◎ 全建 R6年度第2回建設生産システム委員会 12:00 (東京建設会館)
23	金	(天皇誕生日)	
24	土		
25	日		
26	月		
27	火	◎○◇●■ 正副会長会議 9:30 (協会) ◎○※○●■ 常任理事会 10:30 (協会) ▲■ 第3回建設政策委員会 15:30(トヨタ・リソ長野)	◎▲◇●■ 建産連建設生産システム合理化推進協議会 13:30 (長建ビル)
28	水	■ DX推進専門委員会 10:30 (協会) 災害時建築支援隊本部会議 13:00 (協会)	◎ 全建協連会議 15:00 (東京建設会館)
29	木	▲◇ 青年部会正副部会長会議 11:00(協会) ▲● 第3回技術力の確保・向上分科会 13:15(協会) ▲● 第3回総務委員会 15:30(トヨタ・リソ長野)	◎ 全国技士会連合会事業委員会 15:00(アルカディア市ヶ谷) 全建協連 東ティール大使館訪問10:00

- ★ 顧問
- ◎ 会長
- 副会長
- ▲ 担当副会長
- ※ 常任理事
- △ 担当常任理事
- ◇ 特任理事
- 専務理事
- 常務理事
- 監事

3月行事予定表

2月27日現在

日	曜日	協	会	関	連
1	金				建災防全国支部事務局長会議 13:30(東京都)
2	土			▲	自民党県連 総務会・選対委員会・職 域支部長合同会議 11:00(外ヶ部リッ ン長野)
3	日				
4	月				
5	火	◎○◇●■	正副会長会議 10:00 (協会) 建設労連との懇談会 13:00 (協会)		
6	水				
7	木	▲■	第4回建設技術委員会 14:30(松本 市)	●	令和5年度IT7ツォン21普及戦略会議 10:00(web) 長野県就労支援事業者機構理事会 13:00 (村#国際21)
8	金			▲●	建設技術センター試験所運営委員会 10:30(村#国際21)
9	土		下期 建設業経理士検定試験準備 (松 筑建設会館、JA長野県ビル)		
10	日		下期 建設業経理士検定試験 (松筑建 設会館、JA長野県ビル)		
11	月	◇●	長野工業高校との打合13:30(長野工 業高校)		
12	火			◎● ◎	全建 理事会12:00 協議員会 13:20 (経団連会館) 建退協運営委員会・評議員会 15:00 (経団連会館) BIM/CIM・ICT現場研修 13:30(中野市 上今井遊水地)
13	水	◎○◇●■	地域を支える建設業全体会議 10:00(県庁講堂)	◎▲	長野県火薬保安協会理事会 13:30(協 会)
14	木			◎	全建協連正副会長会議 15:00(東京建 設会館)
15	金	▲●	女性部会 15:00(外ヶ部リッ ン長野)		

- | | | | | |
|---|-------|-----|---|--------|
| ★ | 顧問 | 理事長 | △ | 担当常任理事 |
| ◎ | 副会長 | 副会長 | ◇ | 特任理事 |
| ○ | 担当副会長 | 理事 | ● | 専務理事 |
| ▲ | 常任理事 | 理事 | ■ | 常務理事 |
| ※ | | | □ | 監事 |

3月行事予定表

2月27日現在

日	曜日	協	会	開	連
16	土				
17	日				
18	月				
19	火				
20	水		(春分の日)		(春分の日)
21	木			●	全建 地域OCUS推進委員会 10:30(鉄鋼会館) ● 全建 全国専務理事・事務局長会議 13:30(鉄鋼会館)
22	金			■	建退共支部事務局長会議 14:00 (TKP ガーデンシティ・ベアム池袋)
23	土				
24	日				
25	月	◎○◇●■	正副会長会議 10:30 (協会) ◎○※◇●■ 常任理事会 12:00 (協会) ◎○※◇●■ 長建ビル改修工事完成式		
26	火				
27	水				
28	木				
29	金				
30	土				
31	日				

- ★ 顧問
- ◎ 会長
- 副会長
- ▲ 担当副会長
- ※ 常任理事
- △ 担当常任理事
- ◇ 特任理事
- 専務理事
- 常務理事
- 監事

4月行事予定表

2月27日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	月	◎○◇●■ ◎○◇●■ 辞令交付 10:00 (協会) 正副会長会議10:30(協会)	
2	火		
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月	▲◇ 野沢温泉中学「職場体験・防災学習」 12:00 (野沢温泉中学校)	
9	火	◎○◇●■ ◎○◇●■ 新年度あいさつ 12:00 (協会) 13:00 (県庁) 正副会長会議 15:30 (協会)	◎▲◇●■ 建産連、県産連政治連盟 監査 10:00 正副会長会議 11:00 (長建ビル)
10	水		
11	木		
12	金	◎▲◇ 青年部会 鹿児島県建設業協会との意見交換会 (~14日)	技士会会長、事務局打合せ 10:30(協会)
13	土		
14	日		
15	月		

- | | |
|---------|----------|
| ★ 顧問 | △ 担当常任理事 |
| ◎ 会長 | ◇ 幹事理事 |
| ○ 副会長 | ● 専務理事 |
| ▲ 担当副会長 | ■ 常務理事 |
| ※ 常任理事 | □ 監事 |

4月行事予定表

2月27日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	火		
17	水	◎○◇●■ 正副会長会議 10:30 (協会) ◎○※□◇●■ 常任理事会 12:00 (協会) ◎□●■ 決算監査 15:00 (協会)	▲△ 火薬類保安協会監査会 16:00 (長建ビル)
18	木		建退協支部事務担当者会議 13:30 (TKPがやファミリア)
19	金		
20	土		
21	日		
22	月		
23	火		◎ 全建協連正副会長会議 11:00 理事会 12:30 (鉄鋼会館)
24	水	◎○◇●■ 正副会長会議 10:00 (ホテル国際21 葵) ◎○※□◇●■ 理事会 11:00 (ホテル国際21 藤)	◎○●■ 専協理事会 13:00 (ホテル国際21 藤)
25	木		◎ 全建監事監査 12:00 (東京建設会館)
26	金		◎ 全建理事会 12:00 (東京建設会館)
27	土		
28	日		
29	月		
30	火		

★ 顧問
 ◎ 会長
 ○ 副会長
 ▲ 担当理事
 ※ 常任理事
 △ 担当理事
 ◇ 特任理事
 ● 専務理事
 ■ 常務理事
 □ 監事

5月行事予定表

2月27日現在

日	曜日	協	会	関	連
16	木			●■	技士会監査会10:00 理事会10:30(協会)
17	金				
18	土				
19	日				
20	月				
21	火				
22	水	◎○※□◇●■	建設業協会第71回通常総会 13:00 (ホテル国際21千歳)		全建協連 第49回通常総会 14:00 (学生会館)
23	木				
24	金	▲◇	中野市高社中学「職場体験・防災学習」 12:00 (高社中学校)		
25	土				
26	日				
27	月	◎○※□◇●■ ▲◇	事協総会 13:00 (ホテル国際21 弥生) 防災防代議員会 14:00 (ホテル国際21 千歳) 中野市中野平中学「職場体験・防災学習」 12:00 (中野平中学校)	◎▲△	火薬類保安協会理事会10:30・総会 11:00 (ホテル国際21 弥生)
28	火				
29	水				
30	木				
31	金				

- | | | | |
|---|-------|---|--------|
| ★ | 顧問 | △ | 担当常任理事 |
| ◎ | 会長 | ◇ | 特任理事 |
| ○ | 副会長 | ● | 専務理事 |
| ▲ | 担当副会長 | ■ | 常務理事 |
| ※ | 常任理事 | □ | 監事 |

6月行事予定表

2月27日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	土		
2	日		
3	月		
4	火		◎● 全建 理事会、総会、総親会 14:00 (経団連会館)
5	水	第一次1級土木施工管理技術検定講習会 (~7日) (松筑建設会館)	◎ 全国防災防止副会長会・高技能学会・理事会・総代会 13:30 (東京プリンスホテル)
6	木	◎○◇●■ 正副会長会議 13:00 (ホテル国際21 葵) ◎○◇●■ 委員長・部会長会議 (ホテル国際21 葵)	◎○◇●■ 長野県建産連総会 11:00 (ホテル国際21 芙蓉) ◎○◇●■ 長野県建設産業政治連盟総会 12:30 (ホテル国際21 芙蓉)
7	金		
8	土		
9	日		
10	月		
11	火	◎▲ 第1回新入社員等研修会 (松筑建設会館) (~12日)	
12	水		
13	木	▲ 第2回新入社員等研修会 (松筑建設会館) (~14日)	
14	金		
15	土		

- | | |
|---------|----------|
| ★ 顧問 | △ 担当常任理事 |
| ◎ 会長 | ◇ 特任理事 |
| ○ 副会長 | ● 専務理事 |
| ▲ 担当副会長 | ■ 常務理事 |
| ※ 常任理事 | □ 監事 |

6月行事予定表

2月27日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	日		
17	月		
18	火	◎○◇●■ 合同委員会 (松筑建設会館)	
19	水		◎○●■ 技士会総会 13:30 (ホテル国際21)
20	木		◎ 全建理事会12:00(東京建設会館) ◎ 建退共運営委員会・評議員会 15:00 (ハ ルマ東京日本館) ● 全建協連専務理事・事務局長会議14:00 (鉄鋼会館)
21	金		全国震災防中央職員研修会 (~22日) (東京都)
22	土		
23	日		
24	月		
25	火		
26	水	◎○◇●■ 正副会長会議 13:00 (メトロポリタン長野 志賀) ◎○※◇●■ 常任理事会 14:30 (メトロポリタン長野 浅間) ◎○※□◇●■ 新旧役員引継会 17:00 (メトロポリタン長野 浅間)	
27	木		
28	金		
29	土		
30	日		

令和6年2月16日
不動産・建設経済局 建設市場整備課

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

- 令和5年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、令和6年3月から適用することとしたので、お知らせします。

【改訂後の単価のポイント】

- 1 今回の決定により、全国全職種単純平均で前年度比5.9%引き上げられることとなります。(資料1)
- 2 また、必要な法定福利費相当額を加算するなどの措置を行った平成25年度の改訂から12年連続の引き上げにより、全国全職種加重平均値が23,600円となりました。(資料2)
- 3 労務単価には、事業主が負担すべき人件費(必要経費分)は含まれていません。よって、下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から値引くことは不当行為です。(資料3)

【問い合わせ先】

不動産・建設経済局 建設市場整備課

建設キャリアアップシステム推進室

課長補佐 三道(内線:24863)

指導調整係長 玉田(内線:24865)

電話番号 03-5253-8111【代表】

03-5253-8283【夜間直通】

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料 1

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 4月から適用される時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映

全国

全職種 (23,600円) 令和5年3月比; +5.9% (平成24年度比; +75.3%)
 主要12職種※ (22,100円) 令和5年3月比; +6.2% (平成24年度比; +75.7%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

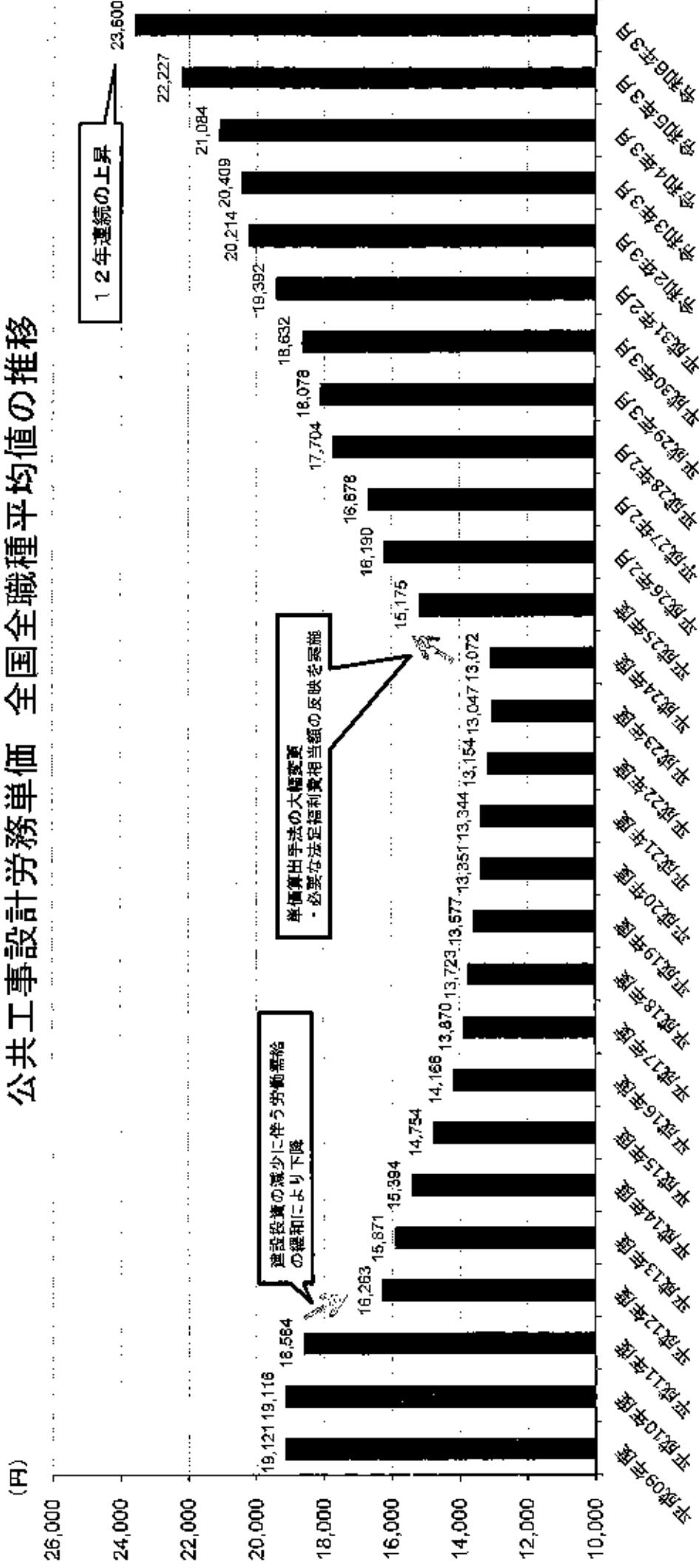
職種	全国平均値	令和5年度比	職種	全国平均値	令和5年度比
特殊作業員	25,598円	+6.2%	運転手(一般)	23,454円	+7.2%
普通作業員	21,818円	+5.5%	型わく工	28,891円	+6.6%
軽作業員	16,929円	+6.3%	大工	27,721円	+4.9%
とび工	28,461円	+6.2%	左官	27,414円	+5.0%
鉄筋工	28,352円	+6.6%	交通誘導警備員A	16,961円	+6.4%
運転手(特殊)	26,856円	+6.3%	交通誘導警備員B	14,909円	+7.7%

(注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料2

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全職種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	→ +5.2%	→ +5.9%	+75.3%
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	→ +5.0%	→ +6.2%	+75.7%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標準数をもとにラスパイレシス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標準数をもとにラスパイレシス式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
 注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

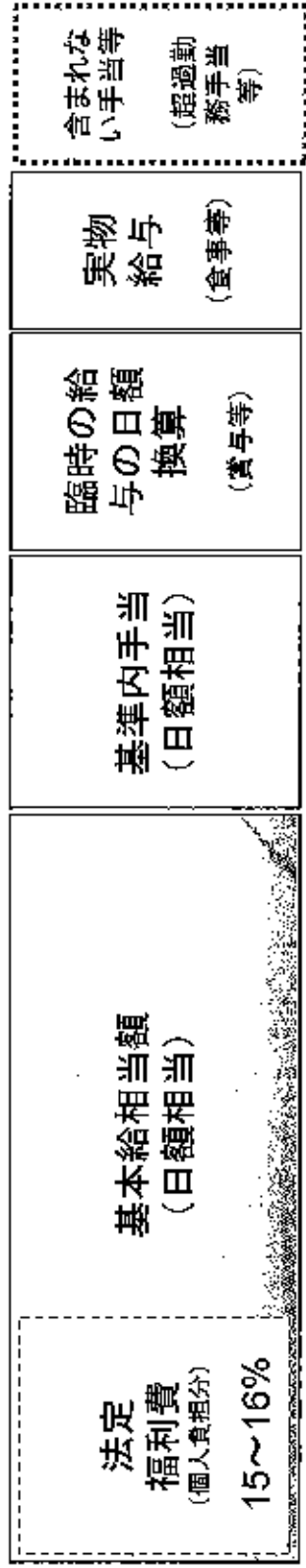
資料3

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として労務単価を設定
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)は含まれていない。
- 事業主が下請代金に必要な経費分を計上しない、又は下請代金から必要経費を値引くことは不当行為

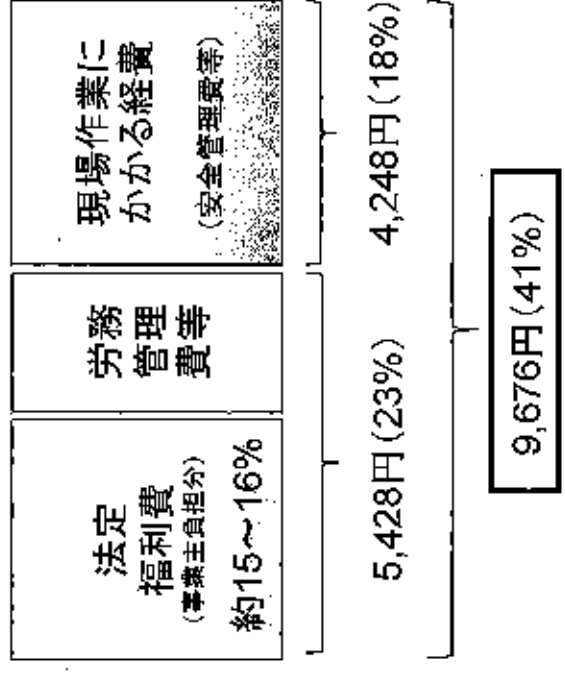
※イメージ図

新単価の加重平均 23,600円(100%)

労働者本人が受け取るべき賃金(≒労務単価)



この他に事業主が支払う人件費(必要経費)



労務単価が23,600円(100%)の場合には、事業主が労働者一人の雇用に必要な経費は、33,276円(141%)になることに留意が必要

令和6年3月から適用する
公共工事設計労務単価表

令和6年2月

1. 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、労務単価の決定にあたり、引き続き、法定福利費相当額、義務化分の有給休暇取得に要する費用、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映している。加えて、元請企業から下請企業を經由せず、直接支給する手当がある実態を踏まえ、この手当を新たに反映している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

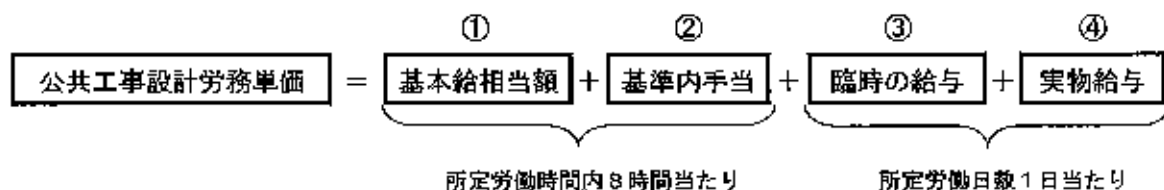
2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図-1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

図-1 公共工事設計労務単価の構成



(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

（例えば、交通誘導警備員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。）

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

- ・ 本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり、(2)に示すものは含まれないこと (法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている)

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

3. 公共事業労務費調査の概要について

(1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2) 調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、令和5年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、9,742件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種¹の建設労働者等(各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す)。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者(元請会社及び協力会社)が転記する等して調査票を作成。調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で78,241人。地方別の有効標本数を表-1に示す。

表-1 有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数 (件)	有効標本数 (人)
北海道	759	7,556
東北	1,081	10,163
関東	1,596	15,167
北陸	793	6,867
中部	1,162	8,101
近畿	1,030	8,112
中国	900	7,220
四国	820	5,493
九州	1,126	7,909
沖縄	205	1,653
全国計	9,472	78,241

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内8時間あたりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、建築ブロック工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかった。

⑤ その他

令和5年10月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名(元請)については、各地方連絡協議会事務局(国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等)において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	
北海道	01 北海道	23,800	20,000	17,500	22,700	30,800	27,700			25,300	27,300	
	東北	02 青森県	27,400	20,700	16,800	22,500	31,400	28,800		28,800	23,200	28,600
		03 岩手県	26,000	22,100	17,100	23,700	33,000	27,700		28,900	24,400	29,400
		04 宮城県	27,800	22,100	18,500	24,800	34,000	31,500		29,000	26,100	35,500
		05 秋田県	26,100	21,200	18,000	23,600	31,900	28,900		29,300	24,200	30,700
		06 山形県	26,000	21,000	18,800	23,900	30,100	28,800	28,500	28,800	25,000	30,800
		07 福島県	27,700	22,000	20,100	24,500	33,000	31,300	30,200	29,200	25,600	31,300
関東	08 茨城県	25,100	24,000	16,100	25,100	28,200	29,200	30,700	29,000	25,700	28,200	
	09 栃木県	24,800	22,400	15,900	24,800	29,900	27,800	30,800	29,000	25,300	28,100	
	10 群馬県	24,900	23,700	17,100	25,000	31,300	26,300	29,600	28,800	24,800	27,300	
	11 埼玉県	26,700	24,300	16,900	24,700	29,900	30,400	30,800	29,100	27,200	30,200	
	12 千葉県	27,600	23,900	16,800	25,800	29,800	31,500	31,400	29,100	27,500	31,400	
	13 東京都	28,300	25,400	17,600	25,900	31,600	31,200	31,400	29,200	30,100	30,900	
	14 神奈川県	28,500	25,300	17,200	25,200	29,600	31,300	31,200	29,800	27,700	29,000	
	18 山梨県	27,200	25,200	16,800	25,100	30,900	27,900	31,100	28,700	27,100	28,400	
	20 長野県	26,200	23,200	17,800	24,900	29,700	27,500	29,800	27,100	25,400	26,600	
	北陸	15 新潟県	26,100	21,900	19,700	23,800	31,900	27,200	27,200	28,600	24,600	28,600
16 富山県		29,000	23,200	18,400	23,300	33,900	30,600			25,800	30,900	
17 石川県		28,200	24,000	18,400	23,200	34,200	30,800			26,000	30,500	
中部	21 岐阜県	26,600	23,500	17,800	24,900	31,100	28,400			23,600	28,800	
	22 静岡県	26,200	24,700	15,900	23,800	30,700	28,300	31,200	33,400	25,100	29,400	
	23 愛知県	27,700	23,500	18,100	24,200	32,200	30,200			23,900	28,800	
	24 三重県	26,400	22,700	17,100	25,200	31,700	30,900			24,000	29,200	
近畿	18 福井県	24,400	20,000	15,600	23,500	27,700	25,100		29,300	22,600	26,100	
	25 滋賀県	24,700	21,300	16,300	24,300	28,900	26,800		29,000	23,900	27,400	
	26 京都府	24,000	22,300	15,300	24,300	28,000	26,300			23,300	26,500	
	27 大阪府	25,700	21,800	15,200	24,300	29,000	28,000			24,300	27,000	
	28 兵庫県	23,200	22,000	15,300	23,200	27,500	26,600		28,900	23,000	25,300	
	29 奈良県	25,900	21,800	16,200	25,400	28,900	27,200			23,900	27,100	
30 和歌山県	25,100	22,200	15,700	24,000	27,900	27,000			24,100	26,000		
中国	31 鳥取県	21,600	18,600	15,200	21,800	25,300	24,100		23,900	21,500	25,400	
	32 島根県	22,000	18,100	15,300	21,100	24,200	24,000			21,500	26,000	
	33 岡山県	23,300	19,700	15,600	22,200	26,000	25,100		23,800	22,100	25,500	
	34 広島県	23,600	20,500	15,400	21,200	26,200	24,700			22,800	24,300	
	35 山口県	22,000	18,600	15,300	21,400	25,400	24,700			22,400	25,100	
四国	36 徳島県	23,300	21,900	15,900	21,800	30,700	25,300			23,700	24,500	
	37 香川県	24,200	22,600	15,800	22,300	28,700	25,400			24,200	24,600	
	38 愛媛県	22,800	19,700	15,300	22,100	28,300	25,200			23,100	23,400	
	39 高知県	22,600	20,100	16,300	22,600	29,400	25,700			23,100	23,600	
九州	40 福岡県	25,600	21,900	14,800	22,200	27,100	27,000	29,000	26,500	24,100	26,200	
	41 佐賀県	22,800	18,800	14,500	22,200	26,700	25,500	29,500	26,900	23,700	25,800	
	42 長崎県	23,800	19,800	15,300	22,800	26,500	25,300	29,700	26,700	22,700	25,700	
	43 熊本県	24,100	20,300	16,100	22,600	27,800	26,500	29,600	26,500	22,300	26,500	
	44 大分県	23,000	18,000	15,200	22,200	25,700	26,000	29,100	26,100	22,600	26,300	
	45 宮崎県	25,700	18,500	15,300	22,300	25,900	26,300	29,500	26,100	22,100	24,800	
46 鹿児島県	26,200	19,900	16,400	21,900	30,000	26,800	29,500	26,100	22,700	26,200		
沖縄	47 沖縄県	25,300	21,400	16,000	21,700	25,400	31,800			19,900	29,200	

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協会の名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	着かん工	着かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	28,700	27,800	30,100	24,900	20,700	38,400	47,700		43,600	31,100
東北	02 青森県	28,700	26,400	28,100	31,700	28,100	37,900	47,100	33,900	42,300	30,000
	03 岩手県	27,000	26,500	28,300	31,000	25,500	37,600	47,100	33,900	44,600	30,200
	04 宮城県	30,500	31,000	30,500	32,600	28,500	37,700	46,700	33,800	44,600	30,100
	05 秋田県	27,800	27,700	29,100	30,900	29,100	38,200	47,700	34,300	43,700	30,900
	06 山形県	28,700	30,600	30,300	28,900	25,600	38,000	47,100	34,000	43,300	30,500
	07 福島県	28,600	30,700	30,200	27,600	24,300	38,000	47,000	33,900	43,200	30,000
	関東	08 茨城県	28,800	28,800	31,700	28,200	23,000	34,900	41,500	35,500	36,200
09 栃木県		26,700	30,300	32,500	25,400	23,900	35,000	41,500	35,500	36,700	29,500
10 群馬県		26,200	26,400	30,300	26,800	21,600	36,000	41,800	35,500	39,500	29,500
11 埼玉県		27,200	30,800	31,600	26,300	25,200	34,900	41,500	35,500	34,800	29,300
12 千葉県		27,100	31,100	31,800	28,500	25,000	36,000	41,500	35,500	34,800	29,300
13 東京都		28,000	32,700	33,600	26,900	23,600	35,100	41,600	35,600	33,900	29,400
14 神奈川県		28,000	32,700	34,600	30,000	26,200	38,000	41,800	35,500	37,800	29,300
19 山梨県		28,300	30,900	33,300	26,900	24,600	35,200	41,700	35,700	36,400	29,400
20 長野県		26,600	27,700	29,500	25,800	22,200	38,200	41,800	36,700	36,400	29,700
北陸		15 新潟県	27,500	28,300	29,700	25,800	23,300	36,500	47,700	34,400	45,500
	16 富山県	30,500	30,200	31,000	27,000	23,200	38,500	47,700	34,400	46,400	30,900
	17 石川県	30,000	29,800	30,700	26,500	24,400	38,700	47,800	34,500	46,400	31,600
中部	21 岐阜県	26,000	28,300	30,700	28,300	24,500	35,800	44,000	33,500	42,500	31,300
	22 静岡県	30,400	30,100	33,100	27,600	24,800	35,500	44,000	33,500	42,100	31,100
	23 愛知県	28,500	29,700	32,400	27,900	25,000	35,700	44,100	33,500	41,500	31,100
	24 三重県	29,700	28,800	31,900	27,400	24,300	36,800	44,200	33,600	42,800	30,800
近畿	18 福井県	26,800	27,200	28,500	24,200	23,900	36,000	42,200	29,000	43,100	30,800
	25 滋賀県	25,100	27,300	29,800	25,100	23,900	36,000	42,200	28,800	43,600	30,800
	26 京都府	26,400	28,100	29,600	23,800	22,000	36,000	42,200	28,800	42,800	29,600
	27 大阪府	25,900	29,000	29,200	25,600	22,300	35,100	42,200	29,800	42,500	29,400
	28 兵庫県	24,400	26,000	28,900	24,100	22,000	35,100	42,200	28,900	42,100	29,400
	29 奈良県	26,300	28,900	30,700	24,800	22,500	35,000	42,200	28,800	43,300	29,600
	30 和歌山県	25,300	28,200	29,300	23,400	21,900	35,100	42,200	28,900	41,300	29,300
中国	31 鳥取県	23,500	25,100	26,700	18,800	18,100	33,500	41,800	30,500	40,100	27,900
	32 島根県	22,800	23,300	24,600	21,600	18,500	33,500	41,800	30,500	41,000	28,700
	33 岡山県	23,800	25,000	26,900	23,200	20,800	33,600	41,700	30,600	39,200	28,500
	34 広島県	23,700	23,800	24,700	23,700	20,800	33,500	41,500	30,400	41,100	28,400
	35 山口県	23,200	23,000	25,100	21,900	20,100	33,600	41,700	30,600	41,700	28,700
四国	36 徳島県	24,500	25,100	26,800	21,700	20,700	34,900	43,200	27,600	36,300	27,600
	37 香川県	24,800	25,100	27,000	23,300	21,700	34,800	43,100	27,600	38,600	27,500
	38 愛媛県	24,500	25,100	27,000	23,700	21,400	34,900	43,200	27,700	38,500	27,400
	39 高知県	24,600	25,400	27,100	24,200	21,900	34,900	43,200	27,600	38,600	27,500
九州	40 福岡県	23,800	26,900	27,900	24,800	22,400	36,900	46,700	34,200	40,400	28,500
	41 佐賀県	24,200	27,700	27,500	27,400	23,200	37,000	45,800	34,400	39,200	29,000
	42 長崎県	23,800	27,300	27,000	23,400	21,500	37,100	46,000	34,500	40,200	29,200
	43 熊本県	24,100	27,200	27,500	24,300	22,100	37,200	46,100	34,400	40,500	28,100
	44 大分県	24,200	26,000	27,100	26,000	24,800	37,100	46,000	34,500	39,400	28,000
	45 宮崎県	24,000	26,800	26,300	26,000	23,000	37,000	45,900	34,400	41,100	28,000
	46 鹿児島県	24,000	27,100	27,400	26,800	26,300	37,100	46,000	34,500	40,900	28,400
沖縄	47 沖縄県	22,700	27,500	27,200	26,600	26,400	37,300	46,300		31,200	25,400

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル 世帯役	橋りょう 特殊工	橋りょう 塗装工	橋りょう 世帯役	土木一般 世帯役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	43,200	33,000	35,400	43,800	28,900	30,400	24,800	45,600	31,500	29,700
東北	02 青森県	43,800	32,400	37,200	42,300	32,000	31,400	25,600	52,200	34,200	34,000
	03 岩手県	43,700	32,500	37,300	43,800	31,900	31,600	26,600	54,300	35,800	35,900
	04 宮城県	43,400	32,300	37,000	47,900	32,100	31,300	25,400	58,400	38,900	28,700
	05 秋田県	44,100	33,300	37,600	44,100	33,500	31,800	26,900	54,500	36,600	36,600
	06 山形県	43,800	32,900	37,300	42,800	31,000	31,500	26,800	54,400	35,600	35,400
	07 福島県	43,600	32,500	37,300	42,700	28,200	31,500	26,300	54,400	36,600	35,700
	関東	08 茨城県	38,600	32,700	33,500	37,400	28,000	38,400	28,400	43,800	28,700
09 栃木県		38,800	33,100	33,400	37,700	28,800	38,400	29,400	44,100	30,500	32,200
10 群馬県		38,400	32,900	33,400	37,700	28,000	38,500	29,400	45,800	28,800	31,400
11 埼玉県		38,800	33,700	33,600	37,900	28,400	36,400	29,400	46,700	34,400	33,600
12 千葉県		38,500	33,100	33,500	37,800	30,000	36,400	29,400	45,700	34,400	33,700
13 東京都		38,400	32,800	33,600	38,500	31,000	36,600	29,600	47,200	34,500	33,500
14 神奈川県		38,400	32,600	33,800	37,600	31,400	36,500	29,400	46,300	33,500	32,200
18 山梨県		38,700	32,800	33,600	38,800	28,800	36,400	29,300	46,800	32,900	32,300
20 長野県		38,400	33,100	33,800	38,500	28,000	36,700	29,400	44,800	31,200	32,300
北陸		15 新潟県	48,200	35,800	43,100	41,400	28,900	35,400	27,700	48,200	30,600
	16 富山県	47,800	35,700	43,100	42,500	28,800	33,800	27,600	49,000	30,700	33,300
	17 石川県	48,100	36,100	43,300	43,500	30,700	34,000	27,900	47,500	31,900	31,500
中部	21 岐阜県	43,900	33,500	38,000	39,800	29,300	33,800	26,600	43,400	29,400	26,600
	22 静岡県	43,800	34,300	38,000	39,800	29,500	33,600	26,500	49,500	31,900	30,300
	23 愛知県	43,900	33,400	38,100	39,200	29,300	33,700	26,800	48,600	31,300	27,200
	24 三重県	43,900	33,500	39,200	40,800	28,300	33,400	26,400	46,800	30,600	27,100
近畿	18 福井県	43,000	32,800	32,200	40,000	26,600	31,000	24,500	37,500	27,200	28,700
	25 滋賀県	43,800	32,400	31,900	39,600	28,900	29,000	24,700	37,700	28,300	29,400
	26 京都府	43,200	32,400	31,800	38,500	26,500	28,000	24,700	37,200	28,300	28,200
	27 大阪府	42,800	32,800	31,900	40,300	27,500	31,100	24,800	38,200		29,700
	28 兵庫県	43,100	32,800	32,100	38,900	26,100	28,800	24,400	39,200		30,300
	29 奈良県	43,900	32,400	31,900	38,400	27,700	30,400	24,800	37,400	28,300	29,600
30 和歌山県	43,200	32,400	32,000	39,500	27,800	28,100	24,600	37,400	28,300	28,100	
中国	31 鳥取県	44,000	28,700	29,000	36,000	24,300	28,900	23,300	44,100	30,600	31,000
	32 島根県	44,000	28,700	29,000	35,800	23,300	28,900	23,300	44,300	32,300	31,200
	33 岡山県	44,400	29,000	29,000	36,000	25,000	29,400	23,300	44,100	30,700	31,200
	34 広島県	43,900	28,000	29,000	36,000	24,200	28,000	23,800	44,900	32,700	31,600
	35 山口県	44,100	29,000	29,000	36,000	24,800	28,900	23,100	45,000	32,700	31,600
四国	36 徳島県	39,700	31,700	32,000	36,800	26,400	38,300	29,200	47,700		25,100
	37 香川県	39,900	31,600	32,000	37,200	26,400	38,400	30,500	48,500		26,600
	38 愛媛県	39,800	31,400	32,100	35,900	27,700	38,100	29,200	48,300		25,200
	39 高知県	39,800	31,700	32,100	36,800	26,200	38,100	28,700	48,100		26,300
九州	40 福岡県	43,400	31,700	32,200	37,800	28,000	33,100	25,800	41,100	27,000	27,900
	41 佐賀県	43,700	31,800	32,400	38,300	27,700	33,000	25,900	41,400	27,100	28,000
	42 長崎県	43,700	31,800	32,500	38,300	27,300	31,700	24,900	41,100	26,900	27,700
	43 熊本県	43,800	31,800	32,400	38,800	26,400	33,200	25,300	41,300	27,100	27,800
	44 大分県	43,700	31,800	32,500	37,500	26,700	33,100	25,500	41,400	27,000	27,800
	45 宮崎県	43,700	31,800	32,400	38,100	29,100	31,700	24,900	41,300	28,900	27,700
	46 鹿児島県	43,600	31,800	32,500	38,400	31,500	31,500	24,800	41,500	27,000	28,000
沖縄	47 沖縄県	41,000	37,800	28,500	44,000	30,700	27,700	25,300	48,200	31,400	34,900

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型枠工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道	36,500	32,800	26,400	28,100	28,300	24,100	28,200	30,200	28,700	
東北	02 青森県		37,800	33,700	29,800	30,100	23,800	27,400	26,800	26,000	22,500
	03 岩手県		37,700	34,000	30,400	31,900	25,200	27,400	27,000	26,200	22,500
	04 宮城県		37,800	36,400	33,000	34,600	26,400	27,200	29,600	30,600	22,600
	05 秋田県		38,200	30,700	33,000	30,800	23,100	27,800	27,800	26,200	22,300
	06 山形県		34,100	30,900	28,500	30,000	26,400	27,600	30,900	29,000	22,600
	07 福島県		41,700	26,700	31,600	30,200	25,000	27,400	30,500	29,400	22,600
	関東	08 茨城県	30,700	54,700	26,700	28,100	29,700	26,000	28,400	30,700	31,300
09 栃木県		30,600	56,800	28,400	29,800	30,000	26,100	28,500	31,700	31,700	24,200
10 群馬県		30,800	51,600	28,300	28,500	26,500	25,200	28,500	29,200	28,900	24,200
11 埼玉県		30,600	56,700	29,800	28,700	29,800	26,000	28,500	32,900	32,200	
12 千葉県		30,600	57,000	28,800	28,700	30,300	26,300	28,500	33,000	32,300	
13 東京都		30,700	54,400	30,000	28,800	30,800	27,000	28,600	34,200	32,400	
14 神奈川県		30,700	52,800	29,800	28,700	29,900	25,600	28,500	31,300	31,700	
19 山梨県		30,700	52,300	30,000	28,900	29,500	25,600	28,500	30,900	31,300	
20 長野県		30,800	48,300	26,400	28,200	25,500	24,900	28,700	28,800	29,300	24,700
北陸		15 新潟県	32,000	34,400	26,700	27,800	27,600	24,800	28,900	27,100	28,900
	16 富山県	31,300	39,800	29,600	28,500	28,600	24,900	28,800	27,100	29,300	
	17 石川県	31,600	40,700	28,100	28,800	28,200	25,300	29,000	28,300	29,800	
中部	21 岐阜県	32,800	45,100	30,200	31,300	26,900	24,200	28,200	27,100	29,300	
	22 静岡県	32,500	46,900	29,400	31,200	26,400	24,300	28,200	29,800	30,500	25,000
	23 愛知県	32,700	46,900	30,500	31,700	27,600	24,600	28,200	29,300	29,700	
	24 三重県	32,600	47,500	28,500	31,300	27,000	24,600	28,300	29,200	31,800	
近畿	18 福井県	26,500	40,800	27,100	25,500	25,700	23,800	28,900	26,100	26,900	
	25 滋賀県	26,400	40,700	27,500	26,600	26,600	24,500	28,800	26,800	26,900	
	26 京都府	26,400	41,300	28,400	28,300	26,900	24,400	28,800	26,800	27,500	
	27 大阪府	26,400	43,000	30,000	26,400	27,100	25,000	28,800	26,900		
	28 兵庫県	26,400	40,300	28,200	28,200	25,700	22,500	28,300	26,000	26,000	
	29 奈良県	26,400	44,200	29,600	26,600	27,700	25,000	28,800	26,800	27,500	
	30 和歌山県	26,400	41,800	30,000	28,400	27,200	24,000	28,900	26,800	27,600	
中国	31 鳥取県		37,500	24,400	23,500	22,400	21,600	26,600	25,900	24,000	
	32 島根県		31,900	23,500	23,900	21,600	21,200	26,900	24,600	23,500	
	33 岡山県		36,800	25,300	23,500	22,700	22,200	26,700	26,300	23,900	
	34 広島県		31,400	24,600	23,800	22,400	21,400	26,800	25,300	23,200	
	35 山口県		31,600	23,600	24,100	22,000	21,700	27,000	25,000	23,600	
四国	36 徳島県	25,100	32,400	25,900		25,000	22,000		25,000		
	37 香川県	25,100	32,400	25,800		25,000	23,000		25,100		
	38 愛媛県	25,200	32,400	25,700		24,800	21,900		24,800		
	39 高知県	25,100	32,400	25,300		24,700	21,600		24,800		
九州	40 福岡県		32,800	26,800	26,600	26,000	22,800	27,700	26,500	25,400	
	41 佐賀県		34,400	26,000	25,800	26,200	22,400	27,900	26,800	25,600	
	42 長崎県		33,900	26,600	25,700	26,100	22,300	27,800	26,400	25,800	
	43 熊本県		33,800	25,900	25,800	25,700	21,900	27,800	26,600	25,400	
	44 大分県		33,800	26,000	25,800	25,800	22,700	27,800	26,800	25,800	
	45 宮崎県		33,200	26,200	25,300	25,700	21,700	27,900	26,900	25,500	
46 鹿児島県		33,400	28,800	26,900	26,200	22,100	27,800	26,400	25,600		
沖縄	47 沖縄県			29,800		28,500	20,300		36,800		

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	28,100		27,100	24,200		23,600	27,200	27,100	16,900	14,000
東北	02 青森県	30,200		26,600	25,600	25,800	22,400	25,400	26,200	15,600	13,500
	03 岩手県	30,200		26,600	25,600	25,800	22,600	25,300	26,000	16,500	14,100
	04 宮城県	32,400		29,300	25,200	25,900	23,200	25,300	26,100	18,200	15,200
	05 秋田県	30,900		27,200	25,800	26,100	22,800	25,700	26,500	16,000	13,500
	06 山形県	30,100		28,400	26,600	26,200	24,100	25,500	26,300	17,900	15,100
	07 福島県	30,700	31,500	29,200	25,600	26,700	23,700	25,500	26,100	18,200	15,200
	関東	08 茨城県	30,500		31,300	29,600	26,900	26,600	26,100	26,400	17,900
09 栃木県		30,600		31,900	29,700	26,800	26,300	26,100	26,400	17,500	15,200
10 群馬県		29,500		31,000	29,900	25,700	25,400	26,100	26,400	16,700	14,800
11 埼玉県		30,100		31,500	29,800	26,800	26,900	26,100	26,400	17,700	15,900
12 千葉県		30,200		30,900	29,900	26,900	26,500	26,100	26,400	18,300	16,000
13 東京都		30,400		31,300	29,800	26,900	27,000	26,200	26,400	19,000	16,800
14 神奈川県		29,900		31,700	29,900	25,700	26,000	26,100	26,400	18,600	16,600
19 山梨県		30,100		31,800	29,800	25,700	25,900	26,100	26,400	17,200	15,200
20 長野県		29,200		30,800	30,100	25,700	25,500	26,100	26,400	15,800	13,600
北陸		15 新潟県	32,000		29,000	29,600	29,300	22,900	26,100	27,900	17,600
	16 富山県	31,000		29,800	26,800	23,000	23,400	26,100	27,800	17,400	16,200
	17 石川県	30,500		29,100	29,900	22,800	23,700	26,200	28,000	18,200	16,200
中部	21 岐阜県	31,600		29,200	29,100	25,300	25,400	26,200	29,000	18,400	15,900
	22 静岡県	31,100		36,500	29,000	25,300	27,000	28,000	28,900	19,000	15,700
	23 愛知県	31,100		32,900	29,100	25,300	25,600	26,100	29,000	19,700	16,200
	24 三重県	31,900		33,000	29,100	25,600	26,600	26,200	29,000	18,700	16,500
近畿	18 福井県	27,000		26,700	26,800	26,700	23,700	26,500	25,500	17,000	14,800
	25 滋賀県	29,200		28,300	26,600	26,800	24,700	27,000	26,800	16,300	13,700
	26 京都府	29,200		29,400	26,600		25,000	26,900	26,300	16,500	13,200
	27 大阪府	28,700		29,400	26,700		24,300	26,800	26,100	18,200	14,000
	28 兵庫県	28,700		29,400	26,700		24,000	26,600	26,100	16,600	13,700
	29 奈良県	29,300		29,500	26,600		26,400	27,000	26,000	18,700	13,900
	30 和歌山県	28,900		29,400	26,700		25,100	26,900	25,800	16,200	13,800
中国	31 鳥取県	24,000		25,200	22,600	24,200	21,700	21,800	25,000	16,700	13,400
	32 島根県	23,800		24,600	22,600	23,500	21,700	21,800	25,000	16,700	14,300
	33 岡山県	23,900		26,800	22,600	24,200	21,900	21,900	25,000	17,300	15,000
	34 広島県	23,800		24,600	22,600	23,300	21,600	21,900	25,000	17,200	14,700
	35 山口県	23,900		24,800	22,800	23,500	21,600	21,800	25,000	17,000	14,200
四国	36 徳島県				22,600		21,100		23,400	15,500	13,800
	37 香川県				22,600		21,100		23,400	15,800	14,000
	38 愛媛県				22,600		21,100		23,400	14,900	12,600
	39 高知県				22,600		21,100		23,400	14,200	12,000
九州	40 福岡県			27,100	26,700	23,500	23,300	23,800	26,800	15,700	14,100
	41 佐賀県			27,200	26,800	23,800	23,200	23,900	27,100	15,700	13,900
	42 長崎県			28,300	26,900	23,600	23,400	23,900	27,300	15,900	14,800
	43 熊本県			27,300	27,000	23,500	23,100	23,900	26,800	15,400	13,500
	44 大分県			27,200	26,800	23,500	23,500	23,900	26,900	15,700	12,800
	45 宮崎県			27,000	26,800	23,600	23,400	23,900	26,700	15,700	12,400
	46 鹿児島県			26,800	26,800	23,900	23,300	23,900	26,700	16,700	14,400
沖縄	47 沖縄県			23,200	26,000		20,300		23,500	14,600	12,400

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ. ピックプレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</p> <p>チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積み込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積み込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p> <p>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>a. 軽易な清掃または後片付け</p> <p>b. 公園等における草むしり</p> <p>c. 軽易な散水</p> <p>d. 現場内の軽易な小運搬</p> <p>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</p> <p>g. 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <p>a. 芝等の地被類の植付け</p> <p>b. 景石の据付け</p> <p>c. 地ごしらえ</p> <p>d. 園路または広場の築造</p> <p>e. 池または流れの築造</p> <p>f. 公園設備の設置</p>
05 法 面 工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転</p> <p>b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業</p> <p>c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</p>
06 と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く）</p> <p>b. 木橋の架設等</p> <p>c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く）</p> <p>d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等</p> <p>e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の橋揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く）</p> <p>f. 鉄骨材の橋揚げ（クレーンの運転を除く）</p>
07 石 工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 石材の加工</p> <p>b. 石積みまたは石張り</p> <p>c. 構造物表面のはつり仕上げ</p>
08 ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）</p>
09 電 工	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>① 第1種電気工事士</p> <p>② 第2種電気工事士</p> <p>③ 認定電気工事従事者</p> <p>④ 特殊電気工事資格者</p>
10 鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼構の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレードドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） 〔以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様）〕 ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内的の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内的の水面
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	<p>潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの</p> <p>(潜水器 (潜水服、靴、カブト、ホース等) の損料を含む)</p> <p>「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう</p>
29 潜 水 連 絡 員	<p>潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <p>a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務</p> <p>b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務</p> <p>c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務</p>
30 潜 水 送 気 員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山 林 砂 防 工	<p>山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等</p> <p>b. 人力による資材の積み込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等</p> <p>d. その他各作業について必要とされる関連業務</p>
32 軌 道 工	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業</p> <p>b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業</p>
33 型 わ く 工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く）</p> <p>b. 木坑、木欄等の仕拵え等</p>
34 大 工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左 官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配 管 工	<p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配管ならびに管の撤去</p> <p>b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着</p> <p>c. 電触防護</p>
37 は っ り 工	<p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く）</p> <p>b. 建築物の床または壁の穴あけ</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石膏ボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一般検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

(参考)

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事建設労働者(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種職の専念の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事建設労働者は、労働者に支払われる賃金に付するものであり、労務管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修加算等に要する費用等)及び一般管理費等の経費は含まれていない。(例えば、交通費(通勤費)の単価については、労働者に対する必要経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修加算等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含められている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、資費等を、公共工事建設労働者単価に加算した金額(参考図)を、下段に併記する。これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通反費費、現場管理費の中に計上されている。この金額は全国平均をもとに算定した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものはない。
- 7 この表は、「令和5年3月1日現在適用する公共工事建設労働者単価」に対応するものである。

上段：公共工事建設労働者単価
 (下段：公共工事建設労働者単価+必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、資費等) (参考図))

積算用建設労働者単価(単位：円)

地方自治体	単価(円)	法定福利費(円)	労務管理費(円)	安全管理費(円)	資費(円)	単価(円)	法定福利費(円)	労務管理費(円)	安全管理費(円)	資費(円)	単価(円)	法定福利費(円)	労務管理費(円)	安全管理費(円)	資費(円)
北海道	21,000	2,000	1,500	2,700	20,000	27,100	2,500	2,700	27,100	2,500	27,100	2,500	2,700	27,100	2,500
東北	21,000	2,000	1,500	2,700	20,000	27,100	2,500	2,700	27,100	2,500	27,100	2,500	2,700	27,100	2,500
関東	21,000	2,000	1,500	2,700	20,000	27,100	2,500	2,700	27,100	2,500	27,100	2,500	2,700	27,100	2,500
中部	21,000	2,000	1,500	2,700	20,000	27,100	2,500	2,700	27,100	2,500	27,100	2,500	2,700	27,100	2,500
関西	21,000	2,000	1,500	2,700	20,000	27,100	2,500	2,700	27,100	2,500	27,100	2,500	2,700	27,100	2,500
中国	21,000	2,000	1,500	2,700	20,000	27,100	2,500	2,700	27,100	2,500	27,100	2,500	2,700	27,100	2,500
四国	21,000	2,000	1,500	2,700	20,000	27,100	2,500	2,700	27,100	2,500	27,100	2,500	2,700	27,100	2,500
九州	21,000	2,000	1,500	2,700	20,000	27,100	2,500	2,700	27,100	2,500	27,100	2,500	2,700	27,100	2,500

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内(8時間)当りの単価である。
- 3 時節外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種の過労の作務条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に依るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修施設等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えは、交通機運費負担の単価については、発注者に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修施設等に要する費用等は、概算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、総合費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(※金額)を、下段に特記する。これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通反発費、現場管理費の中に計上されている。この金額は全労働者ともに算出した参考値であり、工程、工事種類等の条件により変動する。また、遠隔地からの労働者の雇入を想定したものでない。
- 7 この表は、「令和四年3月」から適用する公共工事設計労務単価に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価
 (下段：公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全費等) (※金額))

地域区分	職種	職種区分	職種別単価(円)									
			上段	下段	上段	下段	上段	下段	上段	下段	上段	下段
東北	土木	01 土留置	18,160	27,100	34,700	21,600	27,600	27,900	29,600	29,600	31,000	31,000
		02 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		03 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		04 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		05 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		06 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		07 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
関東	土木	08 土留置	18,160	27,100	34,700	21,600	27,600	27,900	29,600	29,600	31,000	31,000
		09 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		10 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		11 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		12 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		13 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		14 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
中部	土木	15 土留置	18,160	27,100	34,700	21,600	27,600	27,900	29,600	29,600	31,000	31,000
		16 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		17 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		18 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		19 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		20 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		21 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
関西	土木	22 土留置	18,160	27,100	34,700	21,600	27,600	27,900	29,600	29,600	31,000	31,000
		23 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		24 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		25 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		26 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		27 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		28 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
四国	土木	29 土留置	18,160	27,100	34,700	21,600	27,600	27,900	29,600	29,600	31,000	31,000
		30 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		31 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		32 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		33 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		34 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		35 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
沖縄	土木	36 土留置	18,160	27,100	34,700	21,600	27,600	27,900	29,600	29,600	31,000	31,000
		37 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		38 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		39 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		40 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		41 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200
		42 骨組	30,800	39,800	48,800	29,400	38,400	47,400	28,200	37,200	46,200	46,200

(1) 参考

今回の調査（令和5年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種は次の表のとおりである。

職種
建築ブロック工

(2) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額（試算）の参考公表

○ 公共工事設計労務単価は労働者に支払われる賃金に係るものであり、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額等は含まれていない。これらの事業主負担額の費用は、積算上、現場管理費等に含まれている。

日当たり賃金	標準報酬月額	種類 賃担率	社会保険			社会保険料の 事業主負担額 (月当たり)	日当たり賃金 + 社会保険料の 事業主負担額 (日当たり)	日当たり に対する 割合
			労働保険 雇用保険	健康保険 (国民健康保険)	厚生年金保険 (子ども・子育て関連給付金 等)			
7,500	170,000		1.150%	5.725%	9.510%	27,798	8,764	116.0%
10,000	220,000		2,530	12,695	20,922	36,047	11,639	116.4%
12,500	280,000		3,183	16,030	26,628	45,821	14,593	116.7%
15,000	340,000		3,795	19,465	32,334	55,594	17,527	116.9%
17,500	380,000		4,428	21,755	36,138	62,321	20,333	116.2%
20,000	440,000		5,060	25,190	41,844	72,094	23,277	116.4%
22,500	500,000		5,693	28,625	47,550	81,868	26,221	116.5%
25,000	560,000		6,325	32,060	53,256	91,641	29,166	116.7%
27,500	620,000		6,958	35,495	58,962	101,415	32,110	116.8%
30,000	650,000		7,590	37,213	59,962	103,765	34,717	115.7%

(単位：円)

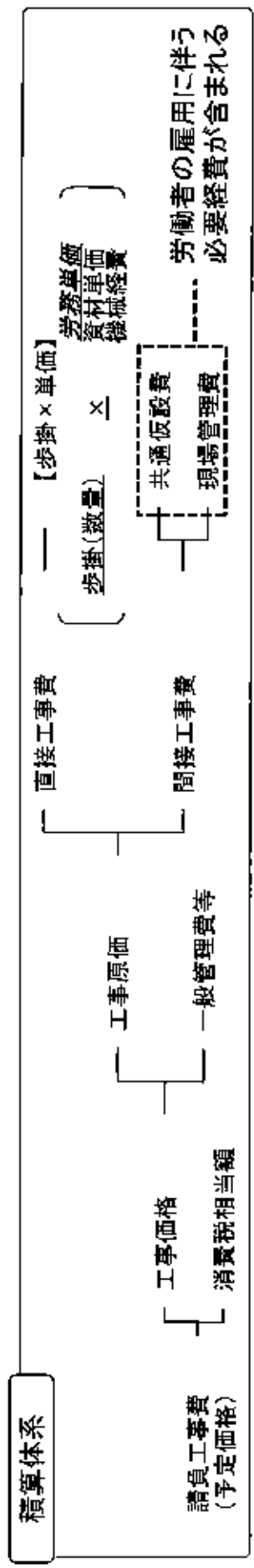
※ 雇用保険：労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
 事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の月当たり賃金を元に算定。
 (例：日当たり賃金15,000円×22日＝月当たり賃金330,000円)
 健康保険・厚生年金保険：法人及び常時5人以上の従業員を使用する個人事業所における被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
 事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の標準報酬月額（賞与等を含まない）を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額
 の上限額は620,000円。
 (例：日当たり賃金15,000円×22日＝月当たり賃金330,000円 → 報酬月額330,000円以上350,000円未満の標準報酬月額は340,000円)
 「健康保険」は、全国健康保険協会管掌健康保険（東京都）の保険料額。介護保険料を含む。
 「厚生年金保険」は、子ども・子育て関連給付金を含む（厚生年金基金加入員を除く）
 「社会保険料の事業主負担額（日当たり）」は、「社会保険料の事業主負担額（月当たり）」を22日で除して算定。
 小数点以下は四捨五入して算定。
 令和6年1月時点の保険料率

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



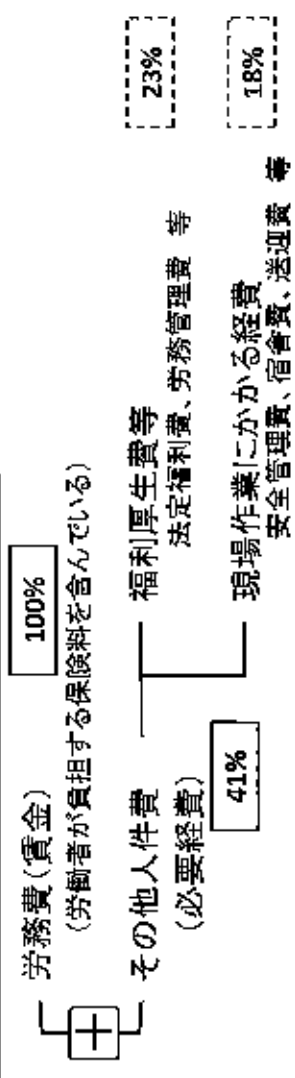
課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値
(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導 警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費

令和6年2月8日(木) 14:30～

ホテル信濃路 2階 穂高

令和5年度 長野県公共事業担当部局との意見交換会について

会 議 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 長野県が発注する公共工事の諸課題について

(ア) 新規提案議題

(イ) 再提案議題

(2) その他

4 まとめ

5 閉 会

長野県との意見交換会 県出席者名簿

(敬称略)

所 属 名	職 名	氏 名	懇親会参加
環境部生活排水課	企画幹 兼流域下水道係長	山崎 隆雄	出
農政部農地整備課	主任専門指導員	柄澤 昇	出
林務部森林政策課	主任専門指導員	丸山 基久	出
建設部技術管理室	室長	増澤 邦彦	出
〃	主任専門指導員	玉川 博之	出
〃	副主任専門指導員	山口 剛	出
〃	副主任専門指導員	石坂 公成	出
〃	主任	山岸 和真	欠
〃	主任	下川 雄央	出
会計局契約・検査課	主任工事検査員	有賀 寛	出

10名

9名

長野県との意見交換会

長野県技士会理事監事出席者名簿

令和6年2月8日（木）

（敬称略）

役職名	支部名	氏名	出欠	懇親会	
会長	飯田	野島 登	○	○	
副会長	大北	窪田 利行	○	○	
	中高	下田 文雄	○	○	
理事	東信	南佐久	渡邊 哲司	○	○
		佐久	堀籠 茂文	○	○
		上小	石塚 博敏	○	○
	南信	諏訪	高山 徳也	○	○
		伊那	黒河内 勇雄	○	欠
		飯田	棚田 稔	○	○
	中信	木曾	青木 孝尚	○	○
		松筑	関川 光寿	○	○
		安曇野	等々力 充	欠	欠
		大北	原 滋俊	○	○
	北信	更埴	武田 敏光	○	○
		須坂	市川 興助	○	○
		中高	丸山 浩次	欠	欠
		長野	和田 幸文	○	○
		飯山	半藤 大輔	○	○
	事務局	専務理事	小林 敏昭	○	○
		常務理事	手塚 雄保	○	○
監事	東信	南佐久	由井 一将	○	欠
	中信	木曾	杉山 一樹	○	○
	北信	須坂	諏訪 浩志	○	欠
			23	21	18
事務局	事務局長	水口 森隆	○	○	
	主事	塩崎 咲子	○	○	
			25	23	20

長野県との意見交換会

長野県技士会技術委員 出席者名簿

(敬称略)

役職名	支部名	氏名	出欠	懇親会	備考
担当副会長	中高	下田文雄	/	/	別掲載
担当理事	中高	丸山浩次	/	/	別掲載
	南佐久	菊池睦彦	○	欠	
	佐久	佐藤謙也	○	○	
	上小	北沢智明	欠	欠	
	諏訪	鈴木光一	○	○	
	伊那	福澤康男	○	欠	
副委員長	飯田	山本仁	○	○	
	木曾	柳澤修	○	○	
	松筑	草田章夫	○	欠	
	安曇野	松澤建治	○	○	
	大北	中田一博	○	○	
	更埴	平林勝彦	○	欠	
	須坂	鈴木悦夫	○	欠	
	中高	北原隆夫	○	○	
副委員長	長野	荻原雅彦	○	○	
委員長	飯山	滝沢卓也	○	○	
		17	14	9	

令和5年度 新規議題タイトル一覧

手持ち資料

No	区分	議題名	提案支部	発表支部
1	設計積算	設計図書の品質確保について	更埴・長野・飯山	飯山
2	設計積算	橋梁補修・塗装工事における吊足場設計の見直しについて	佐久	佐久
3	設計積算	現場条件に合った積算について	南佐久	南佐久
4	設計積算	仮設の積算について	上小・大北	松筑
5	設計積算	鋼橋上部工の工場制作工の積算について	伊那	伊那
6	設計積算	ICT活用工事積算要領の適用について	長野	長野
7	労働環境	技能者不足への対応について	南佐久・佐久	安曇野
8	基準仕様	工事書類ガイドラインや基準・仕様書の改定時期について	上小	更埴
9	基準仕様	電子納品にて準用する要領・基準案の不統一、長野県版電子納品のチェックシートの改定について	諏訪	諏訪
10	施工管理	コンクリート打ち継ぎ面への処理材の使用について	上小	上小
11	施工管理	情報共有システムにおける決裁日等の不整合について	飯田・松筑	須坂
12	施工管理	小規模工種における管理頻度の受発注者協議について	飯田	飯田
13	施工管理	BIM/CIMの活用について	大北	大北
14	施工管理	建設現場における遠隔臨場について	大北	大北
16	検査監査	段階確認実施工種及び時期の見直しについて	飯田	飯田
16	検査監査	指導監査及び竣工検査時 検査員のASP登録について	中高	中高
17	建設発生土	残土処理場確保における準備費用及び維持管理費用の明確化について	木曾	木曾

令和6年2月8日(木)

14:30~16:30

ホテル信濃路

長野県公共事業担当部局と長野県技士会との意見交換会

【 令和5年度 新規提案議題 】

*** 設計積算 ***

【1】 設計図書の高品質確保について

設計図書と現地との乖離が多く、工事中止や工程の遅れ、経費の増大が発生し工事受注業者・担当技術者の負担が大きくなっています。現地を確認していれば分かること、図面作成段階で容易に把握できることなど不適切な設計が多すぎます。

以下に例を示します。

【例1】河川の堤内側護岸工事で各測点が50m(20m)もしくは25m基本の設計基準を満たしていない。また変化点でも一切の測点・断面図が無く設計図面はまったく使用できなかった。

【例2】仮設工の設計が現地と合致してなく施工方法の見直し、専門業者の手配が必要になった。(ダウンザホール工法は県外業者の施工となるなど)

【例3】発注時に設計内容の齟齬が把握できていたが契約後に全く違う図面が提供され工程の見直し、下請け業者との契約変更や他業者の選定など業務量が増え残業時間が増大した。

この議題が毎年無くなっておらず、近年はもっと多くなっていると思われます。発注者が設計コンサル成果品を受け取るだけでなく、精度確認をしっかりと行い不適切な設計は差し戻し再設計を行うべき。

また、工事発注者側の監督員、受注者側の技術者の残業も踏まえた負担はかなりの物だと思えます。工事が完了するまでは瑕疵担保を付ける、コンサル業者にペナルティーを科すなど検討をお願いします。

【2】 橋梁補修・塗装工事における吊足場設計の見直しについて 別添関連資料

県発注の橋梁補修・塗装工事における吊足場については従来型の吊足場(パイプ式在来吊足場)での積算が標準となっていますが吊足場上での工事内容の変化、周辺環境への対応、建設業界を取り巻く環境の変化などにより同工法での施工が年々困難になっています。

具体的には、

- ① 高所での高い技能が必要だが熟練工が減少し手配できない
- ② 常に墜落の危険性が伴う
- ③ ②の要因により吊足場施工時には橋梁点検車の使用が必須だが直工費で費用計上されていない
- ④ 吊足場施工時の橋梁点検車の使用に伴い道路規制が発生し渋滞が発生する
- ⑤ プラスト工法での塗膜剥離が増加しているが研削材の積載に耐え切れない。また床に開口が多く飛散防止対策が困難
- ⑥ 吊元の数が多く吊元部の塗膜剥離はタッチアップ程度となり将来の錆等の発生要因となるなどの諸問題が発生しています。

国交省発注案件においては令和5年度施工工事より上記課題を解決し、尚且つ働き方改革や週休二日制の導入促進も加味し「先行床施工式で組立が安全であり、吊元も少なく、床がフラットで開口が無い、高積載型のシステム吊足場」への変更が工事受注後の協議により変更理由が適正と認められれば必要な費用も拠出される事となりました（落札者が受注後にシステム吊足場の優位性を検討する事が義務付けとなりました）。長野県発注工事においても国と同様の指針を採用頂き建設業者や工事近隣の県民の安心安全が増進する様、見直しを提言致します。

【3】現場条件に合った積算について

本工事は、暫定2車線で供用している橋梁の4車線化計画に伴い、既存橋台にコンクリート巻き立て等を行う工事であったが、供用されている橋梁下部ではクレーン作業ができない箇所についても標準作業で積算されており、長尺物の鉄筋の建て込みも困難で機械式継ぎ手の使用、コンクリート打設においても打設量は少ないがポンプ車2台打ち等をせざるを得ない状況であり、施工費用も増えたが変更対象にならず施工承諾・創意工夫で解決されてしまったので、現場に合った適正な積算を切に願います。

【4】仮設の積算について 別添関連資料

(1) 水替工

河川工事等の締切り排水について、作業時排水を常時排水に変更する協議をしていますが、ほとんどの場合が施工者の企業努力で常時排水を行っています。地山からの透水量が多い場合、締切り内で作業できるようになるまで約半日の排水時間を要することもあることや、作業終了後に排水を中止した場合の水位上昇により床掘法面の崩壊が懸念される等の理由により水替ポンプを停止することなく昼夜連続で常時排水することを余儀なくされています。このような場合、常時排水による設計変更或いは現場条件を加味した見積りによる積算計上を考慮いただきたいと思えます。

(2) 仮配管損料

仮配管の損料の考え方は、下写真の仮配管(1)と(2)では、現在は区別されてなく同じ損料だと思えますが、現実には撤去時の損傷、撤去手間も違います。例えば、仮配管(1)の場合、6ヶ月で20%の損料としたとしたら、仮配管(2)の場合は50%の損料をみてもらいたい。又、建設部・農政部・林務部と大きく損料が違うのは何故ですか。

【5】鋼橋上部工の工場制作工の積算について

鋼橋上部工の工場制作工の積算について、実際に要した工数に対し積算基準の工数が不足しているのが現状です。

単なる鋼重による積算ではなく、部材数や溶接延長等、工数算定にあたり実際の工場制作にかかる工数が反映される積算見直しをお願いします。

【6】ICT活用工事積算要領の適用について

令和4年10月に示された「ICT活用工事の実施方針」により、長野県建設部が入札公告するすべての工事が対象となり、ICT活用による現場の生産性向上が効果的に図られています。

今現在「ICT活用工事積算要領」により、「3次元超工測量・3次元設計データ作成費用」は見積りにより積み上げをしていただいておりますが、「3次元出来形管理・3次元データ納品、外注経費等」については、共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じるとされています。

しかしながら、担当監督員により「ICT活用工事積算要領」における解釈の相違があり、変更時の適

用に差異が生じている状況が見受けられます。

ICT活用により生産性向上を図り、働き方改革を更に促進させて行く為、発注者間での積算の解釈を統一し、適切に対応していただくよう要望します。

*** 労働環境 ***

【7】 技能者不足への対応について

建設業界においても人手不足が問題となっており、特に熟練した技術を持った技能者が不足しています。若手人材確保が困難なところに、ベテラン技能者が技術の継承をする前に、現場を去らなければならないという現状であります。今後の人材確保、技術の継承をどう進めて行くのか重く考えています。今回はその対応の一つとして提案します。今現場においても型枠工やブロック積み工などを確保するのに苦勞することがある。その解決策として型枠を必要としない二次製品の利用を現場で検討することもあるが、通常の型枠で施工をするよりも割高になってしまう場合が多い。施工承諾として受注者の負担により実施をする場合がほとんどであるため、二次製品の利用が可能な工種においては発注段階から二次製品を使用する設計で発注をしてもらうか、現場協議で二次製品に変更した場合の費用を増工対象として認めてもらえるようにするなど柔軟な対応をお願いしたい。

*** 基準仕様 ***

【8】 工事書類ガイドラインや基準・仕様書の改定時期について

工事書類ガイドラインや基準・仕様書の改定時期が3月や4月、5月や10月 など多岐にわたり、把握しきれない。竣工検査時に、検査員から「5月に改訂していますがホームページ等で確認していますか？」等聞かれることがあります。

出来れば、法規制等の重要なことでない限り4月1日からなど年1回の改定にしてもらいたい。また、改定時期が多い事のせいか、ホームページ内の書類一覧などの最新版を確認しづらいので、ホームページの整理をお願いしたい。(平成28年版等の古いものは削除等お願いしたい)

【9】 電子納品にて準用する要領・基準案の不統一、長野県版電子納品のチェックシートの改定について

現在、長野県発注の建設工事は、建設部、農政部、林務部の3部署が多くを占めていると思います。その中で、ホームページ上にて掲載されている電子納品にて準用する要領(工事完成図書)の電子納品要領及び、そのHP上にてダウンロード出来る着手時協議チェックシートの記載内容が、以下の通りとなっています。(下表は11月現在修正版)

部署	ホームページでの情報		着手時協議チェックシート	
	適用Ver	適用日	記載Ver	適用日
建設部	令和5年3月版	令和5年10月1日～	令和5年10月版	令和5年10月1日～
農政部	令和5年3月版	令和5年10月1日～	平成5年10月版	令和5年10月1日～
林務部	令和3年3月版	令和4年4月1日～	令和4年4月版	令和5年7月1日～

①掲載中の準用基準案とダウンロード出来るチェックシートの記載内容が違うので、相違がないようにして頂きたい。(林務部)

②令和5年3月版の電子納品等要領におけるフォルダ構成では、DRAWING、REGISTER、BORING、OTHERS、ICON構成としています。現在のチェックシートのフォルダ構成には、REGISTERが含まれていないので、電子納品の要領を最新版とするなら、チェックシートの改定が必要ではないでしょうか。又、今後BIM・CIMのフォルダも追加の必要があると思いますのでご検討をお願いします。

*** 施工管理 ***

【10】コンクリート打ち継ぎ面への処理材の使用について

砂防コンクリートで堰堤等のコンクリートを打ち継ぐ際、打ち継ぎ面のレイタンス除去及びモルタルすり込みを実施いたしますが、工程面で大きな負担となっております。特に夏季のレイタンス処理を弊社では①打設日の夕方にコンクリート打設面の状況を見ながら（17時以降になる場合もあります）ハイウォッシャーを用いてレイタンス除去を実施します。湿潤養生とする為、翌朝には浮遊石灰がレイタンス除去した面に再付着、白色化しており、これを除去する為に再度②翌朝、打ち継ぎ面の洗浄作業を実施しております。①を実施せずに遅延材を用いるなどして②のみの除去作業とした場合、時間経過とともに付着力が高くなり、除去作業に余計に時間が掛かり、結果的に多くのコストが発生する場合も多々あります。コンクリート構造物の特性上、上記一連の作業が非常に重要であり、これらの費用が歩掛に含まれている事は認識しておりますが、施工条件により実際に掛かる費用と歩掛が大きく乖離しています。

夏季と冬季でコンクリート硬化時間の違いによりグリーンカットを実施する時間帯は異なりますが今後、残業時間の規制や週休2日制度、又、収縮抑制の為に新コンクリート打設までの養生日数を考慮して打設日の設定をすると1週間で1回のコンクリート打設になってしまうと思われま。以前も提案させて頂き打ち継ぎ処理材の使用は認められない(遅延材は可)と言う回答でしたが、今後、工期や打設日の設定等何らかの条件が揃えばコンクリート打ち継ぎ面処理剤の使用を承認頂くことは可能となりますでしょうか。

【11】情報共有システムにおける決裁日等の不整合について

最近では、全ての工事において情報共有システムが利用されていますが、情報共有システム上のやり取りでは、「ワンデーレスポンスへの取組」による即日回答を重視するあまり、決裁日や段階確認等の確認・立会日に不整合が散見されます。

具体的に、打合せ簿では、発議日より何日が経過してから差戻しがあったにもかかわらず決済日が発議日と同一日になっていたり、段階確認では、実際の確認した日や立会いたした日より前の発議日が確認日や決裁日となっている事例などが確認されます。

このような現状を見ますと、ワンデーレスポンスへの取組みが形骸化し機能していない現われかと疑います。受注者側の書類遅延や不備もありますが、最低でも、確認した日付や決裁した日付の整合が図られるよう確認及び指導をお願いします。

また、提案議題からは外れますが、何ヶ月経っても担当監督員決裁がシステム上でなされず、しかし、現場はどんどん施工が進んでいる、そんな現場が数多くあるように感じています。はたしてワンデーレスポンスの取組みは、受発注者相互にとって本当に有効なのでしょうか。今後において、工事の進捗に支障がないように引き続き取り組んでいただき、回答に時間がかかる場合は日時指定等での確実な対応をお願いします。

【12】小規模工種における管理頻度の受発注者協議について

施工管理基準によれば、小規模工種における管理頻度・試験頻度が明記され、それに値する規模の工種においては、簡素化された適切な試験頻度で負担にはなっていませんが、それを少しでも超えた数量の工種に対する試験頻度は、逆に現場に大きな負担となっています。こうしたケースの場合に受発注者協議が可能となれば負担削減につながります。構造物の重要度にもよりますが、下記のように施工数量の少ない工種では、協議により省略・品質証明書等でも可能ではないかと考えます。

① 舗装面積 7㎡における現場密度（コア採取）を3孔実施

※施工管理基準では3000㎡以下の場合3孔

② 護岸工 ブロック積 60㎡（コンクリート12㎡）で、スランプ・空気量・圧縮強度試験を6回（頻度1回/1日で、2㎡/日を6日施工の場合）実施

※施工管理基準ではコンクリート10㎡未満では品質証明書等

施工計画作成段階で、施工管理基準にない工種については監督職員と協議により管理項目・頻度を決定することになっています。それと同様に、上限数量に対し非常に施工数量の少ない工種や小規模工種としての数量を微少に超えるような工種に対しては、協議により試験頻度等の変更が可能となるような仕組み（基準）を検討いただき、更なる簡素化への取組みをお願いします。

【13】 BIM/CIMの活用について

国土交通省では、令和5年1月より BIM/CIM の正式運用を開始しました。近い将来、長野県も適用することを目的に、「信州BIM/CIM推進協議会」を立ち上げ、各組織が知識を共有し技術力向上を目指しているところと思われます。

CIM は測量・調査及び設計段階から施工、維持管理へと 3D 図面（モデル）を活用し属性情報を明示することで、データ共有による受発注者の生産性向上・効率化を図っています。先日、北信地方整備局のご配慮により、長野県建設業協会の会員会社へ「DXデータセンター」の試行利用を提供いただきました。閲覧体験したところ、作成された橋梁や盛土道路等の 3D 図面（モデル）が 360 度どの方向からも可視することができ、地元への説明資料や設計照査等の検討資料に効果を発揮することが期待できると思います。しかしながら、どの段階で誰が CIM モデルを作成するのか、また施工段階での CIM モデルの編集に有償ソフトが必要であるなど、検討課題が沢山あると思われます。工事の規模による適用工事の選定等、十分に御検討いただきたい。

【14】 建設現場における遠隔臨場について

国土交通省・長野県発注の土木工事では、従来、「段階確認」や「立会」、「材料確認」を監督職員が現場に出向き、発注者立会のもとに行っていました。令和2年度からは、国土交通省・長野県共に生産性向上や非接触・リモート化に向け、現地に出向かず、Web 通信を使用した「遠隔臨場」の試行を行い、国土交通省では、それまでの試行結果を踏まえ、令和4年度から本実施に移行することとし、今般、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」及び「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」を策定しました。また、本取組の普及のため、「建設現場の遠隔臨場の取組の事例集」を発刊しています。

今後の動きとして、国土交通省は遠隔臨場の取組の裾野を広げていくとともに、中間技術検査等への適用の可能性についても検討を進め、引き続き、監督・検査段階における業務効率化が進むよう努めています。

この様に建設現場の工程において段階確認をはじめとした現場への臨場は不可欠です。しかし、小規模事業所などは人員も限られるため、臨場にかかる時間が負担となっています。また、現場における ICT 活用においても、十分進んでいるとはいえない状況です。

遠隔臨場はその課題を解決する有力なソリューションと言えます。

官公庁から民間まで、注目が集まる遠隔臨場には、さまざまなメリットがあります。

遠隔臨場のメリットについては、移動時間の削減、若手人材の育成、安全性の向上、人手不足の解消などがあります。

長野県においても、国土交通省同様に本格的に「遠隔臨場」への取組を実施してはどうでしょうか。

*** 検査監査 ***

【15】 段階確認実施工種及び時期の見直しについて

段階確認は「長野県土木工事共通仕様書 1-1-1-25 監督員等による検査（確認を含む）及び立会等 6. 段階確認」により、表 1-1-1 段階確認一覧表に示す工種・確認時期で行うことになっています。また、長野県土木工事現場必携 共 10-8 5 段階確認 ② ②では、「表 1-1-1 に示す工種以外については、下記に示す確認時期。ただし必須ではなく、実施については設計図書に定める場合のほか、受発注者協議の上決定する。」と、表 1-1-1 以外の工種についても下記の時点で、設計図書に定められた場合に加え受発注者協議により決定する旨記述があります。

- ・床廻り完了時
- ・基礎工施工時
- ・型枠組立完了時
- ・鉄筋組立完了時
- ・特に指定された部分の施工時

確認工種及び時期について、共通仕様書と現場必携に相違があり不明確であるとともに、実際には表 1-1-1 に示す工種に関して段階確認を計画・実施するだけでよいと思われまので、現場必携の記述②の削除をお願いします。それ以外の工種で、段階確認の必要があれば、受発注者協議ではなく発注段階で設計図書にて確実に指示するよう徹底を図っていただきたく思います。

【16】 指導監査及び竣工検査時 検査員の ASP 登録について

指導監査時の指摘事項 内容を見ると ASP での事前確認で済む項目が多く有り、書類簡素化の趣旨に反している。対面であれば返答できるが 書面のため多い場合 30 項目もあり、そのための打合せ簿提出も負担である。

また、検査員が決まった段階で ASP への招待登録を指示、対応する案件があった。理由としては検査前に確認したいとの事であった。

以上を踏まえ提案があります。

- ・検査室での共通サーバーを設け ASP 利用の全ての現場が確認できるようにする。又は全ての検査員が現場の ASP を見られるようソフト開発社と協議。若しくは全ての検査員を最初から招待メンバーとする。
 - ・事前に協議内容の確認が行えること。
- ワンデーレスポンスの確認も併せて行える。（協議しているが返答が無い等の確認ができ抑止効果となる。）

*** 建設発生土 ***

【17】 残土処理場確保における準備費用及び維持管理費用の明確化について

残土処理場の確保に向けては県、市町村、建設業者が協力し合い場所の選定、地元住民との調整及び各法令許可申請を行っていますが、熱海の土石流災害等の影響により、残土処理場確保に至るまでには大変な時間と労力が必要となっているのが現状です。そういった中でやはり課題となるのが、残土処理場として利用できるまでの準備工（測量調査・支障木伐採・進入路及び運搬経路の整備等）及び維持管理（土地の借地費・残土整地・防塵、騒音対策・雨水、排水対策等）があげられます。現在、一部工事で測量調査費、支障木伐採費等の費用を変更計上して頂いていますが、工事単位での対応で県としての基本的な見解が明確でないのが今後の残土処理場確保に向けて教えていただきたい。参考としてある発注機関については残土処理費に残土処理場の借地費及び維持管理費を割増計上して頂いている場合もあります。

ICT活用時の適正対応も

設計の質強く求める

県技士会 県と意見交換会

県土木施工管理技士会(野島登会長)と県公共事業担当部局の意見交換会が8日、長野市のホテル信濃路で開かれた。技士会は懸案である設計図書品質確保のほか、新規議題として橋梁補修・塗装工事における吊り足場の見直し、ICT活用工事における積算要領に基づく統一対応などを提起した。

冒頭、野島会長は「能登半島地震への支援や昨今の大雪時も、技士会会員が昼夜を問わず作業に当たり住民の生活を守っている。計画された全ての事業が順調に実施できるよう受発注者一体となり取り組んでいきたい。書類簡素化

などに引き続き取り組むことで、技術者の担い手不足の解消につながることを期待している」とあいさつ。

県を代表して建設部技術管理室の増澤邦彦室長は「能登半島地震は家屋倒壊、土砂災害、道路寸断といった甚大な被害をもたらした。県として地震対策の強化に速やかに取り組む必要があると考えている」と述べた。

論議では技士会が「設計図書と現地との乖離が多く、中止や遅れで経費が増大している」「現場状況や施工方法を全く考慮していない、完成度の低い設計図書が多い。この問題は毎年議論しているが進展がない」「橋梁補修や塗装工事における従来型の吊り足場は、周辺

環境などで施工が困難になっている」「鋼橋上部工の工場製作工は積算基準の工数が不足している」などと具体的に提起した。

これに対し県は「中止や工程の遅れは問題。現場の負担軽減につながる改善策をあらためて意見交換したい」「吊り足場の



野島会長

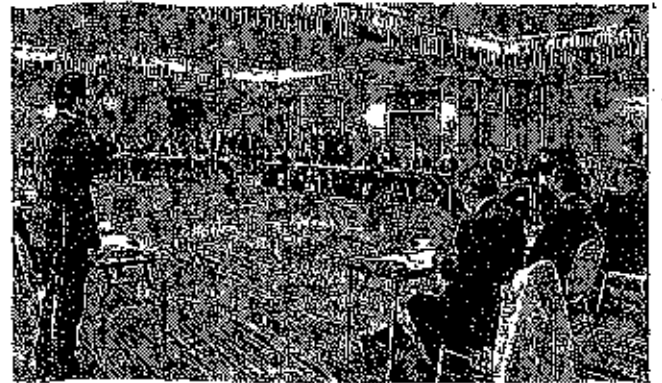


増澤室長

工法については必要に応じて発注者と協議してほしい」「工場製作工の積算は国に準じており、国を交えて検討していきたい」などと答えた。

県が積極的に推進する方針を示しているICT活用工事について、技士会は「生産性の向上が図られている一方で、担当する監督員により積算要領の解釈に相違があり、変更時の適用に差異が生じている」と指摘。

「は適切な対応を現地機関へ周知徹底することを約束した。また遠隔現場についても県は「積極的に取り組みたい。活用してほしい」と協力を求めた。



意見交換会の様子

総括で玉川博之主任専門指導員は「設計成果の品質は大きな課題。また、担当者により対応が異なるとの意見も毎年出る。現地機関に周知し対応したい。書類簡素化の新たな取り組みはおおむねまとまっており、来月開催する地域を支える建設業検討会場で示したい」と述べた。

設計図書品質確保や 技術者不足への対応

**県土木施工管理技士会が
県の担当部局と意見交換**

県土木施工管理技士会(県土木
協会)は18日、県の公共
事業担当部局との意見交換会を
開き、設計図書の品質確保や技
術者不足への対応などについて
件の新規提案課題と前年度提案
した再提案課題6件について意
見を交わした。県技術管理課の
玉川博之主任専門技師は「現
場の技術者の負担軽減が大きな
テーマ。内容は現場機関にも伝
え、改善を図っていく」と述べ
た。

技士会側は、設計図書で現場
との「乖離が大きくなり、受注者の
負担が大きくなる」と指摘。「発
注者で現場確認をして、再設計を
お願いしたい」と求めた。これ
に対して県建設部技術管理課で



は「他部署の協議を徹底し、古
い成果などは工事発注前に現場
を確認、修正があるものは修正
し発注する」と回答した。さら
に、「現場の負担を軽減するた
め、今後どう取り組むべきか
事例をもとに意見交換できた
ら」と協力を呼び掛けた。

再提案課題でも設計図書の不
整合の改善について要請。橋梁
やトンネル補修の設計図につい
て「事前調査を専門業者にお願
いしてほしい」との提案は、県側は
2021年度から実行している
設計・工事連携推進策・工事だ
いについて報告。橋梁補修の設計
途中に、工期をたずねさせて工事
発注し、「コンサルを交えた三者
協議で協議。設計をコンサルが
行い、成果に基づいて施工する
工事を実在する4件実施してい
る。受注者の意見を踏まえ、課
題のクリアに向け件数を増やして
いきたい」と伝えた。

二次製品

「国の動向注視し 活用を検討する」

技術者不足への対応につい
て、技士会側は型枠工事など
で、あらかじめ二次製品を使用
した設計での発注をするが、協
議後の変更にあたって増し対象
として費用を認めるとも要請。
県側は「経済性や施工性、工期
などの制約により二次製品の使
用を求め最適な工法を設定して
いる」と回答。また、「生産
性向上を図る目的で、国でソ
レキヤスト工法の活用促進を協
議している。動向を注視して二
次製品の活用を検討していく」
と説明。二次製品への要請につ
いては「現場条件が合わないら
ず、当初設計では施工できないなど
理由があれば変更可能」とした。